

ない。だから先生が、「民主主義は、如何なる政権の下にも行ふこと出来る」と云つた事は、全く無茶な話である。それにも拘はらず先生は、羅馬法王の回勅や聖トマ博士の主権在君説や田中先生まで引張り出して来て、自分の主権在民説を眞理化せんとしたことは、全く矛盾撞著である。だから民主主義は、如何なる政体の下にも絶対に行ぬことは出来ない。其の实例を遠くに求むる必要はない。現に其の实例を先生は、自分の目の前で、見ること出来るじやない乎、

見給へ先生、元我が國は、君主制であつたが、君主制態の下では、民主主義を行ふこと出来なかつたから、君主制を廢して今は、民主制を行つてゐるではないか。

だから「民主主義は、如何なる政体の下にも行ふこと出来る」と云ふ先生の論は、絶対に成り立たない。小学校の先徒でも「如何なる政体の下にも、民主主義を行ふことは出来ぬ」と云ふこと位いは、知つて居るから、先生も今頃は、自分の主張が間違つて居つ事に氣が附いて、後悔してゐるであらうと思ふ。

聖書に「義人と云はるる人でも、一日に七たび罪過を犯す」とあるから、義人ならざる我れ我れ凡人が、過つて罪を犯すことは、有り勝ちであるから、驚くに及ばぬ。

論語の学而篇に「過つて改むるに憚かる勿れ」とある通り、過つて直ちに改めれば、人生焉より

美なる事なし、日月の蝕したる後、再び顯はれて、燦然と其の光明を發射する時は、一層感嘆を以て、之を仰望する。改過遷善することは、実に難いことである、難きが故に多くの人々は、容易に之を行はない。之を行ふ者は誠に少ない。鮮少ないが爲に、之を行ふ者あるを見る時は、人々皆、喫驚して其の勇氣、其の美挙に感嘆するのである。我れ我れは、善に持続する事よりも、寧ろ過ちを改悔することに感驚する者、多きは、蓋し是れが爲である。茲に於て筆者は、彼の先生が、斯る美事美挙に出でて、眞理を食とし、正義を養となして、日本の國家を、道徳と法律との原理の上に据へることに、盡力せられんことを希望してやまない。蓋し國家盛衰の原理は、三千年の昔し賢王サロモンの歌ひたるが如く民主主義や唯物主義や利己主義の上に立つものでなく、道義と眞理の上に立つものである。民主主義や利己主義は國を亡ぼす主義であることを記憶せられんことを。

八千萬の日本國民皆主権者である乎

憲法第四十一條を見れば「國會が、國權の最高權威の機關である」と銘記してあるのみならず、憲法改正する爲に臨時國會開催せる当時、時の政府は、金森國務相をして「主権は人民に在る」と幾回も宣言せしめた事が新聞に掲載してあつた。政府の声明せる如く人民に主権が在れば、八千萬

國民皆、主権者でなければならぬ。八千萬國民皆、主権者即ち治者のみで、被治者がなければ、命ずる権利を有する者のみで、遵ふの義務を負ふ者が一人も無い訳である。蓋し八千萬國民皆、平等の主権者であるから、同一の権利を有する者のみであれば、命ずる権利もなく、遵ふの義務もない訳である。左すれば國家も社會も形成することは出来ぬ。何ぜかと云へば、國家若くは社會を形成するには、治者と被治者とがなければ、成り立たない。我れ我れ人間社會の如き理性的行爲、若くは、意志的自由より成り立つてゐる社會団体には、どうしても主権者がなければ、國家も社會も形成することは出来ぬ。一家も其の如く、戸主が無ければ、家庭と云ふこと出来ぬ如く、國家も社會も主権者がなければ、國家と云ふことは出来ぬ。蓋し國家と云ふ所以は、主権者があるからである。此の意味からすれば、民主主義即ち民主制では、國主の存在を認めないから、日本を國家と云ふことは出来ぬ訳である。それにも拘はらず日本が國家として存在し得られるのは、是れ偏に米國の御蔭である。若し米國から離れたならば、現状を維持して行くことは、困難であらう。

民主主義説は革命の先驅者である

蓋しフランスに前代未聞の大革命を起したものは、民主主義説であつたからである。此の説をフ

ランスで唱導した人々は、ヴォルテール、モンテスキュー、ルッソー等であつた。是等三巨頭の中、殊に我が國民に知られるてゐる者は、ルッソーである。ルッソーは、過激的民主主義者として、其の名を博した。殊に我が國民に知られたのは、其の名著「民約論」を以てである。其は我が國の宝典にも「主権は、人民に在る」と云ふ句は、慥かに「民約論」に、「國家の統治権は、人民に屬す」と云ふ句から、引用して來たものと思ふ。

更に又、同書に「君主は國家の統治権を實行する職務を有するのみ、君主の意志即ち國家の意志と解するは、誤りである、國家は統治権を有するが故に、法律を制定す國民は自から作れる法律に服従するに過ぎず」と云ふ法律は、目下我が國で採用してゐる法律と、其の意を同じふしてゐる。即ち國民が自から作つた法律で、自からを治むると云ふことは、取りも直さず國民が、治者たると同時に被治者たること、命令者たると同時に服従者たることであるから、自然法に反する法律である。故に非論理的である、何ぜかと云へば國民自から作つた法律で、自からを治むると云ふことは、之を守るも守らざるも、之に服従するも服従せざるも、國民の自由ではないが、自由であれば國民に之を守らなければならぬと云ふ義務を負はしむること出来ぬからである。

第一、法律を作るには、どうしても道德法の原理を基本としなければならぬ。然らざれば作つた

法律が、正義であるか、不正義であるかを知ることが出来ぬ。だから道徳法の原理に違ふことあらば、設令、國會で、議員達が満場一致で定めても、議員達は法文や細則を作るけれども、正義を作る権能を有つてゐないから、法とすることは出来ない。蓋し何人も道徳法に反することを法とする権利を有つてゐないから、ルッソーが「國家は、法律を作る権あるが故に、法律を制定す」と云つたことは、非論理的である。

更に又、民約論に「國家と主君との關係は、恰かも一器官に過ぎぬ、國民は、此の器官を通じて命令し、而して自から之に服従す、自から命じ、自から従ふを自由と云ひ、無意味に他の意志に服従するは、奴隸である。國民は、君主を撰びて、之に統治権の實行を委任す、之に捧呈せるにあらざ、故に國民は、君主を制限し得べきは勿論、其の必要あれば、其の委任を解除することを得」と論じたことは、随分過激な民主主義で國王は、まるで國民の番頭に外ならない。教年前、岡田内閣の当時、或る學者の唱へた天皇機關説は、以上述べたルッソーの説が、種子となつて誕生したのであらう、と思はれる。

諺に「人の思想は、全世界を搖がす」とあるが、實際其の通り、ヴォルテール、モンテスキュー、ルッソー等の首唱した民主主義説が、一大原因となり、導火線となつて、佛國に前代未聞の大革命

を起して、ルッソーが「國民は、君主を撰びて、之に統治権の實行を委任す。故に國民は、君主を制限し得べきは勿論、其の必要あらば、其の委任を解除することを得」と云つた通り、佛王第十六世の統治権を剥ぎ取つて、之を断頭台上の朝露とし、以てフランス全土に血の雨を降らせた。是れ民主主義の結果であつた。之を視れば民主主義は、眞理ではない異端である。

民主主義はフランスに重大損害を與へた

佛國の大革命は、實に鬼神をも泣かしむる程の大慘劇にして、人を屠ふること幾十萬、子は、親に別れ、妻は夫を失ひ、天涯地角、身を容るるに処なき者、其の数、幾百萬人なるを知らず、浩々たる邦土は、之が爲に鮮血に塗みれ、洋々たる河水も、之が爲に紅れないに變じ、死屍累々として道途に横はり、以てフランス全土を蔽ひ、歐洲の天地は、暗黒界となつて、日月輝やかず、草木、枯れて、鳥獸声なく、田園荒涼、寂莫として慄然、胆を寒からしめ、皮膚に粟を生ぜしむるは、實にフランスの革命であつた。

天地開闢以來、世に革命的大擾乱、其の数、多くあつたと雖も、未だ曾てフランス革命の如き、慘憺たるものを見ることは出来なかつた。其の影響する所、廣大にして深甚なるのみならず、其の

内容、多趣多様にして、壯絶悲絶、悲想を極めた。

革命政府の党员等は、残酷にも國王ルイ第十六世と王后マリー・アントアネットを、断頭台上の朝露に化せしめたのみならず、救世主キリストの降生紀元を廃止して、革命暦を用ゐ、更に進んで、キリスト教の廃止を布告し、全國のカトリック教会を悉く閉鎖して、其の財産を掠奪し、救世主キリストも天主の聖母マリアの聖像をも破棄し、之に代ふるに道理神の崇拜を奨励した。

当時パリの都で、女優として有名なカンデーユと称する美人は、赤帽を戴き、空色の派手なマントを着し、バラの花環を額に環らし、其の手にジュピターの槍を持ち、美麗に莊飾したバラキン（車）に乗り、町の若者に昇がせ、三色の帯せる白衣の女子隊を先導として、パリの市街を練り歩るき、パリの都で有名なノクター・デームの大天主堂に練り込み、中央祭壇の上に登り、パリの市民を其の前に膝づかせ、道理の神として女優を拜ませた。当時のフランス人民は、まるで理性の無い動物と同様になつて了つた。是れ民主主義の結果であつた。蓋し民主主義は、神の代りに人間を、社会の主権者とする主義だから、フランス全國到る処のカトリック教会に於て、全能なる神の代りに道理の神が祭られ、禮拜せられたと、カアライル氏の佛國革命史に述べてある。

斯の如も重大侮辱と冒瀆と損害とをカトリック教会に与へた民主主義を、文明の花だと云つて讚

美してゐる者が日本に在ると思へば、実に慨歎に堪へない全く日本は無神國になつて了つた。

革命政府は、教会の鐘を鐘樓より取り下して、大砲を鑄造する爲に鎔解炉へと運ばせ、香炉と聖器も皆、打展ばされて戦争道具に使用された。更に又神父達の着用せる羅紗製の祭服は、ズボン無き人々のズボンにせられ、白衣の法衣は、軍人軍族にして革命政府の爲に戦ふ人々のシャツに縫ひ直して着用させ、其の他の鈴や鉛に至るまで、之を鑄潰して、勤王党员を撃つべき銃丸とならしめた。

更に又、革命政府に属するエペール等は、カトリック教を撲滅せんとして、パリ市の惡漢と細民等を使喚して、茲に反宗教的示威運動を行つた。之が爲に市中、到る処の天主堂に乱入し、ミサ聖祭を行ふ時に使用する聖盃を掠奪し、之を以てブランデーを飲み、聖ときパテナに肉や肴を載せて食つたと、前同書に書いてある。

斯の如く神聖を冒瀆した革命党员等は、更に又、王朝の遺物を根絶せんとして、サンデニーに於ける佛王歴代の墳廟を破壊して、其の遺物を辱かしたのみならず、全國に於ける王室及び貴族の墓陵及び銅像等を悉く破棄し、宮殿を破壊して、其の宝物を掠奪した。

革命党员等は、之を以て尙ほ足れりとせず、次に王朝歴代の風俗を廃止すると称して、グreek

古代の服装を模倣して、パリ市の婦女子をして、半裸躰を装はしめ、且つ婚儀をして、單に淫樂の具とならしめたから、社会の風俗は、非常に頹敗し、離婚と私生児の数は、著しく激増するに至り、斯くして戦慄すべき恐怖時代を現出せしめた。斯の如く暴虐と、混乱と騷擾の世になりしが故に、人身の自由と生命と財産等を保護すべき裁判所や警察署は、變じて恐怖すべき屠殺場となり、革命軍と勤王党との間には、激戦到る処に於て行はれ、戰場に於ても、断頭台上に於ても幾万と云ふ人々は、屠殺された。云ふに云はれぬほど残酷を極めたのは、男女一人一人の手と足を縛し、之を重ね縛して、革命結婚と名づけ、ロアール河の流れを停めたほど多くの男女を投げ込んだと、人間の智識で、工夫し得られる凡ゆる工夫を凝らして、暴虐を極めたのである。

フランス革命を、一言を以て之を蔽へば、地獄の暗黒と猛火が、天にまで冲する惨劇、國を滅ぼし、自からを滅ぼし、宛然大噴火山が、其の鎔岩や熱灰を以て、幾千万と云ふ人々を殺戮して、フランス全土を、地獄の如くにしてつた。此の惨禍をフランスに蒙らせたものは、民主主義であるから、我が國民は、フランスの二の舞を演ぜぬやうに注意警戒しなければならぬ、之が爲に大害を被むるものは、我れ我れ人民である。然るに天下に遠眼の識者なく、其の禍害の起りたる後、結果のみを見て、其の由つて起る所の原因を視るの明ある者が少ないのは、実に遺憾である。滔々たる

る天下皆、然りである。今吾人の論ずる所を見て、冷々淡々として雲烟過眼視する者多きは、是れ亦、一の明証ではないか。

統治權の源泉は何處に在るか

國家を統治する權利と云ふものは、何れの源泉より出づる乎、或は何れより賜与せらるるかと云ふに、ルッソーの如きは「國家は統治權を有す、故に人民は法律を制定す」と云へば、人民は、國家の王者であり、主裁者である。故に各種の權利は皆、人民の所有する所となる訳である。此の論を觀察すれば、大いに不道理なることが解る。若し人民皆、王者にして主宰者のみならば、主宰さるる者なき事となる。何となれば我れ我れ人類には、貴賤賢愚の別、自然的に定まつて居るけれども、人類として皆は、同等であるから、主宰者被主宰者あるべき筈はない。既に被主宰者なく皆、同等にして王者主宰者のみあるとは、不道理不倫理も亦、甚しと云はなければならぬ。

或る人曰く「人類の或る部類が、他の部類を司配するものである」と、別言すれば賛成者多き部類所謂古代グリークの貴族政態のやうに、勢力ある者が一時權力を握りて司配するの意である。設

令、賛成者多数にして、勢力あればとて、是れより権力の出づべき筈なし、是れ即ち勢力多きが爲に、権力を擅にして、勢力少くなき部類を圧するに外ならぬ、是れ即ち権利の盜賊にして、即ち強者の権利と云はなければならぬ、斯の如きは鉄世界に於ける大なる弊害である。要するに勢力ある団躰、我が國で云へば國會所謂國家の立法部たる國會と云ふ団躰より司配権の出づべき理なし、之に依つ推せば、其の源泉は何れにある乎、必ず原物即ち神より出づると云はなければならぬ。故に社会に於て権利ある者は、神の代理者と云はなければならぬ。是れ人民の必ず服従しなければならぬ所以である。

神は最上の権力者にして司配権の源泉である

神は、我れ我れ人間と天地万物の造り主であるから、我れ我れ人間を治むる所の王の王たる最上の権力者である。其の故は、我れ我れを造り、我れ我れを保護して、所有権を賦与したるが爲である。然れども神は直接に有形界を治めざるが故に、其の権力を人に与へて、之れをして治めしめなければならぬ。然らば神は、如何にして之れを人に与へたかと云へば、血統或は撰挙に論なく、國

家の元首たる位階に具はるが故に、神は、其の登位者に与へたるものである、故に元首たる者、即位の式を挙げれば、自然的に主裁権も之に具はるものである。然れば人民の之に服従するは、神に服従し、之に背反するは、神に背反する者である。

斯の如く主権と云ふものは、國家の元首たる者の位階に具はるものであるから、政府が、日月星辰を天空から撃ち落すほどの力を具へて居つても「主権は人民に在る、國會は、國家權威の最高機關である」と、憲法第四十一條に銘記しても、人民にも國會にも与へることは出来ぬ、何となれば、上記せる如く主権と云ふものは、個人に属するものでなく、國家の元首たる者の位階に属するものだからである

其は頼山陽の作つた日本外史を見ても分る、源平時代の天皇は、屢々交替した。当時、天皇であつても位階を退いて、上皇となり、或は髪を削つて法皇となれば、國家を統治する主権はなかつた。何となれば神は、家庭なれば、戸主と云ふ位階に、國家なれば、國王と云ふ位階に、主権が具はるやうに定め給うたからである。内閣なれば、總理大臣と云ふ椅子に、衆議院なれば、議長の椅子に具はるから、命する權威も之に具はるのである、是れ神の定め給うた自然の法則である。

斯く神は、此の世の長上者に夫々の權を分け与へて、己れに代つて其の下々を治めさせるのであ

る。故に此の世に於て権を有つて上に立つ者は、総て神の代理者である、随つて直接、神に従ふと同じく、誠心誠意を以て之に従がはなければならぬ、是れがカトリック教信者の信じ、且つ行つてゐる所である。

一九〇

國家の至上主權者は、人民でなく神である

國家の至上主權者は、人民でなく、天地万物を創造し給うた全能の神である、看よ、凡そ宇宙の間に散在する有りと有ゆる森羅の万象は皆、一定不変の法則に従つて動いてゐる。其の法則は、確然と一定して、幾千万年に亘るも毫末も変易はない。だから宇宙に此の整然たる秩序の存するのを觀て、此の法則を定め給うた全能全智なる神の存在し給うことは、何人も肯定し得られるであらう、尙ほ審らかに言ふならば、彼の茫漠たる天界を運行する日月星辰、此の宏々たる地上に蕃殖する禽獸蟲魚、草木其の他、宇宙間の有ゆる物の運動は、之を仔細に觀察するに、其処に其の物自身の自由の撰みと云ふものはなく、只だ天分の儘に動き行くこと万古不変である。則ち一定不変の法則に従ふことは、庶物其の物の天賦の性に具はつてゐる、最初、創造された時に与へられた儘で、

後に至つて自から、取捨し変更したものではない、例へば水の低きに就くが如き、自からの自由で選ぶのではなく、唯だ造物主の定め給へる引力の大法則に其の儘、従ふだけである。言を換へて言へば、宇宙間の自然物は、其の一定の法則に盲従するのみで、微塵も之に背くことは出来ないのである。此の点に就ては、人間のみは、独り他の庶物と其の撰を異にしてゐる。

我れ我れ人間は、意志の自由を有つてゐるから、自から撰んで造物主の權に従ふのであつて、他の禽獸などのやうに与へられた本能傾僻の儘、盲従するのではない。意志の自由によつて撰択する、其処が人間の尊とい所で、万物の靈長と云はるる所以である。人間以外の物の法則に従ふのは言はゞ、奴隸的の服従であるが、人間は、之と異なつて、理性を以て辨別し、自由を以て自から撰び、そして神の思召を会得して従ふのであるから、非常に立派で、且つ高尚なことである。然るに若し之に反して、この理性、此の自由と云ふ貴とい賜物を享けて居りながら、之を逆用して造物主の思召に背くならば、此の醜きこと、卑しきこと、実に言語に絶えざる程で、遙かに禽獸よりも劣るものと云はなくてはならない。

人間は、斯く意志の自由を以て、取捨し撰択するから、其の思念行爲には、当然、責任と云ふものがある。随つて造物主の思召に従へば、徳行となり、功績となり、其の報ひとして賞を受ける、

之に背けば悪行となり、罪科となり、其の酬いとして罰を蒙らなければならない。人間以外の万物は、之と異なつて如何ほど其の一定の法則に正しく従つても、それは自から撰んだものでなく、唯だ定められた儘に盲従するのであるから、功もなければ賞もない。全く機械と同様で、賞罰と云ふもののあらう筈はないのである。

然るに人間は是等の物と異なり、高尚なものであるから、人間のみ独り造物主に代つて、此の世の有ゆる万物の上に大いなる権利を有つことが出来る、啻に禽獸や草木のやうな動植物の上ばかりでなく、他の大小の無生物にまでも、其の征服の手を伸ばし得る、また同じ人間同志の間でも、与へられたる智徳力量が優れて居れば、他の者の上に権を有つて立つことも出来るのである、其の具へた智慧や能力を正当に用ゐて、万物を征服し、之れを巧みに使役する者は、独り人間のみならず、与へられた特権である。此の権利と云ふことに就て、キリスト教信者の思想と、民主主義を主唱してゐる人々との間に大なる相違がある、民主主義者は、神の存在を否認して人間を主権者とし「宇宙間に存在してゐる唯一の實在者は、人間のみ」と思つてゐる。

人間には、物質しかないとするならば、生きてゐる人間には、何に其の生命の本源となつてゐるであらうか、人間には何にもないと云ふ以上、それも物質であるといはねばなるまい。然らば知識や思考や善を愛する心や、義を好む傾向はどうして生起するかと云へば、知識の自然的器官は、頭脳であるから、其の頭脳から、知識や思考を分泌する、其の状宛かも腎臓が胆汁を排出し、胃腸が消化液を分泌するが如くであると云はねばならぬ。若し果して知識や思考が脳髓の分泌であるならば、物質的の物であるから、知識や思考や判断等を貯藏場に入れて、それを商品のやうに薬店で売捌くことが出来る訳である。

兎に角唯物論者は、物質の存在のみを承認して、人間の上に位する全能全智全善なる神の存在を認めない。我れ我れの遵守して行かなければならない人間の作らない道德法をも認めない。

唯物主義であるから、民主主義者は、物質の存在を認めてゐるが、神の存在を認めてゐない。故に人民を國家の主権者としてゐるが、天に於ても地に於ても、苟くも我れ我れの目に触れるものは何に一つとして、之が創造主たる神の知識と、権能と及び其の無限大とを、示さないものはないから、万物皆、神の威徳を感驚せしめる、古賢の云つた通り、天地は、學者に取つては、二卷の大書籍である。それに就て「知神、見神の学を学ぶこと出来る」と、実に然り、常に人が神の存在を証明する爲に掲げる論証は、極めて單純である、例へば左の如き論証も其の一である、「人若し仰いで天を觀、俯して地を察し、尙ほ其の兩間に覆載せらるる一切万有を見る時は、其処に千万無量の事

物が認められる、処で夫れ等一切の事物の中に自から生出したものは一つもない。元來さう云うやうなことは出来やう筈はない。何ぜなればてんから存在してゐなかつたものが、どうして自から生出すこと出来やうか、して見れば太初には、どうしても誰か夫れ等を造出しなければならなかつたものである。即ち我れ我れの今見つつある一切万有には、それを現出せしめ得る原因がなければならぬ。さう云ふ原因がなければ永久に何にも現出しない訳である。処が丁度、さう云うやうな原因を神と称するのである。即ち万物の元始であり、始源であるものを、人が常に神と称してゐるのである。之れを約言すれば凡て皆、左の二語に歸して了ふ「神は、原因にして、宇宙は、其の結果である」と、そこで我れ我れは、結果を見れば、自然原因を知る。設令、其の原因が我れ我れの肉眼で見えなくても、知ることが出来る、宛かも数百年前に建立された建築物を見れば、我れ我れは、それを建立した建築師を目に見なくても、兎に角、其の建築師の存在してゐたと云ふことを確かに知ることが出来る。そして其の手に成つた建築物の巧拙如何を見れば、建築師の才幹技能の如何も知ることが出来るのは、言ふまでもない。それと同じ道理で、我れ我れは、神をどうして知るかと言へば、其の被造物である宇宙を見て推知するのである。斯やうに推論するのを稱して、常識の議論と云ふ、哲学上では、結果から原因に溯究して行く論法を、因果律の論法と云ふ、此の論法で、以

て結果の在ると云ふ所から、原因の存在すべきを推論しつつ論結するのである。

宇宙は、千態万狀の事物を以て成り立つてゐるが、其の事物は、自から生起することも自から存在することも出来なかつたものである。然し今現に存在してゐるのを見れば、最初には、何処かに之を現出せしめ得べき一の原因があつたに相違ない。さうでなければ決して存在し得なかつたであらう、処で其の太初の原因を我れ我れは、神と云ひ、國家の至上主権者と稱するのである。

神は一切人間の保護者であり楯である

神が一切人間の保護者であり、楯であると云ふ思想は、此の世に於て権を有つ者の爲にも亦、之に従ふ者の爲にも、大なる保護者となり、後楯となつて強い力を与へる。先づ第一、権を有つ者に就いて云へば、帝王なり、大統領なり、將た其の大権の一部分を更に分担させられてゐる國家の官吏なり、又は其の他の長上者なりが、其の思想を有つて言動すれば、彼等は、大いに其の己れの位置を重んずる所があつて、良心の命する儘に行ふにも、大いなる力が加はる、我は、全能なる神の代理者であると云ふ思想によつて勵まされて、如何に苦しい事でも、如何に困難な場合でも、己が

良心の命する儘に、屈せず撓まず、怯ぢず恐れず、其の権を後楯として、勇ましく進むことが出来る、若し夫れが自分單獨の力のみだと思ふならば、大いに之れと趣きが異なつて、其の力は著しく滅殺されるに相違ない。

尤も之と同時に其の責任も甚しく重くなる、苟くも神の代理者であるからには、神と等しく何事にも正義と人道とに則しなければならぬ。神と同じく眞、善、美の体現に務めなければならぬ。此の点から言つて、彼等の言ふ所、行ふ所は、所謂神政一致で、神の思召を承けて、政治を行はなければならぬ、則ち眞の意味の祭政一致でなければならぬ。一点の私心もなく、唯だ全く神の奉行者であることを要する、斯う云ふ重い責任が伴ふので、之を省みると、権利の濫用などと云ふことは、おのづから出来ない筈である。又良心の命令を矯めて、一時を糊塗すると云ふことも、断然出来ない筈である。

次に権に従ふ者の側から言ふと、此の思想のある爲には、とても出来ないと思はれるほど偉大なる事業をも仕遂げることが出来る、然れど若し普通一般異教者の考へ方によれば、同じ人間に押しつけられ、屈従させらるると云ふことは、苦しいこと、厭はしいこと、忍ぶべからざる屈辱であることさへ思はれる、随つて若し彼等にキリスト教的の権利の本源と云ふ思想がないならば、如何なる英

雄豪傑でも、長く彼等の心服を得ると云ふことは、不可能と云つても可い。然し神は、権利の本源にして、我れ我れの後楯になつてゐると信じて居れば、是れ即ち神の恩寵であると云ふ思想を以てするから、如何なる困難な事をも成し遂げることが出来る。此の思想が普ねく及んで居る所には、屈せず撓まぬ強い力が存して居るが、是れの無い所には、唯だ衰頹と滅亡とのみ好んで巢をくふ。

更にモウ一つ、権に従ふ者に就て、キリスト教的、即ち神が権利の本源であると云ふ思想の長所は、犠牲的精神を以て、能く服従すると云ふことである。其は如何ほど苦しい場合に遭遇しても、夫れが神の思召であると思へば、決して避けもしない、逃げもせぬ、己れを棄てて進んで之に当ると云ふ意氣がある。之を観ると、キリスト教信者にあらざる國民の思想は、其処に大きな差異がある。有り体に云へば、甚だ低い。

彼等が権に従ふのは、詮する所、唯だ己れの利益の爲である。利己と云ふ醜くい体に、忠とか孝とか名づく美しい衣服を着せたものであつたに過ぎなかつた。所が大平洋戦争後、民主主義と云ふ利己主義が侵入して来て、公の爲に私を棄て、忠孝の爲に己れを忘れて働らく事、所謂公益の爲に身を献げ命を献げ、身辺一切のものを献げて、國家の爲に盡さうとする義士がなくなつた。一言を以て蔽へば、棄私殉公の赤誠を以て、國家の爲に盡す者がなくなつた。此の棄私殉公の赤誠に正反

対なもの、民主主義である。蓋し自主的で、自己を本位とする利己主義だからである。利己主義は、社会的大悪にして、人民の心に不平を蒔き、社会の安寧秩序を害し、遂に國家の滅亡を準備せしむる主義だから、天下豈に焉より憎むべき、且つ恐るべき主義は、他にはあるまい。

一 躰民主主義は、唯物的無神主義で、眞の神の存在を認めないで、全能なる神の代りに、人民を國家の主権者としたものである。所が我が國民の中、眞の神たる造物主の存在を認めて居る者は、一人に就き、一人あるか無しであるから、一般人民の念頭に自然と浮び出る觀念は、キリスト教の神は、神道の八百万の神或は佛教の阿彌陀如來のやうなもので、日本の國神より少し學問があつて、偉いかも知れんが、兎に角大した差異はあるまいと云ふやうな觀念を有つてゐる。是等の人々は、往古、我が邦に始めて佛教が渡來した当時、「佛は、蕃すの神であるから、之を信すれば、我が邦の神の怒りを招くであらうと云つて、佛教に反対した物部や守屋等と同じ意見を有つてゐて、ヤソ教を信する者は、我が日本の國神を棄てて、西洋の國神に歸依する事だから、我が國の神に対して無礼千万であると思ふ者が、未だ多くあるやうである。

次に多少哲學を食ひ嚼つた学校の先生達は、「キリスト教の神とは、天地万物を創造し、主宰する全能全智全善なる絶対者である。神の觀念中、最も進歩したものの一である。けれども斯やうな絶対者で、無辺の神が實際、存在するや否やは、吾人の智慧を以て知ることには出来ぬ。學問を以て其の存在を明確に証拠立てることは、到底出来ぬ、なるほど神の存在の証明は、種々ある、例へば本論的証明として、

「神は、最も完全なるものである、最も完全なるものは、存在しなければならぬ、故に神は、存在する」と論証するものもある、更に又、宇宙論的証明として、宇宙の起原に溯ぼり、天地万物の存在には、必ず其の原因がなければならぬ。吾人若し其の原因の連鎖を追求して、原因の又原因と云ふやうに溯ぼり行く時は、終には其の最高原因に到達しなければならぬ、此の最高原因は即ち神である」と論証するものである。

其の他、宇宙間に於ける整然たる秩序、統一、調和、適應等より一大叡智的存在者即ち神の存在を証する目的論的証明がある。けれども是等の証明は、独逸の大哲學者カントの「純粹理性批判」及び英國の大博物學者ダーウインの「進化論」の爲に全く滅茶苦茶に打ち破られて了つて、今日では學者間には、何等の価値も勢力もない。之を要するに神の存在は到底、學問を以て証明することが出来ぬと述べてゐる。

この偏見謬説を匡す前に、吾人は、吾が國の學者先生方に対して、注意を請いたい事が一つあ

る。それは他ではない。先生方の御話によれば、カントやダルウイン等は、如何にも無神論者の大将であつたやうに聞えるが、事實は、其の正反対で、両学者共に、眞の神の存在を確信してゐたことは、確實である。特別カントが「純粹理性批判」に於て、古來の有神論を、彼れ是れ批評したのは、更に其の著「実践理性批判」に於て、道徳上、倫理學上から、自己の有神論を確立する爲であつた。且つカントが「純粹理性批判」に於て加へた批評は、悉く妥当なものでなく、脱線してゐる。故に古來の有神論は、カントの批評に依りて、毫も效力を喪失してゐない。カント自身さへも其の中の或る証明の有力なることを自白してゐる。だから我が國の學者が、カントを無神論の大將だと思つてゐることは、大なる誤りである。

又たダルウインの進化論は、決して神の存在を否定するものではなく、寧ろ却つて神の全能全智全善なることを証明するものである。これは進化論の鼻祖と仰がれるアレース氏を始め、斯界の大學者中、熱心なるキリスト信者の有るのを見ても、進化論は、神の存在を否定するものではない。我れ我れの信奉してゐるカトリック教會の教義によれば、人は、理性の光によりて神を認識することが出来る。故に神の存在は、信仰箇條と云ふよりも、寧ろ信仰の前提である。蓋し神の存在は、道理を推して知ることが出来るからである。

だから新約聖書羅馬書一の二節以下に「蓋し神に就きて知られたる事柄は、彼等に顯然たり、其は既に彼等に顯はし給ひたればなり、即ち其の見得べからざる所、其の永遠の能力も、神性も、世界創造以來、造られたる物によりて覺られ、明らかに見ゆるが故に、人々弁解することを得ず」と、使徒パウロは吾人に教へてゐる。

故にヴァチカンの公教議會は、此の教義を、更に一層明瞭に説明してゐる。

「母なる聖会は、人間が其の理性の中に備ふる自然の光に依り、被造物より推理して、万物の始めにして、又た終りたる神を確實に知り得ることを教ふ、若しも我等の主にして、造物主なる唯一眞正なる神が、人間の理性に備はる自然の光りに依り、被造物より推理して、確實に認識せらるることを、否認する者あらば聖会は、其の者を破門すべし」と宣言した。

実に然り吾人、仰いで高天を望めば、日星は、千万無量、秩序整然、光輝燦爛として、神の万能を吾人の目に紹介しつつかある、俯して地を察すれば、卑小なる虫も然り、極微極小なる虫と雖も亦、明らかに神の攝理の周到なることを証表しつつかあるではないか、神を我れ我れ人間に紹介するが爲には。覆載間の事々物々皆、自家固有の口があり、言葉がある、茫々たる世界を照らす太陽は曰ふ、仰いで我を瞻よと、野にある一本の草花すら曰ふ、仔細に我れを檢せよと、二者共に曰く、我

等は、自生のものにあらざるなり、我等の美観、我等の所有は皆、之を造化主に受く、造化主とは、是れ即ち神なり云々と、斯の如く神の存在は、日星瞭然、殆んど自明の眞理である、故に羅馬の哲人シセロは斯やうに語つた。「天を眺めて、神の存在を認識しないやうな馬鹿な人間は、果して何者ぞ」と、シセロが斯やうな言葉を語つたのは、今を距る二千年前の話であるが、爾來、天地間の状態は少しも変りなくして、天上には日月星晨が依然とし光り輝いてゐる如く、地上にも神の觀念は、人の精神の裡に明白に意識されてゐる今日も尙ほ、シセロの時代のやうに、広い世界には、個人として自から称して、無神論者で御座ると云ふやうな狂者は、時折り見受けられぬでもない、けれども國民としては、無神國民なるものは、未だ何処にも認められない。

昔から今日に至るまで、永い歲月の間世界は、敬神の道によつて生存して來たのである。我が國も大平洋戦争前までは、政治上に於ても神は、当然第一位を占めてゐた。先づ第一、日本は神國と云つて、國家の基礎が神に基ずいてゐた。それ故、國家の安寧、秩序、幸福、隆運等も皆、神に係つてゐた。それ故、日本國民の幸不幸に關する事柄に神の与からないことはなかつた。例へば宣戰の時には、神に奉告して、天佑を祈り、戰勝の時にも、神に奉告して神恩を謝し、皇儲踐祚の場合にも亦、矢張り天佑の下に御治世の彌や榮えんことを祈つたのであつた。要するに日本ほど神の存在

の歴然としてゐる処は、他の國に於ては見ることは出來ぬが、然し惜しいかな、天地日月星晨を造つた眞の神の存在を知らない。神は、我れ我れ人間の造り主で、保護者であるから、第一、眞の神の存在を認めて、之に奉仕するやうにしなければ、世界何れの國に於ても高名な人物の中には、無神論者又は唯物論神であつた者は、殆んど一人もない、何れの時代、何れの國に於ても人に取つて「敬神の道は、上智の始めである。神を畏敬する事と、正しい行ひする事とは、須臾も相離されぬ事である。」

國家の大權の神定的なる事

國家統治の大權の神定的なることを、二千年の昔、仁徳天皇は、吾人に左の如く教へ給うた、其の言に「天津神が、君主を立てられたのは、是れ天下人民の爲である、故に君主は、人民を以て本とす」と仰せられたことが、日本書記に述べてある。

今日我が國民多数が一般に行はんとしてゐるのは、民主主義でなく、仁徳天皇の仰せられた「人民を國家の大本とする「民本主義」である。人民を國家の本とする「民本主義」なれば、如何なる

政体の下に於ても行ふことが出来る、のみならず、國家を建てるにも、政府を組織するにも、民本主義でなければならぬ。だから世界如何なる國民でも、國家でも、人民を國家の本とする、民本主義を行つてゐる。今日最大多数の我が國民の行はんとする所は、民主主義でなく、慥かに民本主義であるに相違ない。蓋し國家を立てて政府を組織し、生命財産を保護せんと欲する者は、どうしても民本主義でなければならぬからである。我が國民の多数は、民主主義を、民本主義だと思ひ誤つてゐるに相違ないから、今後は、民主主義と云はないで、民本主義と云ふやうにして貰いたい。左すれば一般國民の思想と一致する眞理であるから、必ず國家を復興させることが出来る。

今日我が國で、本統に民主主義を行はんとしてゐる者は、マルクスやモンテスキューやヴォテールやルッソー等の流れを没んだ共產主義者と社会主義者等であらう。即ち政權を乗取んとする政治家のみであるから、國民は、是等の人々に欺かれぬやうに注意しなければならぬ。

而して政府も政治家も新聞記者諸君も、民主主義と云ふ言葉を廢止して、今後は、民本主義と云ふ言葉を採用して貰いたい。此の言葉ならば、實際と一致する、蓋し國家は、人民を本としなければ成り立たぬからである。けれども現に我が國で行つてゐるのは、民主主義即ち民主制であるが、民主制では、國家として存在することは、絶対に出来ない。蓋し自然の法則に反するからである。

宇内に羅列する天地万物を観察するに、一として法則に従はざるものはない。禽獸虫魚、草木、悉く其の性質状態を異にするけれども皆、夫れ々々法則あつて、之に司配されてゐる。況んや万物の靈長と云はるる我れ我れ人間は尙ほ更であるから、之に背けば、國家も、社会も滅亡する、我が國民も此の法則に従つて、仁徳天皇の仰せられた通り「天、君を立つるは、民の爲なり、民は國家の大本なり」と、即ち天の定めた法則に従つて國主を定めなければなるまい。否らざれば國家は、滅亡する外はない。

仁徳天皇が「天、君を立つるは、民の爲なり」と仰せられた言は、二千年後の今日に至りても、眞理たるを失はない、二十世紀の科学文明を以て誇る我れ我れの知識は、とても、仁徳天皇には、遠く及ばぬ、それは其の筈だ、今や文明の人民中に在りて、言、一たび道義徳行に涉る時は、直ちに証を古人に取つて、誰でも近代の進歩は著しいと云ふけれども、一人として近代の道義、近代の徳行と云つて、之を称揚する者は無い。到る処に於て人々皆、此の二物を古代の專有物のやうに言ひ做してゐるのは、蓋し其の一証ではないか。

仁徳天皇は、其の名の如く、仁徳秀でた天皇であつて、仁政を行つたから「國家は泰平で、刑を措いて二十余年、一人も刑せず」と古事記にも、日本書記にも記してある通り、我が國に眞の文明

的黄金時代を現出せしめたのである、所が今日の状況は如何、今日は、大臣宰相までも刑務所通ひするやうになつたのであるから、世の終りが来たやうな観がする。

而して天皇は、神に代つて其の臣民を治めると言ふ信念を抱いて居つた。之を見ても國家の主権者は、人民でなく、神であると云ふことは明らかである。斯る信念を以て國を治めた者は、独り仁徳天皇のみならず、世界何れの國の元首も、神の代理として國家を治めてゐる。米國の大統領も、中華民國の大總統も、天帝に代つて國家を治めると云ふ思想を有つて居られる、勿論、此の大思想の表はし方に於ては、國に依つて種々の違ひはある、例へばグリーク或は羅馬に於ては、或る君主が神より直接、派遣された者のやうに見做された。又他の國に於ては、君主が神の子孫のやうに見られて、國家を統轄する大権を直接、神なる祖先より受けたやうに解された。歐洲諸國に於ては、國王が即位の時に成聖式を受けて、茲に初めて神の代理者たる資格を確定されたやうに見られて居る。斯の如く思想の表はし方は、種々であるが、兎に角、其の形式に包容される大思想は、即ち國家の権利は、神聖なる者にして、神より出づるもので、神は、國家と権利の本として、有権者に犯すべからざる資格を与へ、臣民に良心的義務を負はしめる権利を与ふると云ふ根本的思想に於ては、世界一般に一致する事實である。

此の大思想は、健全なる哲理に基づくものであるから、國家の権利の神聖なる事、犯すべからざるものなる事との理由を明らかに知らなければならぬ。

東西如何なる國に於ても、國王若くは大統領が國民に向つて語らんとするや、必ず先づ神に就て語つたのである。少くとも其の信する所の神祇に就て語つたのである。其は己れの有する命令權は、自から之を得たものでなく、神より之を得たものである。

又た斯の如く事を命ぜんとするものは、己れの意志より命ずるのではなく、神の意志を言ひ顯はすものである。國王又は立法者の責務は、其の信する所の善を成文して、之を神の御名に因つて告知するものである。然し世界万民皆、神に就き、同じ觀念を抱き、同じ名称を附した訳ではない、けれども兎も角、万能なる神、全智なる神、全善なる者、無上至尊者、公平無私にして、万物を主宰しつあると云ふ信念を抱いて居つた之が爲に國王は、即ち地上に於て神の不可見的代表者であると云ふ信念を有つて居つたから或は之を「神の子」と云ひ、或は之を「天子」と云ひ、在天の神の御名によりて、國家を統治して居つたのである。帝王が天に参与すると云ふのも、畢竟、此の意味に外ならぬ。恰も一國の代表者が、帝王の政權に参与するが如く、帝王も亦、世界を統治するに當り、在天の神に参与するものである。

斯の如く國家を統治する主権が神より出づると云ふ信念を有つて居つた國民は、何れも皆、國家の主権者を、全能なる神の代理者として尊敬し、且つ之に服従したのである。

神は、我れ我れ人間の造り主で、王の王で、國家の主権者であるから、神に頼らなければ、政治を正しく行ふことは出来ぬ。故に社会に於ける凡ての権利は、神より出づると云ふことを確信しなければならぬ。親の子に対する権利は、此の無上至尊者より出てた者であるから、子の親に従ふことは、是れ即ち無上至尊者たる神に従ふことである。茲に於て子は、親に服従しなければならぬと云ふ義務が確立するのである。此の信仰、此の理想あつて、初めて治國平天下の大道に根柢があるのである。

以上述べた如く、國家有権者の権の貴いことと、神聖なる事とは、往古より人類に認められた所であるから、民族を異にし、思想習慣等を異にした國民が、繪て斯く承認したのを見れば、是れは誤り得ざる人性の声である。蓋し國家の主権は、神定的であるからである。

民主主義の弊害に就て

如何なる時代に於ても、世に弊害のない時はない。弊害は、人間に付きもので、始終あるものであるから、藥餌を投ずるの必要がある。今や我が國に流行してゐる共產主義と、民主主義とは、カール、マルクスの生んだ二子にして、一は、財産を共有にする事、他の一は、主権を共有にする事であるから、異言同義である。斯の如き思想は、社会の階級的秩序を破壊し、政權を蹂躪して革命に導びくものである。結局、馬鹿な目に遇はされる者は、國民であるから、注意しなければならぬ。これは歴史の証明する所である。独逸でもフランスでもデンマークでも、ペルギーでも、損害を受けた者は、政治家や新聞記者でなく、國民であつた。だから我が同胞國民よ、眞面目に考へなければならぬ。新聞の記事や政治家の演説などは、國民の政治的知識を照らすと云ふよりも彼等は、自分の都合の好い所へ煽ふり上げるに過ぎぬと云ふことは、実例が示してゐるから、欺かれないやうにしなければならぬ。

一昧我が國民は、新奇を銜ひ、新を競ふ國民にして、何んでも新らしい物を鑑賞したがる僻があ

るので、無暗矢鱈に憧憬がれて了ふ、これは大なる誤りである。

二一〇

賢王サロモンの言に「日の下には、新らしき者あらざるなり、視よ、これは新らしき者なりと、指して言ふべき物あるや、其は既に我等の前にありし世々久遠しくありたるものなり」とある如く、世には、全く新らしい物は一もない。今日我が國に流行してゐる民主主義でも、共產主義でも、二千数百年前、ギリクのプラトンやエピクター等の首唱した説で、世界の各國へ害毒を蒔き散らした説であるから、決して新らしい説ではない。

我が國民に取つて一番良い政体は、民主政体でなく、君主政体である。君主政体は、我が國民が三千年と云ふ遠い昔から、それに馴れて、尊敬し來つた所のものである。何ぜかと云へば法律や風俗や習慣制度などは、祖先が遵守して我れ我れに傳へて呉れた在來の者の方が、新らしい民主主義よりも、我れ我れに貴とく思はれるからである。習慣なども各國民、各個人、各々相異つてゐる。人は、旧くから習慣が附いて、子供の時分から、其の習慣に馴れてゐる時には、民主主義のやうな制度には、却々容易に親しみ難いものである、其の制度に合せやうとすると、遠い神代の昔から傳はつて來た此の豊葦原の瑞穂の國を滅ぼして了うことになるから、憂國愛世の士に取つては、死ぬほど苦痛を感じる。

何ぜかと云へば社会は、人力を以て一時に建設し得るものではない。其の性質に従つて数千年を要して、漸やく自然に成り立つものであるから、國民の無謀に因つて、一旦滅亡せる社会を復興させることは、至難中の至難である。我が國民も之を鑑みなければならぬ。

凡そ人は、浅学薄識なるほど、自己の力を過信して頼むこと大なるものにして、如何なる難事も容易に成し遂ぐると思ふと成ると思ふて成功を疑はざるものである。恰かも世渡りに経験なき小学兒童が何事をも爲し得られざる事なしと空想するが如く、社会の性質だも辨まへざる政治家法律家などは、漫りに封建制度と云つて、旧社会を呪咀して、眞理にあらざる民主主義を謳歌し、之を空想するが如きは、恰かも空中に樓閣を築くが如く、其の困難なること、其の危険なること言語に絶するほどである。我が國の如きは、三千年の久しき君主政体の因襲で、形成し來つた國であるから、一朝にして之を變革し、民主制を行ふが如きは、実に危険千万、革命に導びくは勿論、全く國家を滅ぼして了ふことは明らかである。

だから賢哲バスカルの言に「社会を最も速かに混乱し、破壊せしむる道は、古來より因襲し來りたる習慣制度を變動するに在り、其の結果、終には社会を顛覆するに至る云々」とあるから、我が國民も須らく、此の言葉を玩味咀嚼しなければならぬ。

二一一

更に又、モンテスキュー氏の著「法律の精髓」にも、立法と國狀とに就いて左の如く述べてある。

「法律を布くにも、商業貿易に従事してゐる國民に適する法律は、農業及び漁業等に従事してゐる國民に適せず、寒帯地方の住民と熱帯地方の住民と、勤勉の民と遊惰の民、北方の勇民と南方の弱民等は。固より其の關係、其の嗜好、其の氣質、其の需要、其の業務、其の生活等を相異にするものであるから、同一の法律制度の下に之を律することは出来ぬ」と論じてある如く、ましてや我が國のやうに数千年來、君主制に慣れて來た國民が、急に上下の階級を撤廃し、治者と被治者、君主と臣民とを混同する民主制を行へば、社会の秩序を破壊し、國家を混乱に陥れることは、火を見るよりも明らかである。だから民主主義などに憧憬かれて、三千年來、連綿と傳はつて來た國民産業の地を亡ぼすやうなことを演じてはならない。

そこで國家の存在に必要なものは秩序である、實に國家社会の安寧を維持する爲に必須的必要なもの、秩序である。秩序と云ふものは、國家の存在に必要な欠くべからざる要件である。秩序がなければ國家も社会も家庭も、存在すること出来ぬ、渾沌たるものになつて了ふ、而して幸福は、秩序と同一であるから、秩序より出づるものである。是れ則ち幸福である。故に秩序が完全なる域に達するに従つて、平和は、完全に成る、幸福も亦、大となる、而して秩序の性質は、一致である。

ある。然るに多数の人々が一致する爲には、各自、社会に対して、民主主義者の如く、個々独立的の主権者であつてはならぬ。被治者でなければならぬ、即ち家族は、其の家に對し、國民は、其の國家に對し、一般の人々は、神に對して、被治者たらねばならぬ。斯の如く万物の本元たる神にまで到達しなければならぬ。然らざれば國家社会の秩序は、整頓、維持し得らるべきものではない、如何となれば權利にして、系統もなく、順序もなければ、秩序は、決して整頓せらるべきものではないからである。

即ち命する權利を有し、遵ふべき義務を負ふ者なければ、社会の秩序は、一日片時も維持することは出来ぬ。民主主義者の如く、上下の差別もなく、階級もなく、同等の權利を主張すれば、個々独立となつて、國家には、治者もなく、被治者もなく、命する權利者もなく、従つて遵ふべき義務者もなくなるから、人々相互に乖離分裂して、遂に滅亡の途を辿るやうになつて了ふ。

之に由つて之を觀れば、民主主義者の如く人民皆、主裁者であり、王者であつて、同一の權利を有する者のみを以てしては、秩序を維持することは出来ぬ。従つて國家も社会も家庭をも形成し得られざること明白である。故に人々相互の一致を得て、秩序を確立するには、どうしても其の根基を万物の本源たる神に取り、神を最上の主権者としなければ、國家も社会も家庭も成立するもの

ではない。蓋し神は、万物の創造主、主宰者にして、秩序の本源であるから、秩序と云ふものは、世界に必須欠くべからざる要件である。秩序が無ければ世界も無い、秩序は、事物の性質と、事物相互の關係とに基ずいて居るから、神は、此の世界を現在の状態に造りたる時に当り、秩序の故に保持せられんことを望まぬ訳には行かなかつたであらう。何ぜかと云へば此の秩序は、少なくとも或る点まで、事物の性質其の物の一部分をなして居るものであるからである。

処で神が、其の知識に於て世界の秩序に就きて抱懐したる意識と、又た此の秩序をして世界に守らしめんと欲したる明確な意志は、是れ則ち第一の大法にして、萬法の大原である、人は、之を永遠の大法と称する。其の訳は、此の大法は、神の聖旨より出たもので、始めもなく又た変ると云ふこともなきものである。人間以外の物質世界に於ては、此の大法は、精確に遵奉せられて居るのである。萬物は、宛かも輪機の如く若くは機関の如く、相互に關聯し、秩序正しく排列し、法則通りに運轉して居るので、此の世界と称する一大器械が、宛然、自から製作せられ、自から運轉しつつあるが如き観がある、此の一大機関は、神が元始に吹き込みたる衝動力と永久律とによりて千秋万古運轉しつつあるのである。

第二章、人爲的法律の淵源と宇宙の法則

宇宙の法則

宇内に羅列する森羅の萬象を観察すれば、一として法則に服せざるものはない。上は、天空に廻轉循環してゐる日星より、下は深山幽谷に隠るる花木、草間にすだく微虫に至るまで皆、然りである、蓋し萬物を造りたる神は、各自に特殊の目的を定め、各自に其の辿るべき道を定めたのである。夫れが則ち宇内の法則である。果して然りとすれば人にも亦、其の法則あり、其の目的のあるのは、毫も怪しむべき所ではない。若し然らずとするならば天地間に人間のみ其の存在の理由がなく、其の行動にも規矩と云ふものがないと云はねばならない。処で法を有つて居る者は、人間のみではない。宇宙に存在する者、各々皆、其の法を有つて居る、而して其の本源、何れに出づるかへ云ば、神が天地と、森羅萬象を造りし時、先づ第一、事々物々の思想を一々其の大思想に浮べ、次に其の各事物に各々特別の性質を与へたのである。それで植物の性質は、動物の性質でなく、又

同じ植物の中にも。此の木の性質は、彼の木の性質でないと言ふやうに、物毎に其の性を異にして居るのである。それから又た神は、各事各物の性質に応じて、宇宙に其の存在の方処と、其の帰着すべき特殊の目的とを定めたのである。故に金石若くは花木の存在する目的と禽鳥の存在する目的とは、おのづから異つて居る。終りに神は又た、其の目的とに応じて、其の服すべき法則をも規定したのである。鉄と水、動物と植物等は、おのづから其の存在法を異にしてゐるものである。此の存在法は、各事各物に特有にして、之を各事各物の法則と云ふのである。而して是等の総合を称して、宇宙の法則若くは天地間の法則と云ふのである。乃で総ての事物が法則で律せられ又た、総ての法則が忠実に遵奉せられて居るので、世界の極より極に至るまで秩序井然として治まり、萬物些かの混乱もなく、断絶もなくして存在し、主宰せられて居るのである。

若し此の法則に背けば、則ち各物の消滅は、決して免かることは出来ぬ。故に禽獸魚介、草木金石等、悉く其の性質状態を異にすれども、宇宙に存在する百物たるに於ては皆、夫々法則のあるありて、必ず之に司配せられなければならぬ。此の法則なるものは、百物をして其の性を全ふせしめんが爲に、其の道を指示する所の羅針盤の如き者にして、是れ即ち百物存在の基因である。己に百物にして斯る法則ありとせば、況んや萬物の靈長たる人類にありては、尙ほ更に法則あるべき理である。

ある。蓋し人類は、法則を守るが爲に、生を得る者と云ふべきである。然れば吾人は、此の法則に依りて其の何れに進むべき乎、何事を行ふべきかを心得し、而かも自由に之を守るべきものである。是れ人類には尙ほ更、法則の必要ありて、責任の重且つ大なりと云ふべき所以である。果して然りとせば吾人は、此の法則を知得して、之に従ふの行爲なくんばあるべからず、苟くも然らざらんか、人性最大、最終の目的に達する能はずして、人性の最大要道に反するものである。人類の不幸是れより大なる者はない。斯の如きは決して人間的行爲にあらざるが故に、吾人の行動能く其の法則に適つて、眞正の終末を得るに至らば、是れ即ち善なれども、然らざれば之を惡と稱するのである。

吾人の最大要務とする所は、善徳を採りて惡徳を捨てて、人の人たる道を履行して、眞正の終末即ち人類の大目的に達せんとすることである。故に善徳を遂行せんが爲には、必ずや吾人の心裡に銘刻する所の法則法規に依らなければならぬ。吾人の性理に適する善徳を遂行して、人の人たる道を履んで、究極的幸福を獲得するやうにしなければならぬ。之を得んとするには、神の定めた宇宙の法則を守らなければならぬ。

人定的法律に就て

法律を作る権利を有つてゐる者は誰であるかと云へば、國家の元首である。國家の元首は、神の代理として法律を作る権を有つてゐる。國家を統治するには、先ず法律を制定しなければならぬ。詳言すれば元首は、己に司配権を依托せられ、國家統治の大権を負ふが故に、拮据黽勉以て、天下國家の安寧幸福平和を計り、人民を保護して、最大幸福を得せしめなければならぬ。而して此の大目的を遂行せんには、必ず先ず法律を制定して、社会の整頓を図り、秩序の紊乱せざるやうにしなければならぬ。而して立法は無論社会の公益と合し、神の命令に基くものなるは言を待たない。蓋し國家の元首は、社会の公益の爲に神より其の権力を与へられたるものであるから、立法は必ず性法と一致しなければならぬ。性法に反する事を命じ、或は性法に命ずる事を禁ずる事なきやう注意しなければならぬ。性法に於て命せず、或は禁ぜざる事を、立法に於て之を命じ、或は禁ずる事あれども、這は是れ決して性法に反するものにあらず、即ち國家の統治上、必要の爲に法としたるに過ぎぬ。斯の如き立法の大権あるも、精神上に於ける無形的諸條件に關しては、立法の与かり知る所にあらず、又到底、与かり得るものではない。又人民個々の私事に關する事は、立法の干渉し得る範圍にあらず、蓋し立法は、相對的即ち衆人相関連する際のみ執行せられて、個人的私事には、其の権力を及ぼすことは出来ぬ。又た立法は、唯だ在來の國民にのみ止まらず、外國人の如きも、既に己に其の國に住せば、必ず其の國の法律を守らなければならぬ。治外法権などは、全く例外である。而して元首は、唯だ立法中の公義即ち憲法に關する事の外、他を守るの必要なく、唯だ憲法に従ふのみを以て足れりとするものである。

立法は不變的なる乎

抑々此の立法なるものは、不變的なるか、否やと云ふに、性法の如く不變的ではない、何ぞかと云へば立法は、性法の如く自然的にあらずして人定的なるが故に、決して永久變更なき法則とすることは出来ぬ。立法は、時勢の変遷と事狀の推移とによりて、必ず變更を要する場合と、又た變更せねばならぬ事狀に立ち至るものである。蓋し天下は、活動物の集合である、社会は、一の生活物にして、變遷極まりなきが故に、立法も亦、必ず其の變遷に従つて變更しなければならぬ。また時勢

の推移は、其の影響唯だ立法其の者に止まらず、更に進んで立法に定められたる善惡の區別にまで及ぼす事あり、今日まで善と認められたる事も將來に於ては、惡となり、惡と認められたる事も、善となりて、大なる變動を來すことがある然れども性法にまで其の變動を及ぼさない。唯だ人定的法律に止まるのみ、蓋し立法は、時勢の要求に由りて立てられ、性法は、時勢の要求に由らず、天啓に定まりたるものである。然らば立法は、性法と異なり、不變的にあらずして、或る場合には變更しなければならぬものである。

立法とは何である乎

立法とは、或る法則を定めて、是れは善なり、是れは惡なりと決定して、初めて善惡の辨、起る事あり、此の法則を立法、即ち人定的法律と稱す、之に因つて見れば立法は天然的にあらずして人為的である。けれど擅まに之を制定するにあらずして、性法を基礎として、制定すべきものである、故に決して性法に反することを制定すべきものではない。若し性法に反する事あらば、法となすことは出来ぬ。蓋し何人も性法に反する事を制定すべき権がないからである。

斯る法則の制定せらるる所以は、性法を明らかにして、人をして其の抛るべき確乎たる道を知ら

しめんが爲である。之を制定する者は、神或は人なる事は申すまでもない。又人をして之を遵守せしめんが爲には、特に嚴然たる基礎の下に、之を行ふべきである。故に立法なるものは、性法に従ふ方針を指示すべきものである。國家社会の平和を維持せんが爲に、法を立てなければならぬ。而して又、國家なる者を組織せんが爲、其の民秩を乱さざるやうにする爲に、必ず之が主権者なければならぬ。是れ即ち國家に於ける最上権力者である。主権者なくんば、國家は決して平穩ならざるのみならず、國家として存在するを得ない。故に國民にして其の権力者に服従を要するは無論、這は是れ性法の命する所である。其の主権者と國民との關係によりて、必ず之が法則なければならぬ。而して如何にして服従すべき乎を定めるのか。是れ即ち立法である、之れを人為的憲法とも云ふ。斯る法則は、國民の爲に最も必要である。蓋し國民をして、性法に明らかならしむる必要あるからである、之に因つて觀れば性法と立法との差異は、おのづから明らかである。即ち一は自然的規定にして、他は人為的である。

性法は如何にして制定せられたる乎

性法は、如何にして制定せられたかと云へば、性法は、人間を造出したる神の定むる所にして、人類の本性其の者に伴へ來りて、即ち先天的に本性に銘刻せられたるものである。故に先天的固有性所謂生來的の者である。人は、理性物として生れたるが故に、天性自然に善惡の觀念を有つて居り、二者の區別を明らかに意識してゐる、斯く善惡を明らかに識別して居るから、其の心中より自然に善を行はなければならぬ。惡を避けなければならぬと云ふ一種の命令が起るのである。是れ實に萬法の基本にして、萬法を約したものと云ふべきである。

然しながら若しも此の法ばかりであつたならば、精確と明晰とを欠いて居るから、未だ以て足れれと云ふことは出來ぬ。人は尙ほ一層細目に亘り、また尙ほ一層明確なる知識を以て、善の行ふべく、惡の避くべきものを心得て居らなければならぬ必要がある。茲に於て乎、神は、十誠を授けたのである。

十誠一名、神法とも稱すべきものにして、是れは性法であると同時に、又立法である。性法であ

ると云ふ所以は、以上述べた如く神が人間の造り主にして、人性を造つた時、其の性質の奥底に人を司配すべき法として銘刻したのである。だから世界に此の法のない人はない。人は學ばずして之を知つてゐる、少なくとも之を學ぶに何等の勞苦をも要せざる事、宛かも眼が光明を見るに於けるが如くである。即ち之を眼前に提出すれば直ぐに分るのである、其の自然なること、此の法を意識し若くは事理を解すると云ふは、人となると云ふと異言同義である。

神は、至上立法者にして人に此の性法即ち永遠的大法を發布するに「知らしむるに」二つの道を以てしたのである、即ち文書を以て、言語を以て發布したのである、聖書を繙くに、出埃及記二十章に、今より三千六百余年前、アラビアのシナイ山に於て、其の大法を二枚の石板に銘記して、之をモイゼに授けたと云ふことを、最も詳かに記してある、吾人の十誠と稱するもの即ち是である。又今を距る一千九百余年前、神の子耶穌基督が世に天降り、此の大法を再び人に教示するに當り、モイゼの板上になかりし訓誨と応用とを如何にして追加したるかは、彼の福音書の明らかに記述してある所である。そこで此の大法は、福音書に記述されても、モイゼの板上に銘記されても、又た人民の心中に印刻せられても、畢竟は同一の法にして、二つはない。均しく是れ神の無限智より永遠的に識得せらるる大法である。また此の神法は、モイゼを知らず、主キリストを知らざる所にも知られ

すには居られぬものである。何となれば苟くも理性を具ふる人間は、何れも皆、自家固有の性質の裡に之を有つて居るのである。随つて假令、真正なる神を知らざる人と雖も、若し此の法に違背するならば、自から罪を犯せりと云ふことを自覚するのである。蓋し其の良心が之を戒しめるからである。故に此の法は、先天的固有性即ち生來的の者である。

所が或る論者は、建議的又は商議的に定められた者として、這は、人類に依りて変更し得るものと論ずれども、決して然らず、何となれば人類によりて之を定めたる時代に其の人もなく、全く人間社会と共に備はりたるものであるから、神の定め給うたものに相違なし、即ち吾人に此の性を賦与し給うた造物主の定むる所と云はねばならぬ。故に建議的或は商議的に人類に由りて定まりたるものではない。既に先天的固有性であれば、人性と神性とを変更するにあらざれば、人類によりて決して変更し得るものではない。

所が或る一派の論者は、「心を尊重して、心を以て標準となし、心次第にて善悪は定まる者の如く、心に善と思へば善、悪と思へば悪となるものと考へ、更に進んで之を推拓して、性法も同じく心に由りて定まるものとして、此の道を応用する者あるけれども是れ最も誤れる説である、何となれば人類は面の異なるが如く、其の思想を異にし、甲論乙駁、善を悪とし、悪を善となし、觀察相

矛盾する者多く、殆んど一定する事なし、若し論者の謂の如く、各異の心を以て、善悪の標準と爲さば、則ち其の標準一定せざるが故に、善悪も亦、人に由りて異なる理となる。然らば則ち標準たるに足らざること明白である。斯る見易き事に就て、誤謬の見解を爲すは、畢竟、善悪の解説を誤るが爲である。即ち善悪は、人の自由に定むる所にして、外界にある者とするが爲である。然れども善悪は、決して人の自由に定め得べきものではない。全く人性と共に具はりたる者である。故に決して善悪は、人間に依りて定まるものにあらず、必ずや神の定め給ひたるものにして、先天的に心裡に銘刻しある者と云はなければならぬ。

自然の法則は神命である

実に然り、此の自然法なるものは、總ゆる法則の根本なるが故に、人爲的法律と雖も、此の自然法を基本とせざれば、決して成立せざるが故に、必ずや是れ神の命する所と云はなければならぬ。然らざれば決して法則となすを得ない。然らば總じて法則を守るは善にして、之に違ふことは、是れ即ち悪である。斯く善悪の定まる所以は、如何と云へば、善は、神より命ぜられたるが爲に善な

るにあらず、即ち善なるが故に、神より命ぜられたのである。悪も亦、神より禁ぜられたるが爲に悪なるにあらず、即ち悪なるが故に、禁ぜられたのである。然して斯る法則は、未だ人間の出でざる以前、己に既に神の大思想中に制定せられたる法にして、神、萬物を造るにも、人間を造るにも、此の法則に依りたるものである、而して人類は勿論、其の他、萬物悉く此の法則を遵守すべきものとして、其の性を定めたるが故に、之を神の命と云ふ所以である。是れ即ち不言不文の命令である。之に因つて觀れば。物ありて後、物性に由りて定まりたるにあらず、人心の分別に由りて外界に定まりたるものにあらず、物の在らざる以前、己に既に定まりたること、火を睹るよりも瞭として明らかである。蓋し然らざれば物、生出し得ざる所以だからである。

善惡の別は不變的である

此の善惡の區別は、前記せる如く、人類の定めたる者にあらざるが故に、人類に由りて変更せらるる者にあらず、又た之を制定したる神と雖も、斯く一定したる以上は、自由自在に之を変更し得ざるものである。神は、之を変更するの権力なきにあらざれども、若し神にして善惡を変更せんと欲せば、則ち人類現今の状態を破却するのみならず、神性まで其の關係を及ぼさなければならぬ。蓋し神性によりて、斯く定まりたるものだからである。而も是れ決して爲し得べきものではない。又た神の欲し給う所ではあるまい、何となれば法則は、神性と人性に適合するを以て、斯く制定せられたるが故に、若し善惡の別を変更すれば則ち人性は勿論、神性をも変更するの奇觀を呈する事となるからである。而も是れ決して成るべき事にあらず、若し之れを成し得る事として、神性と人性を

変更すれば、則ち其の相互の關係を異にする端緒に導引する所以なるが故に、道德上、決して忽諸に附すべきものではない。実に然り、善惡の別に就ては、各等の議論をなすは、畢竟、神と人との關係を絶ちて、道德に背戾せんとする破壊論者の方略に過ぎぬものである。斯んな僻論を信用すべきではない。善惡の別は不變的にして神の定め給ふたものである。

善惡の區別の基原に就て

善惡の區別なるものは、總て實在物相互の關係より起るものである、則ち子たる者は、必ず父母を敬愛して孝行を爲し、且つ之に感謝しなければならぬと云ふことは、是れ一の法則であるから、

之に従へば善である。之に背けば、悪である。其の故は、子と父母との性質關係が、其の基因となりて、必ず然らざるを得ざるに至る法規なるが爲である。実に父母と子とは、甚大なる關係ある者であるから、之を知らざる者なく、殆んど陳述する必要はない。而して斯る關係が基因となりて、子たる者の性質上、父母に対する法則が在る、是れ即ち孝行の道である、而して這は是れ神が父母に孝行すべしと命じたるが故に、善と定まつたものではない、善なるが故に、神より命ぜられたるのである。不孝も亦、同じく神より禁ぜられたるが故に、悪と定まつたものではない。悪なるが故に、神より禁ぜられたのである。結局、此の法則を、神が定めたるが故に、善惡の辨、起りたるにあらず、善惡の辨、己に存じて、然る後、神は、性法を定めたりと云ふべきである。之に因つて觀れば、善惡の辨は、性法の定まる以前、無限の大智者なる神の大思想裡に制定して、人間に服従の義務を盡すべき性質を与へたるによりて、茲に性法出でたものである。故に善惡の辨は、神が性法を定めざる以前、既に定まりたるものと云はねばならぬ。

立法は善惡の標準にあらず

それにも拘はらず、前の内閣総理大臣浜口雄幸氏が帝國議會で「法律は、最高道德である」と述べたら。帝國議場の議員達は満場一致で喝采したと云ふことが、其の当時の新聞に出て居つた。是れ実に笑ふべきの至りと云はなければならぬ。惟ふに此の種の謬論の起る所以は、即ち人類最大最切の理性あることを忘れ、或は之を認むるも、道德の大法大原を破壊せんと欲して、故意的に道德は、人に依りて立つ者、善惡の區別も、人の自由に爲すことを得る者として、自然法を否定せんとしたが爲にはあらざる乎。

觀よ、吾人の理性は、法律なくとも、先天的に能く善を善とし、惡を惡とする者であるから、浜口氏の云ふが如く「法律は決して最高道德ではない」と云ふことを、是れ理性を認むる者の決して否定せざる所である。之に因つて觀れば、法律のあらざる以前、己に既に善惡の區別、道德の大法大原は、自然的に定まりありて、理性は、之を悟るものと云ふべきものである。然らざれば法律も定まる筈はない。果して然らば浜口氏の云ふが如く、法律は、道德の本源、善惡の標準たるものでな

いから「決して最高道德ではない」と云ふことは、智者を待たずとも知り得べきことではないか。それにも拘はらず「法律は、最高の道德である」と云つたのは、道德の大法を否定せんが爲でなく、道德法とは、如何なる者であるかを知らなかつた爲であらう。

二三〇

道德の法則は人爲的になつたものにあらず

道德の法則即ち善惡の區別は、人爲的になつたものでないから、吾人の眼光は、如何なる方法を取るも、通常的眼光なれば、白色を黒色と見、黒色を白色と見るが如きことはあるまい。吾人の理性は、恰かも靈魂の眼光の如きものであるから、如何なる方法に依るも、善を惡とし、惡を善とするが如き事なし、狂者にあらずして常識を有するものなれば、必ず其の眞を違はず、能く判断すること出来ると思ふ。然して白と黒とは、人の眼によりて定まらざる如く、善惡も亦、人の理性によりて定まるものではない。己に既に定まりたる者を、理性の眼光に依りて、之を認むるに過ぎぬ。故に善惡は、人類の権利以外にあるものにして、自在に善を惡とし、惡を善とするが如きは、決して人類の能くする所ではない、之を歴史に徴するも亦、明らかである。

観よ、地球上に散在する邦國、古今東西、何れの時代、何れの邦國を論ぜず、其の風俗、習慣を異にするも、其れ等の差異、移動に影響せられず、善惡區別の意見に至りては、各時代各邦國殆んど同一にして、少しも其の間に反対の意見あるを見ない。偶々些少の異なる所あるも、這は是れ判断の間違にして、決して根本的に異なるものではない。能く研究して見れば、全く同一のものである。是れ何の爲に然る乎と云へば、人間の理性たるや、元來皆、同一にして、其の觀る所の相等しき事は、恰かも人類の眼光が、彩色を見る事の皆、相齊しきが如くなるが爲に外ならぬ。偶々善惡の區別を誤るは、眼の病の如く、理性の誤りに由るものである。之に由つて考ふれば、善惡の區別の道德の大法大原は、決して人爲的に定まるにあらず、前記せる如く已に、既に定まりたる者にして人間生來的固有性たること、毫も疑ふことは出来ぬ、故に善惡の區別は、我れ我れ人間の定めたものでないことを知らなければならぬ。

人世の習慣に就て

習慣なるものは、道德上、大なる關係あるものである、蓋し人性は、習慣に支配せらるる者であ

二三一

るから、吾人は、之を第二の天性とし、習ひ性となるものとしてゐる、実に然り、吾人の心性や斯く習慣に由つて変化を來すものであるから、若し之に拘束を加へず、其の自儘に放任するあらば、激暴的性情となり、之に反して注意周到、能く節制を誤らず、戒慎するならば溫和的性情となる。斯の如きは一時的に輒すく成立するものにあらず永久の継続に由りて、漸やく茲に到る者である。故に知らず識らず人性は、之に支配せらるるものである、然して習慣制度の良否は、習慣其の物の高低、上下を別けるのみならず、幾多善惡の別を生ずるものとす、故に習慣なる者は、人性に重大な變動を起すものにして、一度其の習慣とならんが、惡なる者と雖も、容易に之を改むること出來ぬもので、其の習慣の波及するや、一時一所に止まらず、人世万事、之に支配さるるに至る、例へば同情に富みたる人ありせんか、其の人の見聞する所は、悉く同情の目的物となる。故に或る事に對し同情の念を起すやうにすれば、自然的に同情を表はすやうになる、斯の如き例は、實に數限りなくある。是れ皆、善習慣によりて起るものであるから、習慣の力は、實に大なるものである。而して此の習慣にして、善に傾向する者を、善徳と稱し、惡に傾向する者を、惡徳と稱す、之を視れば、徳とは、何であるかを知ること出來るであらう。即ち其の性質の傾向を指して、徳と云う、然らば善の習慣は、善徳にして、惡の習慣は、惡徳なるが故に、人性に習慣の大々的、必要なること

は言を待たずして明白である。故に我れ我れは、善習慣を付けて、徳を積み善人となるやうに心掛ければならぬ。

善徳の四個に就て

善徳を細別すれば、四個とす、蓋し人間的行爲の本原は、四個だからである、此の四個の本原とは、内部に於ては理性と意志、外部に於ては、激情と溫情である、實に人間的行爲は皆、此の四個より出づるが故に、善徳たる行爲は、同じく四個たるは当然である。

此の四個の善徳は、第一、賢明、第二、正義、第三、剛勇、第四、節制である。此の四徳を完全に行ふ者は完全なる人膺、是れ即ち理想的大人物である、今此の四徳に就て論究すれば、賢明の徳は、理性から出づる徳にして、人間の眼の如く其の行ふべき道を示して、人をして正道に赴かしむる徳である。故に物に膺り、事を処するに際し、心を潜め、眞理を洞察して、進路を誤らざるやう義道を全ふして、眞正の終末、即ち円満幸福に至る諸徳の指導たる徳である。

正義の徳は、意志より出づる徳にして、恰かも王者の如く、人間万事の行動を規画する徳である

故に何事を処断するにも、賢明の照らす所に従つて、不偏、不党、公平、無私の制裁を爲し、当行の義務を明らかに規定して、万徳の上に位し、之を司配する徳である。故に之を万徳の王と称す。剛勇の徳は、激情より出づる徳にして、自己に適合せず、即ち自己の欲望を妨碍する者を排除せんが爲に奮起するの徳である。故に百難一身に集まるも、不偏なる断定に従つて、正義に反する者に向ひ、憤然として起ち、遂に自己を犠牲に供するまでに至る者にして、是れ憎惡、憤怒より起る徳である。古今俊傑の士、多くは斯る徳に依りて、偉功を奏した。

節制の徳は、溫和より起る徳にして、人をして其の慾情を適度にし、正義の外に逸せざらしむる所の者である。即ち吾人の性は、動もすれば、各種物質に誘惑せられ、或は貪慾に迷ひ、或は淫樂に耽ける等の事ありて、正理公道を離れ、人たるの眞性を滅却し易しきを以て、其の徳を制限しなければならぬ。此の務めを全ふする者は、節制の徳である、然して此の四徳は、総ゆる徳の本原にして、扇の要めの如く、人間の行爲を律して、吾人の眞性を乱れざらしむる所の総ゆる徳の本原である。以上述べた四徳を能く行ふ者は、善人となり、聖人と成り得るのである。

惡徳の本原に就て

惡徳に於ても、善徳と同じく、種々の別あれども、一々列挙する必要なきが故に、唯だ其の重大にして、総ゆる惡の原基ともなるべきものを挙ぐるを以て足れりとす、即ち傲慢、嫉妬、暴怒、邪慾、貪慾、懶惰等である。

傲慢とは、自から高ぶりて人を輕蔑し、己れを賢として人を愚とし、総じて自己の事を以て、他人の上に見做す者である。之を惡徳の父或は先驅者と称す。

嫉妬は、略ぼ傲慢に類すれども、夫れと異なる所も亦、多し、即ち他人の善を輕んじて之を傷害し、或は他人の徳を惡んで之を毀損し、総じて自己の事を稱讚するを喜ぶ者である。古今此の惡徳の爲に、他を危険に陥れ、國家に害を及ぼし、己れ一身まで殺すに至りたる者、最も多し。故に慎しまなければならぬ。

暴怒は、前述の二惡と較や異なりて、外面に発露する所の者である。即ち自己の威嚴を犯す者あれば、其の傲慢心より之に復讐を行はんとして、濫りに逆怒する者である。古來之が爲に身を誤

りたる者、最も多し、憤怒を制する秘訣は、苦しくとも怒らしめたる者の爲に盡してやることである。斯の如き苦しきことを忍ぶ者に憤怒も怨恨も留存つて居ることは出来ぬ。又た敵の爲に神に祈ると云ふが如きは、安心を求むる一大捷徑にして、復仇の最善なる法である。即ち惡に報ゆるに大なる善を以てするのである。

邪淫は、形体的淫慾に耽けり、金錢財宝を婪り、自己身分の制限を顧みず妄りに淫行ある者である。邪淫は、正理と法規以外に肉慾を追求することである、人に取りて醜絶汚絶にして、往昔ソドムとゴモラが天より降つた火にて焼き亡ぼされたのは、之が爲である。意志の情慾に負けると云ふことは、人に取りて最も耻しき点である。此の惡に対する予防法は、先づ危うき機会を避くる事、惡友と交はりを謝絶する事、過去の罪を深く後悔する事、漸次飲食の分量を減ずる事、必要なる飲食のみを以て満足する習慣を馴致すること等である。

貪慾は、利慾に耽けり、自己身軀の制限を越へて、妄りに慾望を達せんと欲する者である。貪慾も亦、他の凡ての惡徳の如く、自から其の罰を担ふて居る、即ち貪慾なる者は、始終憂心苦慮してゐる。其の宝を失はんと、奪はれんことを恐れ、如何ほど蓄積しても充分なりと思はず、需要を欠き、慈善の機会をも逸し、唯だ利慾にのみ營々汲々としてゐる、守錢奴である。

之を矯正するには、施与法を以てする、即ち最初は少量づつ施す事、何となれば貪慾者は、とても多く施すこと出来ぬものである、然し少量づつでも屢々之を反覆すると、其の心が広くなり、金錢以外の高尙な快味を味ふやうになる、所謂心胸が漸々潤大になつて来る、他の惡徳と同じく貪慾も亦、是れ一種の謬想にして、且つ奴隷である。故に之を救出するものは、眞理である。懶惰は、遊樂に耽けりて、活潑進取の氣慨なく当行の務めを怠り、優柔不断にして、敢爲の精神に乏しき者である。之れを万惡の母と稱す、蓋し万惡は、此の惡徳より産出するからである。多年此の惡徳の奴隷となつた者は、一の困難を見ても、直ぐに恐れて厭惡の情を生ずるものである。始終勞苦を避けるのが習癖となつて、遂には事を行ふ勇氣をも、事を忍ぶ力をも失つて了ふ、どうしても避けること出来ないことを忍ばなければならぬ時には、絶へず苦情を云ひ、不平を鳴らし若くは延期延期又た延期と云ふやうに厭や々忍ぶのである、己れを勵まし、己れを勧め、己れを譴責する者を、惡み嫌ふ、何となれば自分は空しき考案ばかり夢想して居るから、他の人が事業を企てて実功を奏するのを見ると苦しくて堪らぬのである。しかのみならず、懶惰なる者は、独居してゐる時には、何等の憂慮もなく、何等の苦悶もなく極めて平靜にして、何事も皆、容易く出来ると思ふて居るから、眞実に自分は、万事に適任であると確信して居るのである。然し一朝危險に遭

遇し、イザ働かなければならぬと云ふ場合になると直ぐ凡ての労苦を悉く人に譲つて了ふのである。然しながら光陰は、矢の如く忽ち過ぎ去つて復た再び返らない。我が生の無用なるを考へねばならぬ時が来る。其の時は悲嘆悔悟をするけれども、最早や遅い。再び後に戻することは出来ぬ、故に失望するより外はない。蓋し斯の如き年齢になつて、初めて考へ出すと云ふのが大体間違つてゐる。それで遂に羞辱と悔恨とに苦しめられて死んで了ふ者が多くある。

之を矯正せんには、懶惰なる者は、自から早く老年に至らぬ内に人生の神速なること、短僅なること等を考へなければならぬ。人生は朝露の如しと云ふが、然し此の朝露の人生には、何事をも行はれるものである。之を労働忍苦に利用しなければならぬものである。蓋し我れ我れ人間は、此の目的の爲に地上に生息して居るのである。勞なく苦なくしては、人は現世にも來世にも何等の希望する所なきものである。西洋の諺に「勞苦なければ、何事も無し」とある通りで、報賞を受けんが爲には、どうしても労働しなければならぬ。而して万徳、其の報酬を受くべき來世の在ることを知らなければならぬ。

上來述べた如く吾人の要務は、善徳と惡徳との根源を覺知し、是より出る他の諸善徳と諸惡徳の如きは、容易に推知すること出来る、然して吾人の最大要務とする所は、善徳を採りて惡徳を捨て

人の人たる道を履行して、眞誠の終末、即ち人類の大目的に達せんとする事である。故に善徳を遂行するが爲には、必ずや吾人の心理に銘刻する所の法則法規に依らなければならぬ、然らざれば吾人の性理に適する善徳を遂行して、人の人たる品格を完備するを得ない、今や日本の國家は多事多難の時であるから能く身を修めて國家の爲に國民たるの義務を盡されんことを希望して息まない。

義務とは何である乎。

義務とは、自然の法則に従つて、或る他の者即ち神に対して、必ず盡さなければならぬ責任の謂である。蓋し神は、万有の本源にして、我れ我れ人間は、神より生命を享け、生命と共に一切万事を享け得たものだから、其の掟を守りて、服従の義務を盡さなければならぬからである。

然し責任と云ふが如きは、多くの人々の好まざる所であるが、智性と意志を具備し、道德的動物たる最高の人類としては皆、必ず盡さなければならぬ所のものである。若し之を盡さなければ、則ち人間たるの品位もなく、資格もなく、最終の目的即ち円満完備の幸福を得ることは出来ぬ、しかのみならず現今に於ても幸福なるを得ない。蓋し幸福は、義務の遂行に由りて來るものだから、義

務を厭ふ者は、幸福を嫌ふと同一理であるからである。然るに人としては如何なる人でも、幸福を嫌ふ者はない。却つて人は、幸福の爲に存在する者である、然らば義務を厭ふ者は、幸福を嫌ふ者であるから、人性の要求に反する者と云はなければならぬ、義務に三種の別がある、神に対する義務已れに対する義務、人に対する義務即ち是である。

神に對する義務とは何であるか

神に對する義務とは、神は、我れ我れ人間を造りて、生命を与へ、生命と共に一切万事を我れ我れに与へ給ふた天上の父であるから、之に對して盡さなければならぬ義務が在る。是れ則ち人間に取つて最大最切の要務である。斯る大恩に報答する爲に、誠意誠心以て、之に服従し、敬愛するを吾人の本務とす。然れども神は、純粹無形の靈であるから、之に敬愛奉事するには、信仰と云ふものがなければならぬ。信仰とは、其の物を目にて見ず、又其の然る所以を解せずとも、確かに其の物の存在することを確認して疑はざるの謂である。信仰には、拜禮、感謝、贖罪、祈禱の四個を包含す。

拜禮とは、神は、全智能にして、万物の創造主なるを信じ確かめ、且つ吾人に対する所の神權を敬畏し、之を確認する事である。

感謝とは、言ふまでもなく、神より日夜、吾人に降り給はる恩恵に報答する所の行道を果すことを云ふのである。

贖罪とは、吾人は濫りに神の法則を破り、其の聖旨に背き、罪を犯したるが故に、其の罪障を償ふことを云ふのである。

祈禱とは、吾人は、絶へず神の恩恵を蒙り、斯く障碍なく、生活する者なれば、神に對して更に多くの仁恵を垂れ給はんことを願ふことを云ふのである。即ち我れ我れが神に言ひ顯はさねばならぬ義務あり、必要ありとする所のものを神に言上することである。要するに第一、祈るべき事柄は、四つある。神の尊大なるが爲に之に呈すべき無上の尊敬、其の恩恵に對する感謝、其の威稜を冒瀆したる不敬の贖償及び天祐を仰ぐ爲の祈求即ち是である。此の四事を神に申上ぐることは、何も珍らしいことではない、人々は日常の挨拶の時にも始終、之を言ひ顯はしてゐる。是れ蓋し人々相互の禮讓である。子供でも之を知つて居る、故に祈ると云ふのは、神に對して語り行ふこと、宛かも二人相互に致すが如くするに外ならぬものである。唯だ其の違ふ所は、二人相接する時は、相

互に語り合ひ若くは挨拶し合ひて、直接に会見、応答するのであるが、我等が神の尊前に出づる時は、我等の方から之に語り、之を拜むと、神は、我等を見、我等を聴くけれども、我等には夫れが見えぬのである、のみならず我等の祈る時は、我等と同等の人に向つて祈るのではなく、我等より無限に超越して居る尊嚴なる者に祈るのである。随つて我等の神に祈る時には、世の至大至榮なる権能者に対するよりも、無限に優れる尊敬、留意及び其の聖旨に逆はぬ憂慮を以て、之に対しなければならぬ。

以上述べた拜礼、感謝、贖罪、祈禱等の四個は、神に対して、人として必ず行はなければならぬ本務にして、何れの邦國何れの時代を論ぜず宗教思想の幼稚なると否なるとに拘はらず総じて人類の住する所には、必ず行はれ、又た現に行ひつつあるものである、然して東西、國を異にして、其の行ふ所に差あれども、歸する所は、一にして、此の四礼の表明としては、大概、犠牲を捧げた。犠牲とは、活物の生命を捧げて、神は、宇宙万有の本源にして生命の主たる事を、表明し、或は自己好む所の品を捧げて、神恩の廣大無辺なる事を謝するの謂である。例へば牛羊、鳥類などの活物を捧げ、或は自己の生活其の他の爲に必要な者を捧げる等である。殺生を厭ふ國に於ては、動物の代りに植物を献じて、敬虔奉事の意を表白した。而して犠牲は、古來、神に対する所の最上拜礼

式として、東西各邦國、各時代に行はれた、蓋し拜礼は、敬虔と服従とを表白する儀式にして、是より最大最重なるものはない。故に人たる者は之を盡さなければならぬ。

拜禮の區別に就て

拜礼を別けて三種とす、内部的、外部的及び社会的即ち是である、内部的拜礼とは、自己の智性及び意志の動作を盡して、誠意誠心、以て神を敬礼するの謂である。

外部的拜礼とは、之と異なり、其の敬礼を可見的に顯はし、神に対して恭敬信仰等の状態を爲すの謂である。

社会的拜礼とは、國家一団躰にて、神を敬虔し、且つ其の恩を謝するの謂である、人類には、個人として拜礼の義務あるが故に、其の集合より成立する所の社会にも亦、必ず神を拜礼する義務がなければならぬ。是れ亦、何れの邦國たるに論なく、団躰として天下一般に関する公式を以て、神を敬礼する式である。最も信奉する神も、拜礼式も各々異つて居れども、兎に角団躰として神を拜礼する式は、何れの邦國にも自然的に具備せられたるは、各方面に於て認むる所である。

内部的禮拜に就て

内部的禮拜とは、誠意誠心を以て、忠実なるは固より論を俟たない、外部的禮拜も亦、同じく慎重敬虔でなければならぬ。此の内部と外部の二禮拜は、恰かも車の両輪の如く、相待つて離るべからざるものである、今茲に之を合して論究せんとす、若し人にして其の精神裡に敬虔の念あらば之を当然、外部にも顯はすべきものである。例へば我れ我れの精神に、父母に孝行する所の情あらば、必ず之を外部即ち行爲に顯はさなければならぬ。又た友人に対して親愛の情あらば、是れ亦、必ず外面に表白しなければならぬ。神に対しても之れと同じく、精神裡に信仰感謝の情あらば、必ず外部にも之を顯はさなければならぬ。是れ亦、自然に顯はるべきものである、然して外部にのみ禮拜して、内部に禮拜の心なきが如きは、虚禮たる事、固より論を待たざる所である。之に反して内部にのみ禮拜して、之を外部に顯はさざれば眞正の禮拜とは云ひ得ぬ。蓋し眞正なる禮拜は、内外共に必ず相応しなければならぬものだからである。是れ即ち誠意誠心の禮拜である、神に対する禮拜は、斯く内外共に相応しなければ、却つて神を侮辱するものである。然かすれば思想は、漸

次、紊亂して、遂に禮拜の念も消滅するに至らん。故に内外相応する禮拜を爲さざる者は、人類の自然性に反するものであるから、其の心に満足するを得ない。況んや斯る所行は、人をして志恩者、不信仰者たらしむるのみならず、性理に反する惡風を以て社会に害を与ふるものと云はねばならぬ。嗚呼是れ世上の風紀に関する事、最も大なるものであるから、先覚者たる者は、宜しく注意しなければならぬ。

社會的禮拜に就て

社會的禮拜を別けて二種とす、一は、國民挙つて行ふもの、之を共同的禮拜と稱す、蓋し多数の人々相合して共同的に行ふものだからである。二は、國家の主権者を代表として、禮拜するものである。又神と社会との關係に就て、茲に之を解説すれば、神は、我れ我れに智性と感性とを賦与するに際し、社交的動物となし、社会なる者なくんば、身軀の健全、智識道德の發達、期し難き者とした。斯く我れ我れの生活及び向上には、社交を必要とするが故に、社会と云ふものは、神より出でたものに相違ない、之に由つて觀れば社会も亦、個人の如く、神に対して禮拜の義務ありと云は

なければならぬ、故に社会的義務として、宜しく内部と外部の礼拝を以て、感護の意を表示しなければならぬ。殊に社会的礼拝は、個人をして礼拝の念を起さしめ、益々敬神の念を強ふするに与かつて力あるものである。之に反して社会的礼拝行はれざれば、國民個々の礼拝も亦、消滅に帰し、遂に國民統治に困難を來すことは、实例を示してゐる。是れ要路の人の宜しく注意しなければならぬ最大義務である。

神を禮拜せざる者は不義不忠である

何ぜかと云へば世界開闢の当初に神は、先づ宇宙万象を御造りになつたが、其の万象の中に神を愛し、神を認め、神の言ふ所を知解し得る者がなかつたから、人を造り給うたのである、所謂我れ我れ人間は、神を拜む爲に造られたのであるから、神を拜まない者は、全く不忠不義であるからである。蓋し自家の存在を知悉し、神前にて尊拜、謝恩、祈求、贖罪等の義務を盡し得る者は、森羅の万物中、独り我れ我れ人間あるのみ、空を翔ける禽鳥、水に泳ぐ魚鼈、地を歩する獸畜の如きは蠢然此の世に生存微動して、毫も此の義務あるを知らざるが故に、我れ我れ人間は、是等の万物に

代つて神を礼拝しなければならぬ。總じて人類は、自然性より見て、神を礼拝しなければならぬ。故に造物主なる神を敬愛せざる人は、心満足するを得ない、蓋し這は是れ人類の性理的要求に存するからである。果して然らば神を敬し、且つ之を拜するの念、深からざる人は、其の心、輕卒にして尊重するに足らない。何となれば神を輕んずる者は、己れも輕んぜられる理だからである。他人を輕んじてさへ、己れ輕んぜらるるならば、ましてや神を輕んずるに於てをやである。實に己れの造者又た保護者たる大恩主に対し、輕卒斯に至らば、慎重の態度なき人たるや論を竣たす是れ何ぞ尊重するに足らんやである。他の輕んずる所となるは当然である。斯の如き人は、唯だ神に対して忠実ならざるのみならず、國家に対し、君主に対し、個人又は天下に対し、決して忠実に其の義務を果す人ではあるまい。何となれば自己の放縱輕卒の爲に、自己の大恩主たる造者主宰者に背戻して、其の性に従がはざる者が、どうして他人に対して義務を果し、責任を完うし得られるものではない。畢竟するに忠実などと云ふは、自己の利益の爲にするに過ぎぬ。諺に「神を信ぜざる者を信すべからず、神を恐れざる人は、是れ恐るべき人なり」とある通り、實に然り、神を信ぜざる者は、自己の良心を知らず、良心を知らざる者は、責任の自覚あるべき筈はない。己れに責任の自覚なき者は、他に対する義務を知る筈はない。斯の如き者が、どうして義務を遂行し得られやう乎、我れ

我れ人間は皆、神を拜む爲に造られたのであるから、九死に一生と云ふ時は、溺れる者は、藁をも掴むと云ふ譬への如く、何かの神を拜むものである、蓋し神を拜む爲に造られたからである。

己れに對する義務に就て

己れに對する義務は、是れ又た最切最要である。然るに己に對しては何等義務あるべき筈なしと思ふ者もあるが、決して然らず、是れ亦、神より命ずる所なるが故に、必ず忠実に盡さなければならぬ。而して之を別ければ二種となる、靈魂に對する義務、軀體に對する義務即ち是である。靈魂に對する義務とは、自己の靈魂の救済に盡すべき義務を云ふのである。詳言すれば我れ我れは自己の靈魂をして、眞誠の終末、即ち円満完美の幸福を得せしむる義務がある。我れ我れは、是非共、之を果さなければならぬ。熟々我れ我れの境遇状態を考察するに、最も卑賤にして、不幸も亦甚だしく、我れ我れの靈魂上から云へば、此の境遇には、決して永久に留まるべき場所ではない。必ずや早晚之を脱却して、完全眞美の境地に至らなければならぬ。蓋し斯る境遇は、靈性に適合すべきものではない。故に我れ我れの爲に、最切最要なる義務は、完全眞美の境遇、所謂円満幸

福に至るの道を講求しなければならぬ。然らば如何にして此の義務を果すかと云はゞ、人類として最高等の能力たる智性と意志をして、益々發展せしめなければならぬ。智性の發展は、各種の學問に依るが故に、最も困難なる場合が往々在る、故に何人も之を能くし得るものではないが、意志の發展に至りては、決して然らず意志は、活潑自在の自由性にして、意志の向ふ所の目的物は、必ず理性の辨知する純粹の善であるから、吾人の行動起學を徳に導びく基礎を築くことが出来る。而して意志は、吾人の行動起學を徳に導びく羅針盤にして、吾人徳教の基礎である。然して其の範圍は極めて広汎にして、且つ漠然たるが如しと雖も、其の道を得さへすれば、如何に深く且つ広きも、容易に了解し得るに至らん、然るに世には、意志は、自由性にあらざるが故に、吾人の行動起學の羅針盤にあらずと主張する学者が往々ある。這は是れ迷謬にして採るに足らない。蓋し吾人の自由性なることは、至つて確實であるからである。若し我れ我れ人類にして自由性ならずとすれば、則ち我れ我れは人類たるの品格なく、其の行爲は、禽獸と撰ぶ所はない。然れども自由にあらずと主張する学者、多少なきにしにもあらずであるから、今茲に其の有無に就き、少しく説明せんとす。

我れ我れに自覺、論理、常識等の作用あるを 以て意志の自由性を證明す

人も知る如く我れ我れに自覺、論理、常識等の作用あるは、意志の自由性を証明するものである故に之を解釈せんとす、自覺とは、自己を顧りみて自己の存在を知り、又た自己は如何なる境遇、如何なる動作、如何なる思考を爲しつつあるか等を覺知する作用である。又た論理とは、物の然る所以を推究し、眞理のある所を覺知して、誤謬を避くるの作用である。又た常識とは、天下普通の道理を了解して、眞理を覺知する所の作用である。

意志的行爲の自由なるは、是等の作用あるが爲である。蓋し是等の作用によりて自由撰択を爲すものだからである。禽獸は、決して是等の作用を有つてゐない、故に意志的作用なく、従つて撰択の権をも有つてゐない、此の三個は、唯だ人類のみ有する者にして、此の作用あるは、即ち意志が自由であるからである。

而して又、斯る自由の撰択採取は、必ず善でなければならぬ。蓋し惡は、性理上、必ず避くべき

ものにして、撰択すべきものでないからである。然れども其の間に相矛盾する事ありて、取捨の弁容易に決定し得ざる事あるは、何人も免かれざる所である。何となれば二者あれば兩立せず、甲の有する所は、乙の欠くる所、乙の有する所は、甲の欠くる所となり、一を採れば他を捨てなければならぬ。斯る場合には、全き撰択となるものではない。実に有形上の自由は、常に斯の如く眞正の自由とは云へぬ。例へば政事の自由の如き、人民無識ならんか、参政の権を得ることは出来ぬ、是れ一の欠点あるが爲に、其の自由を得ないのである。身軀上の自由も亦、然りである。到底全き自由を得ることは出来ぬ。即ち病苦ある者の如きは、是れ断じて自由の身軀ではないが、無形上の自由に至りては、決して然らず、全然是と反対にして、一切外物の得て妨碍するを得ない。設令、身軀の如き、縲紲の苦を受け、全然自由なきに至る事あるも、其の心は決して束縛を受くる事なし、蓋し如何なる事を思ふも、外部より之を禁止することは出来ぬ、然れども我れ我れ人類は、形軀を有するものであるから、動もすれば有形上の必要の爲に目前の状態に束縛せられ、無形上に馳する能はざる事もある。故に無形的自由を求むるが如きは、至つて稀れなる事にして、殆んど皆無と云つて不可なし、然れども身軀上の慾に克つて、其の思想を無形的境界に進め、理想的生活を爲すあらば、無形的自由を求むるに吝さかならざるに至らん、蓋し人類は、理性及び自覺を有して善美を

求め、是より以上の善美に趣き、惡醜を避けんとする性あるが故に、若し無形界は、有形界より、更に善美なりと認識すれば、必ず卑賤なる者を抛擲して、高尚なる者を愛慕するは当然であるから我れ我れ人間の心は自由である。

我れ我れの精神は自由なり

我れ我れの精神の自由なることは、確定的である。明瞭的確にして些の疑を狭さむことは出来ぬ。觀よ、吾人の心の奥底や、活潑自在にして、少しも他より妨碍せらるるものではない。然して一事を爲さんとするや、必ず之を靜思熟考し、敢て濫りに事に当らず、注意周到以て事を処理するものである。是れ即ち心の自由なることを証するものである。若し自由なくして自然的に然るものならば、則ち何の思慮する事もないであらう。又た或る事物に接して、自から解する能はざる時は、之を識者に質問し、識者も亦、人に応じて示教する者とす、若し心的自由なしとせば、則ち質問する事も、教示する事もあるの理なし、是等によりて考ふれば、吾人の心性の自由なることは、毫も疑ひを容るることは出来ぬ。

意志の自由は天下万民の公認である

意志の自由なることは、天下万民の公認する所である。夫れ然り、吾人の自由性なりと云ふは、天下何れの時代、何れの邦國を論ぜず、一般に承認し、自然的合意する所である。是れ所謂天下万民の公認である。觀よ、法律なき國家は一つもない、固より其の完全と不完全は免かれざる所なれども、免に角、法律なる者あり、是れ即ち人類に自由あるの証拠である。實に然り、人間には自由意志の存するありて、任意的に事を爲す者なるが故に、茲に制裁の必要起り、因つて自然的に法律を定めなければならぬのである、意志の自由なき時は、禽獸と撰ぶ所なきが故に、何の法律の必要ある筈はない。又た法律に従ふ事もあるべき筈はない。蓋し法律に従ふべき性質にあらざるが故である。然れば世界至る所、一國をなして法律を制定する所以は、一般に意志の自由を認むるが爲である。故に吾人の意志は、必ず自由でなければならぬ。而して這は是れ天下万民の一般に認むる所である。

智性は善惡を判断し意志は之を撰擇す

或る人、以爲らく「吾人は、智性の判断作用によりて善惡を判別して、以て是より以上の善に進む者にして、意志の自由あるが爲に然るにあらず」固より善惡を判断するものは、智性的作用の爲す所である。然れども之を撰択して、以て行爲に顯はすに至るは、智性の之を判別したるが爲の故にあらずして、意志の之を行はんと撰定決起したるが爲である。例へば惡の爲すべからざるを知ると雖も、之を爲して憚らざるは、智性の判断に關するにあらず、意志の自由に之を撰択したるに因るのである。又た天下の事物は、或る標準に依らざれば、觀察次第にて、善ともなり、惡ともなる事あり、故に完全の善、即ち絶対的善を標準とするの外、善惡の公断を下すことは出来ぬ。夫れ然り、吾人の智性は不完全なるが故に或る標準に依らなければ、善惡の判断確乎不動にあらず、故に必ず他に標準を覓むるの要あり、而して其の標準を撰択するは、判断より前に、自由意志の撰択する所である。果して然らば其の撰択する否とは、是れ全く意志の自由なるが爲であるから、意志の自由なることは、少しも疑ふ能はざること明白である。

理性と智性の相違點

茲に最も肝要にして知らねばならぬことは、理性と智性の相違点である。理性とは理論によりて事物の然る所以を曉知する所の智力作用であることを知らなければならぬ。故に智力と殆んど同一にして、特殊なる智性的作用とも云ふべきものである。元來、智性と云ふものは、直角的に事理を曉知するものであるけれども、若し難解の事理にして、推理討究するにあざれば、たやすく曉知する能はざることあり、斯る時は理論的に攻究しなければならぬ。斯く推理討究する所の作用を理性と稱するのである。然して理性と智性とは、別種の者にあらず、其の故、如何と云へば、理性の目的も智性の目的も同じ曉得物である。又其の曉得物は、無質料的唯一の道理にして、其の種類一にして、二にあらず、既に目的も種類も同一ならば、必ず能力作用も亦、同一でなければならぬ唯だ前記せる如く、智性は直覺を以て、直接に曉知し、理性は、証論を以て間接に眞理を曉知するの差あるのみ、故に二者は、各異の能力にあらずして、智性的能力の一種の作用を、理性と稱するに過ぎなく。

智性は自由性を有する乎

智性的能力は、自由なるか、將た自由ならざるかと云へば、是れ亦、一種の問題にして、自由なりと云ふ説もあり、又た自由ならずと云ふ説もある。尤も唯だ撰択的能力のみを自由なりと説けば、智性は、撰択力にあらざるが故に、自由にあらずと云ふは当然である。然れども撰択の有無を問はず、他の干渉なく自在に行動するを、自由と解すれば、智性は、何事にも他の補助扶翼を仰がず、自から能く行動するが故に、自由の能力作用と云ふも、決して不可なる事なし、元來、智性の行爲は、実物實際に適する事を主とするものであるから、決して曲なることをなすことは出来ぬ。故に直覺的に事理を曉知するに当り、曲解する能はざるは論ずるまでもない。眞偽を判別する上に於ても、決して他より智性の觀る所を曲ぐることは出来ぬ。唯だ撰択採用すると云ふに至らざるのみ、蓋し撰択は、是れ唯だ意志のみの爲す所だからである。而して若し智性にして眞偽の判断を誤ることあらんか、這は是れ智性の誤りにあらずして、感性より誤りたる者を寄送したるか、或は意志の撰択を誤りたるが爲である。蓋し意志は、智性を圧すること屢々ある所にして、決して珍奇の事に

あらず、然れば智性は、他の防碍なく、又た他より錯誤を寄送せず、自から行動する時は、撰択にはあらざれども、其の行動は自由自在にして活潑潑地の作用である。故に斯る点より觀て、智性は自由なりと云へば、敢て誤謬とは云はれない。故に智性は、自由性を有するものと云はねばならぬ

智性と意志の發展に就て

元來、我れ我れ人類は、貴重なる智性を有し、万事万端、之に依つて觀察し、判断するものであるから、能く其の智性を引導し、之が發展に力を盡さなければならぬ。若し之を輕視して、其の道を講ぜざるが如き事あらば、即ち自己に対する義務を欠く事となる。次に貴重なるものは、意志である。総ゆる義務的行爲は、之に依つて果さるのである。故に之をして正路に従ひ、善道に赴かしむるの方路を採らなければならぬ。又た意志は、自由性なるが故に、其の自由を保護し、益々之が開發の道を講じなければならぬ。若し意志にして自由ならざれば、形骸を主として靈魂を僕とし、遂に靈魂の主權を失ひて、惡行あるに至る者である。而も之を顧慮せず却つて輕視するが如きは、同じく自己に対する義務を欠くの理である。是れ吾人の深く注意しなければならぬ所以である。

身軀に對する義務に就て

我れ我れは、先づ第一、自己の身軀を養護して健康を保持することも亦、大切なる義務である。元來、身軀の用を爲す所以は、五官を以て百物を感知し、理性と意志の指導に従つて、手足を動かして、各種の形軀的動作を爲すにあり、故に宜しく之が安全に注意し、慎重細意、小心翼翼として、故意的に身軀を毀損するが如きは、決して爲すべきにあらず、而も軀軀は、是れ靈魂に比すれば、最も卑賤なるも、同じく神の賜物なれば、自殺自害の如き背理的行爲は特に譴責すべき悪行として必ず之を避けなければならぬ。蓋し這は是れ間接的自殺自傷だからである。其の他、暴飲暴食等の如きも、害毒となるに至れば、悪行爲たるを免かれない。唯だ前者は、過激手段を採り、後者は、溫和手段を採るの差あるのみ、其の害に至りては、殆んど同様である。此の理に由りて推拓すれば吾人の身体を保つ爲に、必要とする所の方法を講じ、之を損害する者に対しては、之を防禦するの權利ある事、固より敢て言を俟たざる所である。何となれば吾人の權利を損害せんとして、襲來する所の冒険者は、自家に非理非道なる行動をなして、人類的行爲にあるまじき、極端の犯罪を爲す

が故に、斯る人非人に対しては、固より当然、之を防禦して不可なき筈である。唯だ最も注意すべき所は、適度の手段を採りて、決して過激の挙動に至らざるやうに注意しなければならぬ。

他人に對する義務に就て

他人に對する義務の最切最要なるは、敢て言を俟たない。是れ即ち吾人の生來的である。而して此の義務を盡すは、是れ又た神に對して果すべき最重の要務に当るのである。元來、吾人の所有する者は、是れ皆な神の賜ふ所なるを以て、神を尊敬する者は、其の賜はりたる者をも、同じく尊重しなければならぬ。然らば神の愛する所の者たらば、尙ほ更、之を愛さなければならぬ。夫れ然り他人の生命財産は、是れ神の賜ふ所にして、殊に人に対しても必ず之に盡すべき義務がなければならぬ。しかのみならず他人も亦、自己と同じく人性の終末即ち究竟目的に向つて進み、円満完美の幸福に達すべきものである。其の要求する所も亦、我等と同じく至切至要なるものなるが故に、決して之を奪ひ、之を傷けて損傷せしむるが如き事あつてはならぬ。古人が己れの欲せざる所、之を人に施さず勿れ、己れの欲する所を人に施すべしと云つたのは、蓋し是れ此の事の謂である。

聖言にも「人を己れの如く愛せよ」とあり、是等は即ち他人に対する義務の簡單なる教訓である。総て他人に対して吾人の盡すべき義務は、種々ある中に於て最大肝要なる義務は、人に眞理のある所を教へて、確乎不動の信念を持たしめ、迷路を踏む事なく勉めて善道に導き、惡道に至らざるやう指導することである。是れ人間としては、先覚者たるの義務である。若し之に反して迷路に導き迷信に陥らしめ、異端邪説を信奉せしむる事ありては、啻に他人に対する義務を盡さざるのみならず、却つて他人を迷路の井中に陥れて、己れの爲にする者なれば、之れより大なる惡逆ある事なし、是れ天下の大罪人と云はなければならぬ。他人を善道に導びくには、如何なる方法に依るべき乎と云へば、此の方法は二あり、一は義、二は愛即ち是である。

義とは、他にあらず、己れの爲すを欲せざる所は、人をして爲さしめざるにあれば、古人の所謂己れの欲せざる所、人に施す勿れの如きは、此の意義に外ならぬ。愛とは己れの利ある所は、他人をして之れを得せしむるの謂であるから、聖言の「己れの如く、他人を愛せよ」と云ふは、此の事を教へたる者である。然して吾人に斯る義務ある所以は、蓋し吾人は、社交的動物なるが爲である。是れ吾人が社交的生活者として、必ず盡さなければならぬ所以である。

自由に就て

我れ我れ人間に取つて最も重要なものは、自由である。自由は、最も能く人の耳を喜ばせ、皆な人の最も好む所の言語である。而して人間の萬物に秀越する所以は、是れ此の自由あるが爲である。故に人皆、此の言語の響きを喜ぶも無理ならぬことである。然れば何人も之を得ることを望まざる者はない。故に之れを得るが爲には、生命財産をも、抛擲したるの例は尠くない。之れが重なる區別は、四個となるが故に、四大自由の稱がある。

即ち思考の自由、良心の自由、信仰の自由、言語の自由である。若し自由にして精神上に止まらば、則ち内部的自由である。若し形体上に止まらば、即ち外部的自由である。内部的即ち精神上的の自由は、外面より何の障碍を受くる憂ひはない。實に此の自由は、精神上の事なるが故に、如何なる権力と雖も、之を妨碍することは出来ぬ。然るに外部的即ち形体上の自由は、常に他より妨碍せられて、完き自由を得ることは出来ぬ。蓋し有形上の事は、社会の秩序に關係あるを以て、制限ある自由なるが故である。例へば茲に新聞記者ありて、其の關係せる新聞紙が、社会の風俗壞乱と

認められて、若し發行を停止せらるるに至らば、則ち社会に向つて、其の意見を吐露する能はざるが如き、是れ即ち外部的妨碍を受けたるものである。然れども其の精神上に至りては、如何なる妨碍をも受くるものにあらず、蓋し精神上には、世上の權力を及ぼすこと出来ぬからである。然れば内部的自由は、決して他より抑圧せらるる事なきも、外部的自由に至りては、多く抑圧を受くるを免かれぬ。蓋し不完全なる世界に於て秩序を保たせる爲には、どうしても自由を制限しなければならぬからである。

思想上の自由に就て

思想上の自由は、内部的自由の一である。即ち思考の自由は、制限なく其の欲する所に従つて、如何なる事をも思考し得ることを云ふのである。詳言すれば思想上の事は、他の制裁を受けざるが故に、独立不羈にして、他より干渉する者なく、自在に判断推思することが出来る。然し人間の自由は、固と不完全なる者の自由なるが故に、無限なる神の如く際限なき自由ではない。則ち或る條件に由りて制限ある者である。然して吾人は、何事を思考判断するも、他より抑圧さるるものにあらず

ざれども、其の思考判断にして、精神をして満足充塞せしむるものにあざれば、全く徒然無益にして、之が結論を見ることは出来ぬ。且つ又、事を枉げ、理に反する事は、思考することは出来ぬ例へば快樂の際に悲痛し、憤怒の際に柔和にする能はざるが如く、事を枉げて思考し得るものではない。又四角の円と云ふが如き、道理に反する事を思考することは出来ぬ。又た吾人は、悪を思考し得れども、這は是れ真正の自由ではない。のみならず悪を思考するは、一の罪惡である。斯る思考は、決して自由ではない。這は是れ智性の迷ひにして、力足らざるが爲に他より強迫され、若くは誘導せられたるに由りて起るが故に、自由を失ひたる者と云はねばならぬ。又た濫りに他人の言説に反対して、自己の所論の背理なるを知るも、飽くまで之れを主唱して鋼守するが如きは、私論に束縛されて、正理を容れざるは、是れ亦、自由ではない。乃ち私慾の奴と云はねばならぬ。例へば茲に無神論者ありとする、有神論者の議論、如何に明白にして抛るべき所あるも、飽くまで私説を主張して、正理に服せざるが如きは、偏見固執に由りて茲に至るものであるから、自由を失ひたる者と云はねばならない。是れ私論の奴隷と云はねばならぬ。我れ我れ人間は不完全の性を有するが故に、誤つて事を枉げ、理に反する事を思考せぬとも限らない。斯る際は、總じて自由ではない。然らば思考が如何に自由なりと雖も、正理以外、自由以外に至るは、是れ決して自由にあらず

と知らねばならぬ。即ち理性に従つて行へば、自由であるが、感性に従つて行へば、自由ではな

す。
我れ我れ人間は、二つの性を有つてゐる。一を理性と云ひ、一を感性と云ふ、感性に属する者は感覚、情慾、本能、盲目的嗜好等にして、此等は人に於ても禽獸に於けると異なる所がない。理性に属する所の者は、法律の覚識である。人は法律と情慾との間に立つて自由である。然し情慾に従つて法律に背くならば、直ちに心中に一種の戦争が起つて一日片時も安心することは出来ぬ。之が爲に如何なる方法を取るべきかと云へば、情慾、感覚、盲目的慾望等をして、理性の司配を仰がしめ、理性によりて之を律せしめなければならぬ。斯の如く身を律して己れに克つて往くと云うのは人生の一大美事にして、自由を眞個に利用したものであるから、名誉も亦、茲に在ると云はねばならぬ。古來より之を行ふ勇氣ありし者は、他の人より非常に尊敬せられて、國家の光、民族の誉れとして称讃せられたのである。

之に反し感性に従つて行ひ、情慾に司配された時は、自由であると云ふものの、人の品性を失つて、最も賤しき者の奴隷となるのであるから、眞正の自由ではない。

之に由つて觀れば人間的行爲と云ふ時には、人に二種の行爲あることが分る。第一は感性的行爲

即ち動物的行爲、第二は、理性的行爲是である。理性的行爲のみは、純然たる人間的行爲にして、人が知りつつ、好んで起す所のものである。之を称して自由行爲とも稱す、是れ即ち眞正の自由である。此の行爲のみが、純然たる人間的行爲である。何ぜかと云へば之を起すのは、全く人間の意志に係つて居るからである。道徳上、人間的行爲を律するなどと云ふには、此の自由行爲に就てのみ論するのである。蓋し人の自由に律し得べき行爲と云ふのは、唯だ是ればかりである。

動物的行爲と、人間的行爲とに根本的に區別を立てる者は、自由である。二者孰れも人間より出づるけれども、一は自由なく、一は自由と共に行はれるから區別が立つのである。其の結果としては、自由なく行はれる行爲は、責任がなく、自由を以て行はれる行爲は、始終責任がある。

設令、人は皆、生來自由であつても、事を行ふ時には時々其の行動の多少束縛されて、自由の運用を妨げらるる事がある。其の時、自由の欠けて居る爲に、行爲が全く責任あると云はれぬ。然らばどうしてさうなるかと云へば、自由の性質を究むれば直ぐに分る。自由であると云ふことは、實際、知りつつ、望みつつ行ふと云ふことである。故に人が事を行ふ時には、其の行ふ所の事を愈々明らかに知識し、之を決行するの意志愈々深ければ、其の自由は、愈々全くと云はれるのである。之に反して其知識を減小し、其の意志を束縛する結果のあるものは、それだけ其の自由を減小する

のである。

自由を此の意味に解説する時は、之を減小せしむる原因若くは其の運用を全く阻碍する原因は、四つある。無知、情慾、恐怖、暴力是である。無知、即ち禁命を知らぬ人は、禁じられた事を行つても罪にはならぬ。蓋し何人も其の知らざる所に責任を有つてゐない。然し人の知らぬ事柄の中にも、人の知り得べき事が沢山ある。何ぜなれば人は之を学ぶ力もあり、又た之を学ぶ機会もあるのである。何ぜなれば其の位置職掌の義務を欠くならば決して罪なしとは云はれぬ。斯の如き人は、其の怠惰の理由と程度とに依じて罪があるのである。

次は情慾である。これは感情より起る一種の動きである。情慾の数は沢山あるけれども、主として之を二つに歸することが出来る。愛憎即ち是である。此の二者は、他の凡ての情慾の根源である。人は情慾により一種、且つ不思議な力に引かれたり、押されたりするものである。愛の力によりては、どうしても其の愛する所の者に向はぬ訳には往かぬ。却つて憎みの司配を受ける時は、其の憎む所の者を排せんが爲に力を盡すのである。

情慾の精神に於ける影響は、人は其の愛する所の者を見る時は、其の欠点を認めずして、唯だ其の氣に入る所ばかり視て、凡て皆、己れの想つた通りであると思ふのでぬ。之に反して其の憎む

所の者に於ては、其の欠点と悪方面をのみ見て、其の美質を認めない、是れ其の判断に於て誤る所以である。

次は恐怖である。人は威武強迫若くは大危険の將に其の頭上に落ちんとする時には、自然其の心が乱れて来る。斯く心が混乱して来るのを称して、恐怖と云ふのである。恐怖の下には、人は自然に其の爲し得る所を爲して、其の恐るる所の禍を避けんとするものである。何となれば此の場合に望む所のものは、絶對的に望むものではなくして、止むを得ずして望むのであるから、無論、自由を失つたものと視做すべきである。故に恐怖によつて犯した罪は、其の自由の欠如して居る程度によりて軽重ありと云はねばならぬ。

次は暴力、暴力は、人の望まぬ所を無理に強めて行はしむる外來の威力を云ふのである。人の行爲の起る方法に就ては、意志の方面と、支体若くは精神の能力、記憶、感情、情慾等に関する方面との間に重要な相違区別のあることを注意しなければならぬ。自由なる人間的行爲に於ては、意志が先づ決し、且つ命じ、支体及び他の能力が之に従ふのである。

純乎たる意志の上には、如何なる暴力も直接、其の影響を及ぼすことは出来ない。人の望むと望まざるは、其の意志の然らしむる所にして、何物も又た何人も之を強ふることは出来ぬものである

強固なる暴力に対しても意志は、始終自由なるものにして、飽くまで之に抗抵し得るものである。威武暴力に屈せんよりは、死あらんのみとなし、身を終るまで苦を忍んだ人々は、地上に幾百万人もある。而して人性の品位及びその偉大なる所は、正しく此の死するまでも堅忍して抗抵すると云ふ事にある。

行爲の善惡正邪を定むる爲には、其の第一の條件は、自由の撰を以て行はれたるに在る、自由がなければ器械的行動に過ぎない。故に善惡正邪のあるべき筈がない。人間行爲の善惡を定むる標準は、自己の心中に有して居る法に適合するや否やに係つてゐる。人各々法を有つて居る。法は、人の一部分となつて居る。法は、人の性と相離すべからざるものである。人であると、理性的であると云ふ時より既に此の法は、其の心中に存在してゐるのである。又た他の人々から教へて貰はなくとも、自から之を意識して居る。而して自分の自由なる行爲が、此の法に適合して居る時には、善にして、此の法に背く時には、惡であることを自から覚識するものである。此の法は、人の自から作りたるものでなければ、一毫も之を改変することは出来ぬ。

勿論、此の法の覚識は、多少減滅し、多少暗晦になることが出来るから、其の無知の爲に誤ることある時には、少なくとも半分だけ恕される事もあるに相違ないが。全く消滅して了ふと云ふこと

は断じてない。野蠻未開の人民に於ても明快なる遺跡が留存してゐる。又た大逆無道の人でも他の人が此の法に背くを見る時は、一時片時も躊躇せず、直ちに其の惡行なるを認めて、之を譴責するのである。而して又、人が何かを行はんとする時には、必ず目的を有つてゐる。即ち行動者が何の爲に行ふかと云ふことである。蓋し凡て何かを自由に行ふ者は、必ず一の目的を有つて居る。第一着に思念に浮び出るものは、目的である。蓋し是れ行動の出発点である。即ち行動の始めから終りまで、其の精神其の意志の方針は、全く之に係つてゐるのであるから、行動者の行爲をして、間然なからしめんには、須らく、其の行爲が、人間的行爲の定規に能く適合して居らねばならぬ。假令手段として用ゐられる行爲が善でも、其の行爲の歸する所の目的が悪ければ、其の手段として自ら善なりと雖も、目的の爲に惡になるものである。例へば善人を欺かんが爲に、施与をなすが如きは罪惡であるが如き是である。之に反して目的が善にして、手段が悪ければ、手段は、目的の善なるに係はらず、依然惡である。例へば施与をなさんが爲に偷盜するが如き類是れである。

若し又、同一の行爲にして、二つの結果がある時、即ち一は善にして、他の一が悪なる時は、どうするかと云へば、先づ例を掲げて其の意を説明しなければならぬが、例へば人あり、コレラ病に罹るとする、若し酒を沢山飲むならば、癒ゆると假定せんに、癒ゆることは癒ゆるが、全く乱酔し

て了ふに相違ない。斯る場合には如何すべきか、酒を飲んでも差支へないだらうか、斯の如き場合に於て行爲の恕されん爲には、三箇の條件を要する。第一、善結果全快が合理的に悪結果（乱酔）を償ふに足る事、第二、行動者（酒を飲む者）が善結果を目指して、悪結果を目指さざる事、全快を希望して乱酔を希望せざる事、第三の結果が同一の原因（酒）によりて同時に起る事、若くは善結果の方が悪結果に先だつ事即ち是である。然し若し善結果が悪結果より出で來ると云ふやうな時には、行爲は恕されない。何ぜなれば善の來らん爲に悪を行ふことは、禁じられて居るからである（法に合はぬからである）目的は、如何なりとするも手段を義にするものではない。

多くの人々の最も困る所のことは、其の爲さんとする所を知悉するにある事である。神は、人を造りたるも、人に彼れを撰び、是れを撰ぶことを強ゆる者ではない。人間の自由を尊重して、人の自由に任せて置くのである。なるほど人の意志は善以外、望むこと能はざるやうな性質ではあるが、人は其の自由の撰択に於て屢々誤ることはある。即ち外見、善と思はる所のものを、眞実、善なりと思ひ、或は一方面にのみ善なるものを、絶対的善なりと思ふが如きことは、往々有り勝の事である。斯の如く其の撰択を誤ることは、自由の本質ではない。一種の偶有である。

世界萬物の中にて此の自由を有つてゐる者は唯だ人間のみである。然れど此の自由は、其の本性上の自由にあらず、唯だ自由なる者として、其の性を受けたるのみ、造物主に至りては即ち然らず本性上より起る自由にして、完全無欠であるから、自由に萬物を創造すること出来るが、我れ我れ人間の自由は、不完全であるから物を創造することは出来ぬ。

良心の自由に就て

良心の自由とは、善悪を判別し、善をなすを好み、悪を爲すを嫌ふて、善にのみ趣かんとする行爲を云ふのである。だから良心と云ふものは人類のみの特有にして、善を好み、悪を嫌ふものであるから、我が好む所の善に趣き、嫌ふ所の悪を避くるは、固より自由自在である。それにも拘はらず厭ふ所の悪に趣き、濫りに悪を爲して憚らざれば、精神の満足を得ずして煩悶措く能はざるに至るは、是れ、即ち良心の自由を抑圧したるが爲である。実に人類の知徳は、皆、此の良心に依つて不正不義に至らず、又自然的に悪を爲さざるものである。然れば吾人をして百事を判断するに誤りなからしむるものは、此の良心あるが爲である。故に良心の自由は深く尊重して誤りなきやうしなればならぬ。

此の良心は、造物主なる神が人を造つた時、其の心に深く之を刻み付けたのである。だから之れはどうしても消すこと出来ない。人は、此の良心の声に聽いて萬事を行ふならば、神に対しても、人に対しても義務を盡すことが出来る、蓋し良心は、人の履むべき道を示す羅針盤であるから、何時でも其の向ふべき道を指し示してゐる。人は、之に従つて其の進路を定めなければならぬ。良心は性法の監守人であるから、常に萬事の行動を監守して、苟くも性法に悖る虞れのある時は、直ちに警戒の鈴を鳴らすことを怠らない。

此の性法と此の良心とは、如何なる人でも皆等しく具へて居る。此の点に就ては、キリスト信者でも異教徒でも無宗教家でも差別はない。それは良心や性法其のものに差異のある爲ではなく、同じものであるが、キリスト信者は、キリスト教の光を以て、其の良心を照らされるから、其の照らしのお蔭で過失がない。良心の声に迷ひや誤りがないので、何時でも安心して之に聽き従ふことが出来る。異教徒若くは無宗教家等には、之に反して其の照らしが無い。随つて其の曇りを帯びた良心の心には、迷ひもあれば間違もある。然し眞に誠心を以て其の良心の命する所に従ふならば、縱令迷ひでも、間違ひでも神は、其れに満足して、敢てそれ以上を責め給はぬ。それでキリスト信者にあらざる彼等の造物主に対する義務は果されたと云ふのである。

總ての人は、縱令、其の奉ずる所の宗教の信仰が違つても、属する所の文明の程度が異つても、さう云ふ事に関はらず皆、其の等しく具へて居る良心の声に聽いて、詐欺、竊盜、殺人などの悪事であることを承認してゐる。又た父母に背き、之を悲しませ、親不孝することなどを重い罪であることをも知つて居る。姦通、強姦等は勿論、唯だの邪淫でも、罪惡であると云ふことをも知つて居る。これは即ち良心の命令で、凡ての人の齊しく辨まへて居る所である。此の点に於ては、宗教の助けをも須たない。道德の教へをも要しない。是れは造物主が直接、人の心に刻み付けたもので、どうしても之を取り除けることは出来ないのである。強いて之に背けば直ちに良心の苛責を受けなければならぬ。同じ理由で買物の棒先を切ることや、賄賂の授受や、他を害して暴利を貪ほることや、官吏、公吏、教員等の依怙最の沙汰をするなどは、孰れも悪い事と承認して居る。

此の通りに、人は、宗教をも知らず、神をも信じないに関はらず、其の良心の知らせに依つて、善惡の區別を辨へることは出来るのである。此の一点、即ち凡ての人が皆、良心を具へて居ると云ふ点から考へても、神の存在は証明される。斯る良心なるものを誰が与へた乎、と其の根源を尋ねて行けば、自づと造物主なる神にまで遡ほらなければならぬ。随つて其の造物主たる神に対する我等人間の義務なるものをも拒むことは出来ない訳である。

斯う言ふと、人或は反駁して云ふかも知れない、否な夫れは謬論である。世には往々極悪非道の人々があつて、彼等には良心の影さへ認められない。また往々善悪の判断を轉倒して居る者もある。さう云ふ者どもの考へは、唯だ物質的に利益さへ得らるれば、それが善だと判断する。随つて騙りでも詐りでも苟くも自家に物質的利得さへ得らるれば、遠慮会釈なく、取つて之を実行する。斯う云ふ人々の行爲には、如何なる結論を下すべきか、大いに我れ我れは惑ひ無きを得ない。

なるほど世には然う云ふ者もあるに違ひない。然し夫れは極めて稀な例外である。さう云ふ人間は、概して幼少の時から、良心の咎めを抑へ付けて、強いて沈黙させる癖を付けたのである。所謂良心は、遂に痲痺して了つたのである。さう云ふ痲痺した良心でも、一たびキリスト教の光に照されると、豁然として眼を覚まし、翻然として、其の過誤を改める。其処がキリスト教の有り難い所である。其の照らしを受ければ良心の眼は明らかになる。其の声には、迷ひも間違ひも無い。

之に就き、一の例を取つて説明する。今仮りに或る処に二人の若い処女があつたとする。其の親達は、素より家の貧しい上に、或る不慮の災難に罹つて、今は露命を繋ぐパンさへも手に入れかねる窮境に陥つた。そこで余儀なく、其の二人の娘を苦界に沈めて、一時の窮乏を凌ふと云ふことになつた。此の事を打ち明けると、一人の娘は、断然と拒絶つた。彼女はキリスト教の信者であつた

爲に、縦しんば親の難儀を救ふ爲でも神の掟に背くことは、人間の道ではない。人間の道を踏み外して大罪を犯して親を救ふのは、決して孝行を盡す道でない。斯うキリスト教の光に照らされて、其の良心が命じたのである。だから如何に賺されても責められても頑として承諾しなかつた。他の一人の娘は、未信者であつたので、厭な事とは思つたが親の爲なれば詮方がない。是れも孝行の道と思つて身を投げ出して承諾した。

然し此の二人の処女の取つた態度は、造物主なる神の眼より見て如何であらう。双方とも誠心から其の良心の命に従つたのであつた。良心の命は、是れ即ち神の命であると云ふ論法から言ふならば、未信者なる娘が若し其の良心の声に従はず、身売を拒んだとすると、其は神に対して罪を犯した事となる。恰かも信者なる娘が、其の良心に背いて、身を苦界に投じたと同様の罪悪である。と云はねばならない。けれども信者なる娘が自分の身売りを拒んだのは、取りも直さず良心の自由を眞に守つたのである。

然し斯う言はゞ、或る人は難ずるかも知れぬ。キリスト教の照らしなる者は、却つて迷惑至極なものである。是れあるが爲に人の最も美德とする孝の道にさへ背かなければならない。何ぜかと云へば未信者の娘が身を売つて親の難儀を救つた。其の良心の命する所に従つて孝道を盡した。それ

で神の咎が無いならば、キリスト教の照らしなどは、寧ろ無い方が仕合せである。何を苦んで其の様な邪魔物を取り入れる要があらう。と其処である。其処にキリスト教の思想と異教徒との思想の衝突があるのである。それが爲にキリスト教は異教徒の憎みを受け、迫害を受けたのである。キリスト教は、國の風俗習慣に合はぬ。人の心を惑はす邪教などと云ふ誹謗を蒙つたのである。キリスト教あつて茲に二千年、何れの國に於ても殆んど同様であつた。恐らくは今後も同様であらう。救世主キリスト曾て宣はれた「余は、平和を持ち來れるにあらず、劍を持ち來れりと、此の言葉は、以上の事柄を物語つたものである。

救世主キリストの持ち來つた劍は、光明の爲、眞理の爲、道の爲に振はれた劍であつて、眞の人類の幸福を進める恩恵の武器である。だからキリスト教の教義では縱令、親と雖も其の子に醜業を強ゆることは出來ない。若し強ゆれば、親の権利の濫用で、罪惡の所爲たることを免かれない。由來、強者が弱者を虐げると云ふ事は、耻づべき卑怯の振舞で、縦し餓死するまでも斯る耻づべき所業をば、人間の爲すべきことでない、又た云ふ、神の尊前には、女子も男子と同權にして、同様に重んぜらるべきものである。男子が女子を劣等視し、玩弄物にするのは、造物主なる神に対して不敬である。不義である。重い罪でなければならぬ。人間同士の間に見ても容すべからざる罪惡

であると、教へるから、キリスト教は、人の良心を照らして、其の曇りを払ひ、其の迷ひを除き去る。譬に夫ればかりではない。尙ほ不動不壊の力を与へるのである。故に眞のキリスト信者は、縦しんば財産を奪はれ、侮辱を蒙むり、一命を失ふほどの迫害に出遭つても、断乎として良心の自由を守り其の命に背かない。古來の殉教者は皆、其の立派な証人である。彼等は唯だ一言、教を棄てる。と口先で云ひさへすれば、それで一命は助かるのであつた。否な無言の儘、一寸うなづくだけで、迫害者は満足するとまで言ひ聞かした。而も彼等は、断然、それを排けて良心の自由を固く守り、追放、斬首、火刑、磔刑、有ゆる残酷な処刑をも甘んじ受けた。此の有様を見た迫害者等は、其の堅固な信仰、不動の操守に感心すべき筈であつた。然るに事は全く反対で、政府を侮蔑し、國法を破り、國神を敬礼せず、不埒な所業、度すべからざる頑迷の徒、恐るべき迷信の輩と、憎みは彌よ烈しさを加へて、益々迫害の腕を振ふのが、東西其の軌を一にする実例であつた。而も竟に非道は、正道に勝てなかつた。虚偽は、眞理を敗れなかつた。暗黒は、光明を蔽ふことが出來なかつた。

既述せる如く、我れ我れ人間に良心を与へた者は、萬物の創造主たる神である。所が惜しいかな人間の罪によつて、此の神の授け給うた良心は、曇りを帯びた。其の暗い処から迷ひも起り、過失

も出る。無限の愛なる神は、之を憐んで自から天より降り、救贖の道を立ててキリスト教を授け、其の光を以て良心を照らし、以て其の曇りを払ひ、迷信や過失の本を除いて、人類をして復び幸福の地位に立ち還らしめ給うたのである。故にキリスト教は常に有り難い教と云ふばかりでなく、又、誰人にとつても必要欠くべからざる教であると云はねばならぬ。何ぞかと云へば良心の自由なる事と人間は何の爲に此の世に生れて、死後、何処に往くかと云ふ事とを、詳細に教へるものは、眞正キリスト教たるカトリック教のみだからである。

我れ我れ人間は何の爲に此の世に出たか、 死後、何處に往く乎

神が我れ我れ人間を造つた目的は、抑々開闢の当初に天地森羅萬象を御造りになつたか、此の萬象中に神を知り、神と語り得べき有知物あらしめんが爲であつた。神人の性には、天地雲泥の相違があつても、二者の間に一種の社交があるのである。

若しも理性を具ふる人間がなかつたならば、此の世界は、如何に美大なりとしても、茫々たる曠

野に過ぎなかつたであらう。勿論、草木は生長繁茂するであらう。禽獸蟲魚は棲息するであらう。が、彼此、孰れも宇宙の美観を理解する能力を有つてゐない。森羅萬象の中に造物主を意識し得る者は、独り人間のみである。

我れ我れ人間は、神の友として造られ、初めは聖寵の位地に立てられ、神の恩眷を蒙つて居つたから、労働なくして生活し、苦痛もなく、疲労もなく、病氣もなく、又た死の何物たるを知らず、即ち死ぬることなく現界より來界に移り、神が最初に造り置きたる樂園より、尙ほ無限に幸福なる天堂に到り、永へに神を見奉りて楽しむべき筈であつた。

我れ我れの元祖が、斯の如き幸福なる者であつた。随つて人祖が罪を天に獲なかつたならば、亦た斯の如き幸運の位置に立ち得べき者であつた。旧約聖書にある通り、人祖アダムの知識は、玲瓏透明にして、刻苦なくして学ぶことを得、茫々たる宇宙の間に立ち、單に眼を開くのみにて、眼光の及ぶ限り、一見して事物の道理を領會し、其の關係を捕足し、混乱なく、錯雜なく、之を知識の上に排列し、忘却なく遺失なく、之を記憶の庫に宝藏し、一たび胸中に會得し、耳目に見聞したる所は、終生之を忘却する事なく、其の意志は、方直端正にして、心身全体を平安無事に司配して居つたのである。

然るに不幸にして罪は、神人の間に入り來り、一時兩者の交誼を断絶し、神の恩愛を失はしめ、人間の萬望を水の泡に歸せしめて了つた。

所が幸ひにして神は、人と和解するが爲に自から珍らしい道を認めて下された。即ち神人の間に人たると同時に、神たる所の救世主キリストを立てたのである。此の仲裁者は、人の罪の爲に神に償をなし、人に神の赦免を獲取して呉れたのである。

眞正キリスト教たるカトリック教の教義所謂新約聖書に明記されてある教義によれば、神に於ては三位が在る。聖父と聖子と聖靈即ち是である。聖三位は、相互に同等である。聖父は、聖子より優れ、聖子は聖靈より優れりと云ふのではない。三位同一の神性を有して居る故に、三位同一の神徳を備へて居るのであるから、三位は一体にして、相離るべからざるものではあるが、其が相互の関係より見て、区別はある。聖父は、元始にして、聖子は、聖父より生れたりと言ふ、是れ固より神が其の子を形体的に生むこと、人類の如しと云ふ意義ではない。神は、純粹の靈であるから、其の生むや精神的にして宛かも智性が思想思考を生むが如しと云ふ意義である。則ち聖子は無限智性の無限思考である。

聖靈は、聖父と聖子より出づる者なる事は、マテオ傳にもヨハネ傳にも明記してあるが、聖靈は

聖父と聖子より出づるものにして、宛かも愛が相愛者なる二性（二人）より出づる如きものである即ち聖靈は、父、子相互の愛にして、無限相愛者なる兩位（聖父と聖子）の無限愛である。

聖三位の區別と又た其の合一とを明瞭に言ひ顯はすには、無限なる神の有り、知り、愛するの三語を以てする。又た此の三語は優に、其の尊榮を發揚するに相応する。蓋し有は、聖父、知は聖子愛は聖靈、此の三位こそ、相共に最も親密なる。又最も円満完美なる交契をなせる者ならんと推察する。

聖三位一体の玄義の標象を物界に求めんに、假令、精確に該当して居ると云はれぬも兎に角、多少の類似ありとして、彼の天界の太陽を掲ぐる事が出来る。蓋し太陽には、体、光、熱の三つを區別するを得て、体は、其の存立と同時に光を發射し、体と光と同時に熱を發すると云ふが如き、頗る三位一体神の玄義を意識せしむるに足るものと思はる。而して此の体、光、熱、相共に區別されつつも相互に離るべからざる關係を保ち、合して以て唯一の太陽をなして居るものだからである。

神の所業に就て語る時は、或は直ちに之を神に歸し、神は世界を創造せり、神は人を救濟せり、神は、之に恩寵を降せりと云ふ、或は之を聖三位の各個に歸し、世界を造りたる者は、聖父なり、人を救ひたる者は、聖子なり、之に恩寵を降す者は、聖靈なりと云ふを常とする。が、然し是れは

話方だけの事で、実は神は、外界に如何なる事業を行ふても、神全体が之を行ふもので、聖三位の中、一位たりとも之に関与せざるはなし、但だキリスト教界の通語上、萬能の業を聖父に、全智所謂救済の業を聖子に、全善所謂恩寵の業を、聖靈に歸することを通例として居るのである。

以上述べた此の聖三位の中の第二位即ち聖子が人性を取り、之を着服して人となり、此の姿を以つて人類の間に留存し、生息し、行動し、言論し、労苦したることは、毫も尋常の人間と異ならぬ性行であつたのである。之を譬ふれば宛かも一國の王が親しく其の臣下を見、之に龜鑑を示して、之を慰撫せんが爲に、身自から臣下と共に苦樂を共にし、其の勞働、其の困難、其の貧窮をも共にしたるが如くである。

天地萬物の造主が親しく其の所造物を來訪し、人間の形体を取りて、斯くも親密に其が特殊の傑作所謂萬物の靈長と稱する人間に接近したと云ふことは、実に美善美挙にして、実に感驚すべき事柄である。

神に於ては以上述べた如く、第二位の聖子は、他の御兩位と須臾も離るべからざるものである。聖三位共に同性なるが故に如何なる方面に於ても同等である。随つて第二位は、他の御兩位の如く神にして、無限、永遠にして、萬所に遍在する者なることは、言ふまでもない事である。

人性を仮りて人となりたる後より考へて見ても、彼は、是れが爲に萬所現存、遍在の性能を失つたのではない。唯だ吾人の棲息する地球上の一ヶ所に於て人間の肉身と靈魂とを取る事、宛かも器械を手に執りて之を使用するが如くにして、同所に人間的行動を開始したと云ふだけの話である。

神の第二位の聖子が天より降りりと言ふ時には、天を遣して了つて、地球に來住したと云ふ意味ではない。天は勿論、如何なる所にも遍在して居るけれども、人間の形体を以ては、地上に示現したと云ふ意味なのである。此の示現を「御降來」と稱するのである。神は、之が爲に一毫も損益改変したのではなく、依然として無変である。唯だ人性だけが之に配合し始めたと言ふだけの事である、此の配合により第二位は、既に完全なりし神が、又茲に完全なる人となつたのである。即ち彼が永遠の無始より具有せる神性及び神の屬性の外に、尙ほ又、人性と人の特質とを兼備したと云ふのである。

神位に配合したる人体は、真正の人体にして、決して幻影の如きものではなかつた。此の人体は矢張り人靈によりて活動せられたるものであつた。神性が之を活動したと言ふ筈ではない。斯く言ふ時には、両性混乱の憂ひを生ずる。斯る筈ではない。凡て渾然たる人性を組織するものは、悉く備はつてあつた。即ち四支五体具足の人体と凡ての感覺能力を具備して居る人靈とが、完全に備は

つてあつたのである。

此の人体と人霊とは、確かに第二位に所属したので、決して他に所属したのではない。此の二者（体と靈魂）の彼れ（神性）に於ける、吾人身霊の我れ我れに於けると毫も異ならなかつた。彼れ神性の之を使用せる事も亦、我等が我等の身霊を使用するが如くであつた。彼れは、神の智識と意志とを有つて居ると同時に、人間の智識も意志も凡ての人的能力を有つて居つたのである。其の心は、覚識し、其の智識は理解し、其の意志は、志望すること、凡て吾人に於けるが如くであつたが但だ之を使用し、之を指導して居つた者は、吾人に於けるが如く人格ではなくして、神格即ち神位であつたのである。然れば人の心を以て覚識し、人の知識を以て理解し、人の意志を以て志望す所のものは、皆、是れ一の神位の然らしむる所であつたので、人体を以て労苦せるも亦、然りであつた。

それ故に其の行動、思念、感情等に於て、罪過若くは欠点がなく、否なあり能はざるのであつた何ぞかと云へば若し之れありとする時は、其の罪過と欠点とは、我等に於けるが如く、人の罪過欠点ではなく、神位の罪過欠点と云はなければなるまい。然るに神位は、罪過欠点と柄鑿相容れぬものである。彼の人性の行動に至りても、其の操守は凡て「人として活ける神位」に適合して居るべきものであつたのである。

故に吾人の人性を此の如く嵩高の程度、斯の如く完全なる品位に上げたる例は、如何なる場合にも見得べからざるものである。

此の神位の運用しつゝありし二性即ち神性と人性の行動が如何なりしとするも、其の行動は、始終一神位の行動であつたのである。故に人性を以て行はれたる徳業、祈禱、労苦等も凡て神位の行動でありしが故に、其の品位に適合して居る効果、即ち無限の価値を有して居つたのである。斯くて大なる神と、小なる人との間に立ち、罪を犯せる人間と冒瀆せられたる神との中間に立ち、人間の方面よりは、其の代りとなり、人間の如くになりて、神に無限の賠償即ち其の罪に匹敵する償ひを献げることが出来たのである。

斯の如く神人間の深淵を充塞し、其の懸絶を接近せしめたる神性と人性、両者の接合は、聖書中何れの処に於ても神の妙用として之を記し、神智神愛の傑作、天使人間の永久に威驚すべき神業とせられて居るのである。

虚無より世界萬有を造出したる創世の大事業の後には、神の地上に降來せる事は、最も較明顯著なる事績である。人間社会に於ては是れほど重大主要なる事績はない。神が人となりし事、所謂吾

人が御誕生の玄義と称し奉るものは、是れ実に地をして天に到達せしむる大橋と云つて然るべきである。是れ萬教の中心である。人類史の中心である、宣べなるかな世界の歴史が往々皆、此の三位一体の第二位の聖子、耶蘇基督の降生を、前後にして其の年代を数へてゐる。

人は、此の三位一体の第二位の聖子耶蘇基督の教訓によりて再び神に到達する道を学ぶことを得其の償の功德によりて、神恩即ち元祖アダムの享けて居つた寵恩を回復することが出来、再び神の知遇を辱うすることも出来、殆んど世界開闢の当時に於けると同じやうになつたのである。

天主第二位の聖子耶蘇基督の教訓は、燈明台の如く人間の間を立てられてあるから、其の光明の下に辿り着きさへすれば、其の教訓を利用することが出来る。其の功德は、救助の船板の如く人に送呈せられてあるから、救はれ助かりたい者は、誰でも其の恩典に浴することが出来る。

それ故、人間が地上に生息している間、此の恩典に浴したいと思ふ者の爲に、神は、其の燈明台をして、永く光り輝かしめ、其の救助の船板をして始終準備せしめて置くやうに予定したのである所謂我れ我れを天國へ導びく燈明台である。

我れ我れは此の世を通過する旅人である

人世は、屢々旅路に比較される。而して此の世は、通過すべき國土で、人は旅人である。処が人生は、長途の旅である。誕生の当時に出發して、死去の時まで一時一刻も休みなく旅行しつのである。此の道は、時々困難である。多くは辛く苦しく、疲労し易き道である。故に人は、之を忍んで踏み行き、終りまで之を離れぬやうにするには、先づ第一、此の道は、畢竟、何処に歸着するかと其の終局地を知つて居らなければならぬ必要がある。人は、其の往く所を知らずして一生の間、同じ方向に向つて進み行くものではない。

だから眞正キリスト教たるカトリック教に於ては、人に其の義務を教へ、其の行ふべき所を教ゆる前には、必ず先づ人とは何ぞ、其の性質は如何、又何故に世に生存するかを教ゆるのである。人は、神より造られ、不朽の靈性を具へて居る者で、其の地上に生存して居るのは、永遠の生命を享受せんが爲である。語を換へて言へば、神が最初に造り置きたる樂園より、尙ほ一層無限に幸福なる天堂に到り、永へに神を見奉りて楽しむべきか、人間終極の目的である。此の終局の目的たる永

生に到達する道を教ゆるのが、宗教の目的である。

二八八

神に至るの道は、遠くして、之を辿り行くことは、往々困難にして苦辛を極めなければならぬ。其はマテオ福音書七章十三節以下に「汝等、窄き門より入れ、蓋し亡びに至る門は濶く、其の路は広くして、是より入る人、多し、嗚呼、生命に至る門窄く、其の路も狭くして、之を見出す人、少なきかな」と、救世主キリストの聖言にある如く、天國に到るの道は、窄く、且つ險阻であるから宛かも遠山を目指して旅行する旅客の如く、始終目を山に矚し、途中道を失せざるやう、又近づくに従つて益々力を励まして進み行くやうに心掛けて居るならば、遂には其の目指す所の山に達して休憩することを得るやうになるのである。然り、神及び其の言を信する人は、其が一生の人生行路中、一日も其の長途の旅の目的地を忘れず、歩一歩づつ進み行くに当りて、始終、心眼を神に向け此の世の辛苦艱難の裡に於ても、榮耀欒樂の裡に於けるが如く、毫も撓まず挫けずして、我が途の終局には、必ず神を見ることを得んとて、無限の力、無限の慰藉、無限の愉快を感ずるのである。理性を備へて居る永遠不朽の人間に取りては、無限なる神が実に其の眞正なる目的である。人生最終の目的即ち茲に在るが故に、人は遠邇より始終其の凡ての言動を之に歸向せしむべきこと、宛かも旅客が其の行歩を山に向はしむるが如くしなければならぬ。

旅路の目的地に達せんには、之に通じて居る道を歩して到ることは、言はずして明らかである。人生の眞正なる目的物たる神に到達せんが爲にも矢張り、神に到るの道を歩して行くべき筈である。此の道は、是れ即ち人間行爲の法規にして、人は宣しく之を實踐躬行しなければならぬ。然らざれば、到底人生の歸趣に達することは出来ぬものである。勿論、此の道を歩むと歩まざるとは、人の自由であるけれども、其の目的に到達せんには外に道がない。又た今から其の追求しつつある安心立命を確保せんと思はば、此の道を除いて他に道なきを自覚せねばならぬ。これは各人の経験して自から分る所である。往昔大聖オクスチノは、既に自から之を経験した上、「主よ、主は吾人を主自からの爲に造れり、故に吾人の心は、主に休憩するに至るまでは須臾も安んずる能はずと述懐したが、実に然り、人の心は、神に向ひ初める時、立ち所に安んずるものである。即ち神を信じ、神を望み、日々歩々相進んで神に近づきつつ、最早や此の世に居る間からして、確かに神に咫尺し得と云ふ確信によりて、無限の快味を感ずることを得るのである。唯だ一つの憂慮のみ遺つて居る。身を終るまで継続することを得るかと云ふ事即ち之である。何ぜかと云へばマテオ傳十の二二節に「終りに至るまで、耐へ忍ぶ者は、必ず救はるるを得るなり」と録してあるから終りまで耐へ忍ばなければならぬ。

二八九

聖書に「汝の終末を記憶せよ」とあるが、是れ實に人類をして、至聖至福ならしむるに最も有効有驗の金言玉訓である。何ぜかと云へば未來と稱するものは、我れ我れを遠く離れて居らぬ。恐らくは明日即ち到來するかも知れぬ。又た現界より來界に到る距離は、誠に近いので、生者の中、誰も明日は、此の幽明二界の孰れに在らんかを言ひ得る者は無いであらう。

我れ我れが此の世を去る時は、生れて來た時の如く、裸体裸足で去らなければならぬ。然し此の世で行つた善惡の行爲のみは、どこまでも隨行者となるのである。是れのみは死も尙ほ之を奪ふ能はざる唯一の宝となり、若くは死も尙ほ之を救ふ能はざる唯一の禍となるのである。

我れ我れが此の世を去るや否や、即ち靈魂が物界と心界の境を越すと、直ぐと神に遭遇するのである。其の時、自分の眞相実質が有りの儘、自分にも知見することが出来るので、萬ての秘密が皆露出され、萬ての眞相が皆、白日晴天の下に顯はれるのである。蓋し眞理の源なる神の尊前に於ては、議論もなく、口実もなく、眞理自からが嚴密なる正義によりて、其の行くべき所に行くものである。処で正義によれば死後、靈魂の行くべき所は、天國、煉獄、地獄是である。

信仰の自由に就て

信仰の自由とは、自己の撰択に依りて眞理と信じたる以上は、他より其の信仰を抑圧妨碍し能はざることを云ふ、換言すれば信仰と云ふものは、自己智性の觀察と、意志の自由より起るものであるから、其の信すると否とは、決して他より強迫束縛し得るものではない。然して此の信仰は、眞の神を拜せざれば眞正の信仰にあらず、即ち迷信なるが故に、眞正の自由ではない。又神を拜せずとも可なりと主唱する者あるが、這は是れ沒道德者の論である。何となれば神と人とは、造物主と被造物の関係がある。其の上、我れ我れは、神によらずして眞正の終末を得ることは出來ぬから、必ずや神力を仰がなければならぬ。然るに造物主と被造物との関係を絶ち、眞正の終末を得ること出來ぬ者は、道德的人間と云ふを得ない。故に之を沒道德者と云はねばならぬ。又た神を信すればとて、宗教の如何を問はず、之に従つて禮拜信仰して可なりと云ふのではない。蓋し有神教中にも多神教あり、萬神教あり、一神教あり偶像教等ありて、又た其の宗教の成立に由つて、其の祭禮儀式等の別と、善惡の差があるから、宜しく嚴密に之を觀察し、証拠確乎として疑ひなき者を探らな

ければならぬ。然して全く自由の撰択に依りて、信仰を処決し、何等他より信と不信の可否を指示せず、全く自己一人にて、其の信する所を決したる以上は、其の信仰拜礼を怠らざるは勿論、如何なる非難攻撃あるも、不撓不屈、以て死に至るも厭はず、其の信仰を貫徹しなければならぬ。是れ即ち眞正の信仰自由である。而して此の拜礼法も亦、眞正の信仰と認むる者に依るは無論なれども撰択方法も亦、勿諸に附すべきではない。宜しく正当に確実なる者を撰ばなければならぬ。然らざれば眞正の信仰自由と云ふことは出来ぬ。

信仰とは何であるか

信仰とは何であるかと云ふことを、哲学上から定義を下せば「或る事物の存在を確認することである」と、吾人の確認する事物の中には、吾人自から了解せるものもあれば、他人の解説を聞いて了解せるものもあり、尙ほ又、其の上に自から能く理解せずして学びたるものもある。吾人の了解せる所ものは、吾人之を知ると云ふ。他の事柄は、吾人之を知るとは云はぬ。之を信すると云ふのである。信すると云ふ時には、不確実であるかと云へば、決して然うではない。「單だ自分の推理

に依らず、他の証言によりて、或る事を眞実と認めることである」自から知る能はざる所のものを、他の言に依つて信するは、合理的と云ふべきかと云へば、此の問題を決するには、須らく先づ其の信する所の人が、果して信するに足るや否やや究めなければならぬ。研究もせず証拠もなくして信するは、無論、合理的とは云はれぬ。

信仰には、二つの種類がある。人間的信仰と、神的信仰即ち是である。人間的信仰とは、人の証言に依りて信仰するもの、神的信仰とは、神の証言に依りて信するものである。眞正なる信仰は、両者共に理性的でなければならぬ。即ち理性を以て其の証言を研究せねばならぬ。之を詳言すれば漫然と他の証言を信じてはならぬ。理性を以て其の証言が信するに足るや否やを確かめねばならぬ。其の証言者が確かに其の事を知つて居るか、誤謬なく其の事を我等に傳へるかを確かめねばならぬ。吾人の知識の主なる源泉は、知る事ではなく信することである。何となれば吾人の知識は、概ね他人より学びたるもので、自分の研究に依りて發明せるものは、極めて少ない。例へば子供の時分に我等はどうして親を知るか、言ふまでもなく、推理作用に依りては之を認識することは出来ぬ。父母若くは他人の証言を聞いて之を信するより外に、之を認識する道がない。兄弟姉妹其の他の親屬の認識も同じことである。食物も然り、父兄が是れは食べて可い。是れは食べて不可と教へるのを信するの

である。自分が一々研究して知るのではない。其の外、是れは本である、是れは本である。此の語の意味は是であるなど、皆な他に聞いて之を信するのである。後に成長して学校に上れば、今度は何でも先生の教ふる事を信する。中学でも大学でも矢張り同じ事である。それから大学を卒業して学者になつても、信仰の必要は依然として存する。否な却つて益々烈しくなるばかりである。どんな學問でも徹頭徹尾、信仰を離れぬ。例へば歴史学などは、自分では五十年前の事実を確むることとは出来ぬ。推理のみで歴史上の事実を知る訳にも往かぬ。どうしても他人の証言を信ぜねばならぬ。其の他、政治、経済等の諸學問を始め、最も確實なる學問として學者の誇る数学に至るまで、信仰を離れて研究することは出来ぬ。何となれば人の知識は、空間に於ても時間に於ても際限があるし、自分一人の力で、一切万事を實驗し研究することは出来ぬから、是非共、他人の實驗し、研究せる結果を信じなければならぬのである。

これまで我が國の學者は、信仰は愚夫愚婦に限る事で、學者には似合はないと云つて居つたのは誤りである。却つて學術は信仰に依りて進歩するのみならず、信仰は、學術の基礎である。若し信仰を取り除いたならば、今學者の非常に誇る學術は、残らず滅びて了ふであらう。例へば法律に就て言へば、判事が犯罪人を裁判する時、何に依りて其の人に罪が有るか無いかを知るか、信仰即ち

他人の証言に依らざれば、何も知ること出来ぬであらう。是に依つて観れば、信仰はなくてはならぬものである。

所で信仰は、理性的でなければならぬから、正当に之を用ゐないと、誤謬の源泉となる。即ち輕々しく信すれば迷信或は妄信に陥いる。故に信する前に、既述せる如く、理性即ち智慧を以て、其の事が信するに足るや否なやを眞面目に研究せねばならぬ。然うして信するに足るべき確實な証拠があれば信しても可い。信仰の土台となるべき証拠は、種々ある。一例を挙げれば茲に一の事があつて、万國万代の万民即ち學者無學者の差別なく、貴賤貧富を問はず、皆な一樣に其の事を堅く信するならば、其の事は信するに足るべき事である。語を換へて云へば「万民の一致」は信仰の基礎となるべき一の証拠である。尙ほ其の信する事が、自分の利益にならずして却つて害となり、之が爲に難儀苦痛を受け、或は殺されても其の信する事を棄てぬならば、換言すれば人の無我無慾に信する事は、信するに足るべき一の証拠である。聖書の中に斯やうな実例がある。救世主キリストの弟子等は、主キリストの御復活を確かに見た。そこで彼等は、之を人々に証する爲に種々の迫害を受け、終に殺された。是れ其の証言の信するに足るべき一証である。

然るにカントと其の流れを汲む學者は、之に就き、大いに誤つてゐる。其の説によれば「信仰と

は、主観的、個人的、内心的の事にして、科学的に確証すること出来ぬものである」と、此の説によれば、信すべき事を決して証明すること出来ぬ訳である。其の結果は、超自然的天啓をも、何でも否み、終に縋て超自然的の事を皆、否なむやうになつた。カントは、知即ち知る事に就ても誤つたが、同じく信する事に就ても誤つた。だから知る事も信する事も、両つながら信用することが出来なくなつた訳である。

そこでカトリック教会では、信する事を、如何やうに観るか云へば、神が御啓示になつた事は何でも人間の智慧で解らぬ事でも、確実な眞理と認める。何ぜなれば神は、絶対的眞理其の者であるから、自から誤ることも又た他人を誤らせることも無いからである。唯だ其の事柄が間違なく、神の啓示し給へる事であるか、否かと云ふ事を十分に研究する。研究の結果、其は正しく神の啓示に相違ないと云ふことを確かめれば、之を堅く信じて決して疑はぬ。故に聖会は、ヴァチカンの大會議に於て、信仰を次の通りに定義した。

曰く「信仰とは、神の聖寵の佑助を以て、總て神が啓示し給へることを、眞理と認める超性徳である。其の之を眞理と認める理由は、我等が自然に具ふる理性の光を以て、其の眞理を理解する爲でなく、自から誤ることも他人に誤謬を教ゆる事も無い神が之を啓示し給へる爲である」と。

故に聖会では、凡て神が太古より人類に啓示し給へる事、例へば人の靈魂の救済に関する事は、確かに信することが出来る。否な是非之を固く信ぜねばならぬ、と教へる。随つて聖会の教によれば信者は、主観的に自分の望む事ばかりを信するだけでは足りぬ。自分の望まぬ事でも、能く理解できぬ事でも、神の啓示し給へる事は、全部皆、之を信じなければならぬ。然らざれば眞理の源なる神に対して不忠不義であるとする。

斯く眞正の信仰は、人間の弱き智慧に依らずして、全能全智全善なる神の權威に拠るが故に、知より遙かに勝れ、遙かに高尚なるものである。故に此の信仰は、人に限りなき確信を与へる。之が爲には、悦んで其の財産、其の生命までも棄てる程の強力な確信を与へる。知には、其れ程の力はない。其の証拠には、古來、生命財産を棄てる程に學問を信じたる者はない。學問は、幾ら確實であると云つても、猶ほ疑ふべき余地がある。けれども神の御言葉は、天地が消え失せても、動かざる万代不易であるから、疑ふことは出来ぬ。

以上論ずるが如く、信行爲には、知も之に加はりて一緒に働くことが分る。何ぜかと云へば、或る事を眞理である。確實である。と認めたのは、人の理性即ち知的作用である。然らば意志は如何と云へば、信行爲に關係があるが、一寸見ると何も關係がないやうに見えるが、實際は中々然うで

ない。意志は、知にも信にも、重大なる影響を及ぼすものである。若し意志に関係がないならば、信仰行爲は、自由でなく、随つて何の功も無くなる。故にカトリック教会は、ヴァチカンの議会に於て、信仰行爲は、自由である。即ち意志を以て自由に選ぶものである、と定義した。何ぞ斯く定義したかと云へば、所謂学者の中には、信は、自由行爲でなく、人の理性より直接、必然的に発生するものであると、主張した者があつた爲である。

此の信の自由に就て聖オグステノは「信するもの、或は信じないもの、共に人の自由に選ぶことである」と言つた。實際、其の通りであるのである。一寸之を聞くと驚く者もあるかも知れぬ、が意志は、信仰行爲になくてならぬものである。是れは深く研究するまでもなく、日常の経験に徴しても明白である。例へば父母は、其の子供の欠点を理性を以て明白に認めても、愛情の爲に盲目となつて其の意志は、之を承知しない。故に之を信じない。今日西欧各國民間の有様を見れば、各國民は皆、自分の國が正義であると確信してゐる。どんな不義不正な事をして、当然な事と信じて居る。之に反して敵國の行爲は、幾ら正当なことでも無理非道だと信ずる。是れ皆、意志の作用に依るのである。故に西洋の諺に「人は、其の望むことを眞正と認める」とある、又「慾望は、思想の親である」と云ふ諺もある。

以上は日常の事に就て言つたのであるが、宗教道德に関する事であれば、百倍も酷い、即ち意志の承知せぬ事は、如何ほど明白なことでも之を信じない。其の適例は聖書にある。救世主キリストは、三年の間、其の福音を宣傳した。其の反対者等は其の理性を以て、明白に之を知つてゐた。けれども意志が承知しなかつたから、之を信ずることが出来なかつた。例へば主キリストが生れながらの盲目者を医した時、人々は皆、實際に見て知つて居つたから、大いに驚いた。けれども反対者等は、安息日に於て之を癒したから、悪魔の仕業であると云つて、主キリストを信じなかつた。然れば主キリストは、「光、既に世に來りたるに、人は己れが行ひの悪しき爲に、光よりも寧ろ暗を愛したるなり、縋て惡を爲す人は、光を憎み、己が行ひを責められじとて光に來らず」と宣はれた。ヨハネ傳三の十九以下参照。

此の言葉は、昔時も今も眞理である。今日世間には、學問ある者の中に理性を以てキリスト教の眞理を認めながら、意志が承知せぬ爲、光を嫌つて暗黒を愛する者が沢山ある。然し理性を以て眞理を認むると同時に、意志も承知して潔きよく信者になつた学者も沢山ある。有名な歴史家グフルーレル氏の如きは、其の一人である。氏は元信仰がなかつたが、主キリストの御復活を歴史上から調べた。無論、學者として公平無私の心を以て研究した。其の結果、救世主キリストの御復活は、

歴史上、最も明確な事実であることが分つた。けれども斯く明確なる事実である以上、自分は是非共、主キリストを信じねばならぬ。と思つた時には、全身戰慄きて汗だらけになつた。氏の生涯中此の時ほど驚き恐れれたことはなかつたと、理性と意志とは、烈しく闘つたが、幸ひに意志は、理性の示せる眞理を承認し、謙遜になつて、堅く之を信じたのである。即ち理性を以て信仰すべき事柄を精確に知悉し、同時に其の事柄を疑ひなく信ずることが出来る理由を檢覈し、承認するに至つた、此の承認が即ち意志の自由行爲であるから、奥の信仰である。

人は理性を以て神の存在、人靈の不滅、善 悪の賞罰、意志の自由等を認識し得る乎

吾人は、理性を以て神の存在、人靈の不滅、善悪の賞罰、意志の自由等を認識し得ることを堅く信じて疑はない。古代の哲学者アリストテレス、プラトン等も、是等の問題を宗教上から論ぜず、学理上より可能であると論証してゐる。眞正キリスト教たるカトリック教に於ても、可能であると証認してゐる。所が新教の開祖ルツテルは、カトリック教に反対して之を否定し「人の理性には其れ

程の能力がない。神の存在も確かに知ることが出来ぬ」と云つた。其の時から新教の学者は、同じ謬説を唱へて、神の存在、靈魂の不滅などは、信仰に関せる事であるから、信仰を以て之を信ずることとは出来る。けれども理性を以て、之を認識することは出来ぬ」と云つたのみならず、ルツテルは、更に一步進んで「人の理性と信仰とは、一致せぬ。否な相互に反対する。故に信すべき事を神学上の見地より見れば、眞実であるが、哲学上の見地より見れば、虚偽である。例へば神学上より見れば、神は、此の世に降りて人骸を受けた。是は神学上より見れば、信すべき事であるが、哲学上から見れば、愚かな事である。宗教に關係する事に対して人の理性は、單に盲目と暗黒とであるに止まらず、悪魔の傾城、神の大敵である。故に之を殺して墓に葬らねばならぬ」と云つた。猶ほ彼は同じ理由に依りて、古代の哲学者アリストテレス及びプラトン等を罵倒し「彼の異教徒輩の言ふ所何ぞ信するに足らん、自から知らぬ事に就て口を弄するに過ぎぬ」と云つた。「此の父にして此の子あり」で、其の時から新教派の哲学者及び神学者等は、カントよりオイケン、ハルナツクの徒に至るまで皆、同説を唱へてゐる。是れ即ちルツテルの流れを汲んだ哲学者等である。此等有名な学者は皆、神や人靈や善悪賞罰、自由意志等の問題は、理性を以て認識し得らるべきものでなく、道徳的に屬する問題であると主張してゐる。則ちカント及び之に屬する哲学者等の説によれば、例へば

神を信ずる事は、道理上から研究して解ることではなく、感情上の事である。推理は毫も之に関係せぬ。人各々其の心情に之を感得するに止まり、頭腦を以て之を知ることが出来ぬ。神と神に關係する事とは、理性には分らぬ事である、唯だ意志若くは感情に基づく所の信仰のみが吾人を超自然界の事に達せしめるのであると、唱へてゐる。

カトリック教会は、理性を以て神の存在、人靈の不滅、善惡の賞罰、意志の自由等を認識できると主張してゐるから、世界の終末まで之を固守するに相違ない。之に反する説は、造物主に対して何よりも不敬な事である。折角造物主は、理性を人に与へたから、程よく之を用ゐれば、何でも知ることが出来るのに、之を否定するからである。又人性を辱かして、其の価値を損し、自から動物のやうにすることは、賛成できぬ。

神は、二種の方法を以て、御自分の存在及び其の聖意を人類に示し給うた。其の一は自然的天啓である。例へば天地万物を視れば神の存在及び其の屬性が解る。故に昔しの賢者は、「天地は開いたる一大書冊である」と云つた。他の一つは超自然的天啓である。是も理性を以て知ることが出来る。超自然的天啓とは、予言者、聖人、太祖達の仲介に依りて、人類に猶ほ一層親しく啓示し給へる聖意即ち眞理である。是れも信仰に依らず、唯だ理性の研究に依りて、知ることが出来る。

凡ての超自然的天啓の中にて、最も重要なものは、耶蘇基督の事である。神は、彼を以て人類に其の聖意を明細に啓示し給うた。此の主キリストの啓示は、最終のもので永遠に変わることはない。主キリストは歴史上の人物である。是れほど明白に証拠立てられた者はない。主キリストは、此の世に在りて人々に天の道を教へた事、其の眞理の爲に十字架に釘けられて死去せる事、三日目に生前、其の弟子等と反対者と共に、屢々明言せる如く復活したる事、是等の事實は皆、信仰に關する事ではなく、理性に關する事である。即ち一種の科学である。是等の事實は、四福音書を始め、当時の異教歴史家タシツス、スエトニウス、小ブレニウス及びヨゼフス、フラジウス等の著書中に明記されてある。故に理性を備ふる者は、神の存在は勿論、主キリストが此の世に生存せる事、救靈の道を宣べ傳へた事等を是非共、承認せねばならぬ。故に吾人は、理性を以て、物理学、歴史学、天文学其の他の科学を認識し得るが如く、神の存在、人靈の不滅、善惡の賞罰、意志の自由等をも認識することが出来る。

科学と宗教は衝突する乎

科学と宗教とは、相互に衝突して一致せぬ、と唱へる者があるが、是は何より大なる誤謬である。此の両者は、絶對的に相衝突し、相反するものではない。其の理由は、極めて簡單にして誰にでも分る。科学即ち知る事、信仰即ち宗教も、其の目的とする所は、眞理である。客觀的眞理である。知即ち科学とは、何であるかと云へば、眞理に合一する知識である。若し眞理と全く一致せず、之に反すれば、其は決して眞正の科学と云ふことは出来ぬ。唯だ假定とか想像とか愚説とか云ふべきものであるから、所謂誤謬である。

次に信仰即ち宗教も、眞の目的は同じく誤りなき眞理である。凡て此の眞理に背くものは、迷信偽宗教で眞正の宗教ではない。吾人が茲に宗教と称するものは、申すまでもなく、主キリストの教へ給へる宗教、其の御建てなされた教会が誤ることの出来ない教権を以て教ふる宗教即ちカトリック教のみを指すのである。神道、佛教等も宗教と称するけれども、是等の宗教は勿論、此の議論の外で、毫も關係がないのみならず、同じキリスト教に属するものでも、カトリック教に背き、之より離れたる離教異端も此の議論に入らぬ。凡て是等の所謂宗教には、必ず多少の誤謬がある。之に反して主キリストの立て給へる教会即ちカトリック教会は、誤らざる教権を神より受けたから、信すべき事に就て誤ることは出来ぬ。

して見ると知る事即ち科学、信する事即ち宗教とは、同一目的に達する二つの相異なる道と云つても、道は異つても同じく眞理である。

グリークの大哲学者アリストテレスは、「人は生れながら、誰れでも知る事（即ち科学）を欲むと云つたが、一鉢其の知る事即ち科学とは、何であるかと云へば、一言で云へば眞理に合する事である。故に如何ほど明白に知つて居つても、其の知つて居る事が誤謬であるならば、眞の「知る事」ではないから、眞理ではない。例へば太陽が朝、東より出でて夕に西に没するを見て、此の太陽が此の地球の上を運行すると思はゞ、其は知る事ではない、之に反して太陽は動かないが、我等の住つて居る地球が自から回轉するから、太陽が動くやうに見ゆる事を知れば、其は眞に「知る事である」。

知る事即ち科学には、広狭の意味がある。広い意味に於ける「知る事即ち科学」は、己れの研究に依ると、他人から聞き知るとを問はず、或る事物を確実に認識する事である。狭い意味に於ける

「知る事」は、他人の証言によらず、自己の目撃耳聞に依るか、或は自己の案出せる確實なる認識である。又た最も嚴密なる意味に於ける「知る事」は、科学的認識即ち科学によりて、根本的に或る事物を認識する事である。例へば前記せる太陽の出没に就て云へば、広義に於ては太陽の出没は地球の自轉より生ずる現象であつて、實際、太陽其の者の運行するにあらざることを知れば、夫れで可い。けれども狹義に於ては、自己の研究に依りて之を確かめねばならぬ。更に最も嚴密なる意義に於ては、何故斯やうな現象を生ずるかを科学に依りて根本的に確かめた認識である。

今日一般に行はるる定義に依れば、科学とは、個々別々に離れたる確實なる、知ではなく、其の根本より或る事物の確實なる知識を組織的に順序正しく集成せるものである。吾人が科学を研究するのは、眞理を求め、之を自己の有になす爲である。自己を欺く爲若くは誤謬を自己の者にする爲に科学を研究する者はない。であるから不確實なる假定は、決して眞正の科学と稱することは出来ぬ。我れ我れが心の中で考へ、或は耳目を以て見聞して直接に經驗した事でも、唯だ夫れだけでは眞正の「知る事即ち科学」にはならぬ。例へば石を空中に投げれば必ず地に落下する事は誰でも、實際自分が直接に經驗して知つてゐる。けれども未だ眞正の「知る事」ではない。何故又、如何なる法則に従つて石が落ちて來るか、又是非共、落ちねばならぬかを知れば、そこで初めて科学的認

識即ち眞正の「知る事即ち科学」となるのである。

して見ると事物に含んでゐる眞理を探求するのが科学である。其の眞理を人に信せしむるのが宗教である。即ち知る事は科学である。信ずる事は宗教である。両方共に神より出で、両方共に眞理即ち一は、神を表はし、一は、神を信ぜしむるものである。故に其の間に矛盾衝突のあるべき筈はない。斯う云ふ次第であるから、知る事即ち科学が、カトリック教の信仰箇條に反対するやうな事があるならば、其は屹度眞正の科学ではない。何処かに誤謬があるに相違ない。故に更に其の根本から嚴密に調査研究すれば、必ず其の誤謬を發見し、信仰箇條と一致する結果を得るであらう。又同理に依りて、吾人が理性を以て明確に認識したる知即ち眞正の科学に一見相反するが如き事がカトリック教の中に在るならば、其は決して信仰箇條ではなく、教会に属する神学者の間に行はる一種の説であるに相違ない。此の説は、カトリック教会で確定せる信仰箇條と異ひ、多少の誤謬を其の中に含むことがあるのである。

世にカトリック教の誤らざる事を善く辨へずして随分間違つた思想を懷いて居る者がある。而かも其が通常の人ばかりでなく、学者識者と呼ぶる人の中にも、之に就て笑ふべき愚説を唱へる者がある。例へばカトリック教徒は、羅馬法王の不可謬權を信するが故に法王の云ふ事は、如何なる

事でも皆、之を信ぜねばならぬ、道理に明白に背く事でも、法王の言ふ事であれば、之を盲信せねばならぬ。故に若しも今の法王が地球が太陽の周囲を運轉するではなく、太陽が地球の周囲を運轉するのであると云はゞ、カトリック教徒は皆、頭を低れて堅く之を信ぜねばなるまい。随つてカトリック教を奉ずる者は、科学を研究することは出来ぬと、是れは法王の不謬権の何たるかを知らぬ者の愚説である。法王が誤らないのは、法王たるの主権を以て、一般信者の信すべき信仰及び守るべき道徳に関する問題を確定する時に限るのである。太陽が運轉するとか、地球が運轉するとか云ふやうな問題は、科学上の問題で、宗教上の問題ではない。太陽若くは地球の孰れが運轉するとしても、救靈上には、毫も影響を及ぼさない。故に法王は、斯る問題を確定する筈はない。のみならず其の権利もない。又たカトリック教会は、何時も科学研究を奨励する。歴史を見れば今日の歐洲文明國民が極く野蛮であつた時から、カトリック教会は之を教育し、之を指導して、眞正の科学を進歩發達させた事が分る。地球回轉説の首唱者コペルニクスは、カトリック教会の神父であつたのを見て之を知ることが出来るであらう。

故に科学と宗教の間に衝突があり、矛盾があつて、カトリック教会の確定せる信仰箇條に反対する事があれば、其の誤謬は、慥かに科学の方にある。即ち其の科学は、眞正の科学ではないから、

根本から研究し直さねばならぬ。斯う云ふと科学者は立腹して、「これは学問科学を馬鹿にした言ひ分である」と、言ふかも知れぬが、まあ一寸心を静めて聞いて貰いたい。一弊、科学の尊とい点は何処にあるか、其が眞理に合致する点に在るであらう。凡て眞理に合致せぬ事は、毫も価値がない。然るに世の人々は善く科学々々と矢筈しく言ふが、其の中には迷論謬説も少くない。若しも眞理に合致する学説であるならば、決して眞正なる宗教の信條と衝突矛盾する筈はない、何ぜかと云へばカトリック教会の信條は、全能全智全善なる神の啓示に基づくからである。故に信條は、科学の研究を妨げず、却つて之を導びき助くるものである。何より確實にして信賴すべき案内者である。宗教上の眞理に従ふ学者は、誤ることが出来ぬ。蓋し信仰は、盲目でないからである。然るに能く人の云ふには「信仰は盲目である」と、是れは大なる誤謬である。如何にも一般信者は、誰でも皆、其の信仰する事が眞理であるや否やを一々研究して確めることは出来ぬ。多数の信者は之を研究するだけの機会もなければ時間もない。けれども如何なる信者でも其の信仰する事は、確かに誤りなき全智全能なる神の啓示し給ふた事であると云ふ事だけは知つて居る。又知つて居らねばならぬ。而して是れだけの事を確かに知つて居れば、其の信仰は、盲目と云ふ事は出来ぬ。若しも之をしも盲目と云ふならば、凡ての科学も盲目と云はねばならぬ。何ぜかと云へば、科学と云つても

前々からの学者の研究した事を其の儘、盲目的に信ずるのみであるからである。いくら専門の科学者でも、其の専門とする科学上の眞理を始めから、終りまで一々自から実験した上にて信ずるのではない。夫れでも「科学は盲目である」と云ふことは出来ぬ。同一理由で、信仰も亦、盲目的であると云ふことは出来ぬ。

然し科学上の問題は、自分の前の学者の説に疑ひあれば、自由に研究することが出来るが、宗教上の問題は、疑団があつても自由に研究することは出来ぬと云ふ人もあるが、是れも大なる誤謬である。時間もあり学力のある人は、其の信仰する教理を詳細に研究する自由があるばかりでなく、其の義務があるのである。そこで其の人が眞直な心を以て研究すれば、研究するほど其の眞理に徹することが出来る。カトリック教会では無理な事を云はぬ。何かを信ずることを命ずる時は、必ず其の理由がある。なるほど其の信すべき事の中には、人の知慧を超越する事もある。けれども科学にも矢張り、人智を超越する事もある。けれども両者の間には雲泥の相異がある。信仰即ち宗教の方は、神が確かに之を啓示し給ふたと云ふ疑ふべからざる証拠があるから、安心して之を確信することが出来る。然るに科学の方には、何にも其の様な確乎たる証拠がないから、人智を超越する問題に就ては、全然暗黒を歩むが如く、誤謬に陥る恐れがある。だから宗教上、信すべき事に就て

分らぬ事があつても安心して信ずることが出来る。科学に於ては、解らないと安心することは出来ない。

どんな偉い大学者でも、全智なる神と比ぶれば、無智無学と同然である。神の命令は、何でも確乎不動の眞理である。之に就て争ふことは出来ぬ。従つてカトリック教会で信條として確定することは、誤りなき客観的眞理である。だから謙遜して之に従ふことは、吾人の爲に何よりも利益がある。

そこで吾人の救霊上、最も大切なものは、申すまでもなく、信仰即ち信ずる事であるが、知る事も大切である。何ぜかと云へば万物の本源たる神には、知ばかりで信は無い。神は、何でも明らかに見て、明らかに知り給ふが故に、信の必要がない。信は唯だ此の世に於ける人の爲に出来たものである。人の認識能力が不完全であるから、信の必要がある。けれども人も一たび死して靈界に入れば、信の必要が無くなる。其の時、人は何でも認識することが出来るから、知る事のみ残る、のみならず信は人に完全なる満足を与へることは出来ぬ。之を与へ得るものは、知のみである。故に靈界即ち天國に於て、人は知を以て始めて完全なる満足を感じる。此の世に在る間は、信仰は、人の爲に最も必要であるばかりでなく、最も確実なる事である。

主観論者エンマヌエル、カントの 誤謬を匡正す

我が國の学者は、カントを哲学者として崇拜してゐるが、是れは誤りである。哲学者とすれば、どうしても客観性の存在を認めなければ眞理を説明することは出来ぬ。何ぜかと云へば世人一般に唱道する所に依れば、吾人の思想と云ふものは、外界の事物より起り、然して其の思想の現象と、外界の事物と、相符合するのを観たるとき、茲に初めて眞理を得たものとす、換言すれば思想と外物と一致符合する者を眞理とするのである。斯く世人は一般に客観に重きを措き、思想は是より起るものとする。然るにカント氏は、全然之と異なり、主観論を主張して以爲らく、吾人の思想なる者は是れ主観より起る者にして、実に主観に属すべき者とし、客観の存在するや否やは、学理上容易に認め難きもので、殊に神、空間、延長、時間と云ふが如きは、畢竟、是れ皆、理性より發する各種の影像に外ならない。之を外界に存在するが如く考ふるは、理想を空間的事実に拡張するが爲である。実に主観と客観とは、別種の如くなれども、要するに是れ皆、外面的見解に止まりて、実

際は決して二種の物にあらずと、是れカント氏の得々と主張した論説である。

之を論駁するのは、数ページの下には容易の業ではない。殊に近世大に流行して、之に賛同する学士も我が國にも多くあるやうである。然れども其の論の原理とする所を採り、之を檢察すれば一言の下に之を排斥し、其の誤謬を示摘することが出来る。

観よ、氏の言ふ如く、唯だ主観のみ實在として、客観を認めず、客観を以て主観の影なりとせば主観と客観とは、全く同一物にして、遂に客観は、無となる理ではないか、蓋し影は、無にして、独立的のものでないからである。果して然らば食物は、食する者の影である。燃ゆる火は、焼かるる者の影である。客は、主人公の影なり、と云はなければならぬ。而して影と云ふ者は物の映する所にして、素と實在的にあらず、其の實、無なりと云ふは、物理学の見解である。実に影は、其の主たる本体なく、其の形象ある筈なし、果して客観は、主観の影ならば、客観は、主観次第にて、如何様にもなるべき者と云はねばならぬ。斯の如き論説は、学問的に成り立たざるは勿論、吾人の常識にも首肯すること出来ぬ説である。何となれば主観が在れば、客観も亦、必ず無ければならぬからである。更に又、カント氏は義務なる者を説きたるも、其の之を説くは、実に奇なりと云はねばならぬ。何ぜかと云へば義務は、二個以上の存在物なくしては、決して成立するものにあらず、

蓋し義務は、他物との関係より起る者だからである。然るに他物たる客観は、我が影にして、實際的存在にあらざれば、何等義務の起るべき筈はない。蓋し影に対して義務あるは、是れ全く奇なりと云はなければならぬ。カント氏の義務も亦、影で空なるものではないか。

カントは一切科学の基礎たる因果律を 否定せり

其の理由に拠れば、因果律は、先天的綜合判断で、此の世の現象を証明することは出来る。即ち一現象と他現象との關係に就いて正当に用ひらるるも、一切の現象の絶対的原因と云ふ如きものは吾人の知識の範圍に入り來らざるもので、所謂世界の存在する原因は是れ則ち神であると論証するが如き事は出来ぬと、カントが云つたので、其の流れを汲んでゐる我が國の哲学者も同じ説を唱へ、一切科学の基礎を破壊して、全く之を不可能にすると云ふ事に氣が付かない。

何ぜかと云へば凡ての科学の基礎は、因果律の普遍的、客観的価値である。例へば医学なれば、医師が病人を診療するに方り、第一に研究せねばならぬ事は、如何様にして其の病が起つたか、と

云ふ事である。即ち因果律である。又法律學に就て、殺人犯とか、放火犯のあつた時、一番先きに調査する事は、其れ等の犯罪は、如何なる原因より起つたか、と云ふ事即ち因果律である。天文学に於て、日蝕月蝕があれば、如何なる原因より其の現象が起るかと研究する。歴史學に於て、古城社を見れば、矢張り如何にして然うなつたかを、其の原因を研究する。斯の如く凡て如何なる科学にても因果律に依らなければ成り立つことが出来ぬのである。天地万物の本原である神の存在に就ても矢張り他の科学と同じである。

一躰古來より眞面目な学者は、固く此の因果律を信じた。之に依らなければ何も研究することが出来ぬ爲である。故にアリストテレスは、此の因果律に依り、造物主の存在を証して「我が國の軍隊が歩兵、騎兵、戰車、兵士等大勢隊伍整々として出陣する時、屹度之を指揮命令する者が一人あるを知る。同じく天を仰いで日月星辰の規則正しく運行するを見れば、必ず永遠不變なる神の存在することが分る」と云つた。

更に又英國の哲学者ロツク氏も羅馬書一章二節にある「神の見得べからざる所、其の永遠の能力も神性も、世界創造以來造られたる物によりて覺られ、明らかに見ゆるが故に、人々弁解する事を得ず」と云ふ使徒パウロの言に就きて、「造られたる世界を見れば、目に見えざる神の実躰即ち其

の永遠の力及び神性を何よりも明らかに分る」と云つた。ニュートンもリンネも同説を唱へた。

哲人ランケは「若し因果律に関するカント及び其の弟子等の説が眞理であるならば、即ち其は主観的証拠に止まり、客観的証拠にならぬならば、因果の關係は消滅し得るであらう。例へば世界中の人々が一大天災に依りて、悉く皆、滅びて腦を用ゐる者がなくなれば、因果の關係も同じく消滅する訳である。けれども實際は決して然うでない。世界中の人が皆、死んでも因果の關係は依然として存在する。即ち其は客観的存在である」と言つた。

宇宙は千態万狀の事物を以て成り立つてゐるが、其の事物は自から生起することも、自から存在する事も出来なかつたものである。然し今現に存在してゐるのを見れば、最初に之を現出せしめ得べき一原因がなければならぬ。処で其の太初の原因を吾々は、神と稱するのである。宇宙は、其の知識と其の権能との結果である。即ち宇宙の存在も原因結果の法則に従つてゐる。

原因とは、天下百物の因て起る基因である。這是物の成立には肝要なる者にして、繪て物は之を造り之を起したる者なくしては、成立存在する能はず。工匠の家屋に於けるが如く、又無生物の運動の如きも、之を起した者がなければならぬ。例へば石の運動の如き、之を動かしたる者あるが爲である。又家屋の破壊するは、地震又は大風之が原因たるが如き是である。そこで本元と原因の差

異なる所以を知らなければならぬ。蓋し本元は、其の起りたる者と密接して、互に相離るる事なく殆んど四躰たるが如くである。即ち火事は、火の粉を離ること出来ぬが、原因は決して然らず結果と緊結せず、他に離れて別物たる者である。即ち火事の本元は、火の粉なれども、火事の原因は火の紛にあらずして火を失したる事是れ其の原因である。故に原因は必ず結果を離れたる者たらねばならぬ。

此の論より推せばカントの云ふ「因果律は、一現象と他現象との關係に就いて正当に用ひらるるも、一切現象の絶対原因と云ふが如きものは、吾人の知識の範圍に入り來らず云々」と云ふ論は成り立たない。定めしカントは、原因と本元とを履き違ひたに相違ない。本元は、其の起りたる者と密接して互に相離るること出来ぬものだからである。

所が我が國の学者は、カントは因果律を以て神の存在を証明すること出来ぬと云つたから、カントは神の存在を否定したと誤信してゐるやうだが、カントは、因果律を以て科学的に神を認識すること出来ぬと論じただけで、道徳上、是非共、神の存在を信ぜねばならぬ。眞正の宗教は、天地万物の全能なる創造者、聖とき立法者、宇宙の保護者、憐れみ深き主宰者、正義の審判者としての神を信することである。と云つた。だから我が邦のカント崇拜者は、彼れの此の名言を忘れてはなら

カントの認識論の誤謬を匡正す

エンマヌエル、カントは、狹逸哲学の泰斗にして其の学説の深遠的確なる近世哲学に於て其の比を見ず、其の著書は、哲学的典証となり、カント以後の哲学者にして、其の影響を蒙らざるもの殆んど稀である。プロシヤのケーニスベルヒに生れ、父は馬具商にして家計頗る貧しかりしも、父母共に敬虔なる宗教家にして品行方正、素朴なりしを以て、彼れが一生の性格の上に大なる印象を残した。年十六にして同地の大学に入り、主として哲学、数学、物理学等の講義を聞き、就中、哲学、数学に心を用ひ、年二十三初めて書を著はし、大学を卒へて後、九年間は、家庭教師として二三の家庭に聘せらる。千七百五十五年大学の講師たることを許され、其の職に止まること十五年、其の間に講義せし学科は、論理学、純正哲学、物理学、数学にして、年四十六、始めて正教授に挙げられ論理学及び純正哲学の講座を担任す、後、イエーナ、エルランゲン其の他の大学から招聘せられしも皆、辞して受けず、専ら大学の講義に力を盡し、千七百九十六年老齡の爲に其の職を退き、

八十歳の高齡を以て歿した大哲学者であつたが、本統の哲学者ではないから、其の名著「純粹理性批判」にある認識論などは、誤謬に満ちて居る。此の誤謬は我が國の青年子弟、即ち未來の國民となり、國士となる者の躓く石となるかも知れぬから、其の誤謬を左に指摘しやう。

カントは其の「純粹理性批判」に於て、神の存在を証明せんが爲に「実体論的証明、宇宙論的証明、物理神学的証明法」を批評し、三者共に無効なることを説き、神の認識の不可能なることを説いた。這は是れカントとすれば当然である。何ぜかと云へば、カントは主観論者にして、客観の存在を信じないから、神も人靈も、時間も空間の存在をも信じられない訳である。カントが如何に「純粹理性批判」で、神の存在を否定しても、神は、存在してゐる。時間も空間も世界も論より証拠、現に存在してゐるではないか、カントは客観の存在を知らないからである。

所が其の「実践理性批判」に於て、神の存在の可能なる事を説いた。けれども之を信することは出来ぬ。何ぜかと云へば彼れ自信の自白によれば、理性は、超絶的錯覚中に囚はれて、之より解脱すること出来ぬと云つてゐるからである。そこで今カントとが、必然的に誤謬に陥るべき悟性や理性を以て、吾人に教へんとするも、吾人は、カント哲学を信用することは絶対に出来ない。

カントの如きは、絶対的主観論者にして、神、時間、空間、延長と云ふが如きは、畢竟、是れ皆

な理性より発する各種の影像に外ならぬ。之を外界に存在するが如く考ふるは、理想を空間的事実に拡張するが爲で、実に主観と客観とは別種の如くなれども、是れ皆、外面的見解に止まりて實際は、決して二種のものにあらずと云つて、カント氏は得々と主張してゐるのである。

だから第十八世紀中、信仰哲学を建てたハーマン、ヘルデル、ヤコービ等も、カント哲学を攻撃して曰く、「極端なる主観論は、純粹理性批判の必然的結果でなければならぬ、而も極端なる唯心論は、全然外界の存在を否定する哲学上の虚無論にして、其の不健全なる論を俟たず、斯の如き不良なる果実を結ぶは、實に其の根幹たるカント哲学の不良なることを証するものである」と、カントの「純粹理性批判」を酷評したのである。更に又、十八世紀の末葉に起つた新ペリパトス学派の心理学者は、カントの認識論を左の如く批評して曰く、「カントの先天的に攻究せりと自から称せし理性の批判を、經驗心理学上の研究法によりて試みし所、其の先天的研究法を排斥しなければならなくなつた。先づ第一、先天的形式の存在は、決して先天的思辨によつて証明し得べきにあらず、唯だ内的省察によつて、一個の心理的事実として、認知すべきのみ、先天的要素の認識は、カントの説くが如く先天的認識にあらずして、後天的認識である。カントは、形式論理学に於ける断定の形式を出発点として、十二の範疇を演釈せりと雖も、其の断定の形式なるものは、吾人の自己の推理

作用の省察よりして、割り出せし結果なるのみ」と、カントの認識的方法の誤謬を攻撃してゐる。

カント哲学に於ける本來の意義は、認識論に存する、外物の感覺に及ぼす所の影響即ち素材の附加を以て始まり、此の素材を外感及び内感に於て整理し、之を範疇及び普遍的判断に依つて統一する所を以て完結する論理的過程を闡明する事に過ぎぬ、カントは之を其の大著「純粹理性批判」の中に頗る詳細に論述した。其の所論は、大要次の如くである。

「是まで世人は、吾人の認識は、凡て対象と一致せねばならぬ、と思つて居つたが、然うすると先天的に即ち經驗によらず、唯だ概念のみによりて眞の知を得る事が出来なくなる、何となれば個々の經驗は、眞の知でないからである。故に余は、寧ろ物躰が吾人の認識と一致せねばならぬ、と考へた方が可いと思ふ、言を換へて云へば、今まで世人は、物が實際あるやうに物を考へねばならぬと信じて居つたが、余は吾人が考へるやうに物があらねばならぬと、思ふのであると、

カントは、此の説の根拠として、二種の判断なるものを説いた、即ち解析的判断及び綜合的判断是である。解析判断は、説明的判断とも称せられる。賓辞が主辞の中に含まれてゐる判断である。例へば「黄金は黄色である」と云ふ主辞を、解析すれば自然に発見される、故に此の判断は、吾人に何等の新知識を与へない。唯だ主辞の性質を説明するに過ぎぬ、吾人は此の判断を用ゐざるも、

「黄金」なる普遍的概念によりて、其の黄色であるを既に知るのである。

次に総合的判断とは、又拡大的判断とも呼ばれ、解析的判断とは、全く別物である。賓辞は、主辞の中に含まれて居らぬ要素若くは性質を新たに之に加へ、全く新規なる屬性を付け加へるものである。此の場合に於ては、主辞の概念は、其の新たに付け加へられたる性質の爲に、其の内容を増加するが故に、之を拡大判断と称するのである。又た此の種の断定は、最初に結合して居らぬ二個の觀念を新たに結合し若くは綜合するが故に、解析的判断に対して、総合的判断とも名くるのである。例へば「蒸氣は機械を運轉す」と云ふ判断に於て、いくら「蒸氣」と云ふ主辞を分析しても、「機械を運轉す」と云ふ賓辞を発見する事は出来ぬ故に、吾人は蒸氣に関して、最初主辞の中に含まれて居らなかつた或る新らしき知識を得るのである。

そこでカントの説に従へば、眞の知は、唯だ総合的判断によりてのみ、之を得ることが出来る。何となれば賓辞が何等から新規なる者を、主辞に付け加へるにあらざれば、吾人は、何等の新知識を得ることが出来ぬからであると。

眞の知は、総合的判断が必然的にして且つ普遍的なる値を有する場合即ち如何なる時、如何なる処に於ても又、如何なる物に就ても、眞なる場合に於てのみ生ずる、何となれば必然的にして、

且つ普遍的なものでなければ知の対象となすに足らぬからである。そこで斯やうな必然的にして、且つ普遍的なる総合的判断があるか、無いかを研究せねばならぬ。

カントは、総合的判断であつて、普遍及び必然の性質を具へる者の有無を研究する爲、猶ほ判断を區別して、後天的判断及び先天的判断の二種とした。

後天的判断とは、経験の後に始めて出来るものであるから、経験的判断と称す、「後天的」とは「経験の後」の義であるから、人に依つては之を「後经验的」とも云ふであらう。此の判断は、特別性「普遍性の反対」を有するが故に、眞の知に対しては何の価値もない。

之に反して先天的判断は、経験によりて得られず、経験に先ちて生じ、経験に無関係である。故に之を「先经验的」判断とも称す、此の判断は、普遍的、必然的内容を有するが故に、眞の知の対象となることが出来る。

故に吾人の知識は、拡大的判断に依りて拡大され、先天的判断に依りて眞の知となる、随つて拡大的にして且つ同時に先天的判断のみが、科学的認識所謂眞の知を生ずるのである。

先天的総合的判断は、實際、有るものであるが、解析的判断は、通常凡て先天的である。例へば「黄金は黄色である」と云ふは、前記せる如く、一つの解析的判断であるが、又た先天的である。

何となれば経験に依らざるも、唯だ「黄金」と云ふ主辞の解析によりて、自然に生ずるからである。

之に反して総合的判断は、其の或る者は先天的で、或る者は後天的である。即ち総合的判断に於て、主辞と賓辞との結合が経験に基づけば、其は後天的総合判断である。例へば「蒸氣は機械を運轉する」と云ふは、是である。けれども若し其の結合が経験に基づかぬならば、其は先天的総合判断だからである。

故にカントは、先天的総合判断の現実なることは、明白にして疑ふことは出来ぬと云つた。何となれば嚴密に普遍的にして又、必然的判断の中に総合的と称せらるべき者があるからである。数学上、多くの判断例へば七に五を加へれば十二となるとか、「二点間の最短距離は、直線である」と云ふやうな判断は、之に属する、同様に形而上学的の判断は、少なくとも其の目的に依れば、凡て先天的総合判断である。けれども其は数学上の判断の如く、全く確實なものではない。

然らば吾人は、如何様にして先天的総合判断を認識することが出来るか、カントは、人に三種の認識能力あることを説いた。即ち感覺的、直覺的能力、悟性及び理性是である。凡て吾人の認識は経験と共に生じ、之によりて制限せられる。

感覺的直覺能力によりて、吾人は凡て五官に触れる物の直覺を受ける。さりながら此の直覺の対象は、物自体即ち物の本体ではなく、唯だ其の現象である。

悟性は、感性によりて供給せられたる材料を吾人の心意内に、先天的に具はれる形式に従つて統一按排して判断を形成する。此の吾人の心意内に具はれる先天的思考形式を範疇と名づく。

理性は、推理作用により悟性概念を更に一層高等なる統一体の下に綜括して一の完全なる体系を作るものである。即ち宇宙間の万物は、靈魂（自我）神、世界の三者に統一せらる。何となれば万物は、自我の中に在るか或は其の外に在るか、而して自我の中なる内的現象即ち一切の心作用は、靈魂なる觀念の下に包攝統一し、自我の外に在る一切の外的経験は、神及び世界なる觀念の下に統一することが出来るからである。

カントは、三種の認識能力を次の如く説明した。各認識能力は、其の認識形式を有してゐる。此の形式は、各認識能力に、生れながら自然と先天的に具はつて居るものである。

感覺的認識能力は、二個の形式を有する、即ち時間及び空間是である。是等の形式の助けによりて五官は、凡ての物体が、外界に相並んで存在して居ること、換言すれば空間に存在して居ることを吾人に示す、即ち一切の現象は、空間或は時間に関係を有するものである。吾人は一切の現象に

目を閉ぢて、此の世には何物も存在せぬと想像することが出来る、此の場合に於ても、空間と時間とは、依然として存在し、一切の現象を結合すべき普遍的形式となつてゐる。吾人は空間に一物も存在しないこと及び時間の中に何等の現象も起らないことを想像し得れども、空間も時間も無いと云ふ事は、どうしても考へることは出来ない。茲に於て空間及び時間は、先天的表象にして、物体に従属せず、吾人が物を観察する形式である事が分る。故に物は空間的でもなければ、時間的でもない。

凡て空間に相並んで居るもの及び時間内に連続して起る事は、唯だ現象に過ぎない。即ち感官的能力に於て吾人に其の通り見えるので、物の本体ではない、随つて其は観察されたる主体である。茲に注意すべき事は、空間及び時間は、観察の対象でなくして之によりて物を観察する形式である事が分る。一例を以て之を説明せば、吾人は時間及び空間の観察用形式を二個の色眼鏡に比べることが出来る。青色の眼鏡で、物を観察すれば、其の物は青く見え、又た赤色の眼鏡を以て之を見れば其は、赤く見えるけれども、其の物は實際、青くも赤くもない。吾人は其の色眼鏡を用いては決して其の物の實際を知ることが出来ぬ。眼鏡其の物は、吾人の観察の対象ではなく、唯だ物を観察する機械である。同様に吾人は、時間若くは空間の眼鏡を以て物を見るのである。即ち空間の眼

鏡を以て物を空間的に見、時間の眼鏡を以て物を時間的に見るのである。併し物は唯だ其の様に見えるだけで、物の實際は、之を知ることが出来ぬ。何となれば吾人は、此の眼鏡を取り去ることが出来ないからである。吾人は、空間及び時間の眼鏡を通して、物を観察するのであるから、空間及び時間は、吾人の対象ではなく、唯だ其の機械或は方法に過ぎぬのである。吾人の是等の形式に依りて物の現象を観察することが出来る。けれども此の感覺的認識能力の中に受くる印象は、未だ眞の認識ではない。何となれば悟性に依らざれば眞に物を認識することが出来ぬからである。悟性は此等の印象を捕へて之を整頓し、按排し結合して判断を形成する。

悟性が感性に依りて得たる印象を材料として判断を形成するも亦、一定の形式を用いる。此の形式によりて種々の印象は、統一按排せられるのである。此の形式も亦、同じく悟性に備はるもので全く経験より独立し、経験即ち物を認識するに欠くべからざるものである。悟性が判断を形成する爲に用ゐる此の形式を、カントは、之を範疇と称し、其の数、十二を挙げた。故に感覺的直覺能力の受くる印象は、悟性の材料となり、悟性は、此等の材料を結び合せて判断を形成する。而して其の結合の種類に従つて、悟性の形式を色々に區別するのである。

感覺的直覺能力によりて得たる材料は、純粹即ち先天的認識形式によりて結合せらる。此の形式

は、全く経験に関係なく、吾人が生れながら有するものである。何となれば対象が我の爲に何であつても、何を我が認識しても、我は是非共、之を認識する爲に何であつても、何を我が認識しても、我は是非共、之を認識する爲、此の形式を要するからである。丁度水を或る器物に注ぎ入るれば、其の水は、必ず其の容器の形を取ると同じである。

物自体は人には知ることは出来ぬ、随つて形而上学即ち物の本体の科学は、不可能である。吾人は、只だ物の現象を知るのみであるから。唯だ現象の形而上学に就てのみ、論ずることが出来る。

悟性的認識は、有限的にして、且つ被制約的である。何となれば此の認識能力は、其の材料を直覚能力より取る。而して直覚能力は、感覺的能力であるから、必然的に有限的に限られるからである。

理性は、推理作用即ち三段論法に依りて、無制約者にまで到達せんと努める。けれども此の推理作用に材料を供給する認識能力の判断は、制約的且つ有限的判断であるから、無制約者に就て結論することは出来ない。けれども他の一方に於て理性は、無制約者及び無限物の表象を有す、故に此の表象の存在は、理性に生れながら備はれる形式であると云ふ外に説明することが出来ぬ。けれども是は只だ形式であつて、或る実物に対応する概念ではないのである。

吾人の理性は、吾人の内なる無制約者即ち吾人の靈魂、吾人の外なる無制約者即ち世界、内外一切の経験に絶對的純一を与ふる唯一の存在者として、無制約者即ち神に達して終極の満足を求めんとするのである。

理性は自我意識（直覚能力）より推論して靈魂の存在及び其の属性、実体等に到達し得ると信じだが、是れは間違つて居る。何となれば自我を対象と見做し得る爲には、先づ経験上、直覚を経て來なければならぬからである。されど吾人は吾人固有の自我を、其が有るが儘でなく、唯だ吾人に見える儘に認識するから、心理学は、不道理であると。

宇宙学に就ても同じ事である。此の場合には、無制約者は、全体として世界即ち与へられたる現象の制約の全体である。けれども全体としての世界は、吾人の経験の対象となることが出来ぬから此の科学は、制約的現象として推理するにより理性も亦、誤らざるを得ないから、宇宙学は不可能である。

同様に無制約的存在即ち神に就ても然うである。神は、最上の実在として、理性によりて認識せらるべき対象とせられたが、是は間違つてゐる。故に合理的神学は、不可能である。故に靈魂、世界及び神は、認識の対象となることは出来ぬと、這は是れ理性の能力を無視した論である。

以上述べたカントの認識論の結果を一言以て之を約すれば吾人は、唯だ吾人の爲に経験の対象となり得べき物のみを認識する。而も吾人の認識するものは、其の物自体ではなく、唯だ其の現象のみであるから、形而上学は、科学としては、不可能である、と云ふのである。それにも拘はらずカントは、此の問題を解決する爲に如何なる認識力を用ゐたか、と問ふに、彼れ自身が信用してはならぬ、と排斥した所の理性を用ゐたのではないか、即ちカントは、我等は理性を信用してはならぬ。理性は、物の本質本体を認識することが出来ぬ、と言ひながら、實際其の研究に於て自分の理性を確信し、其の研究の結果も、自分は、全然確実なるものと思つた。是れは明白なる矛盾である。又研究者自身の判断に依りて、其の確実なる事の疑はしき能力（即ち理性）を以て爲せる研究より吾人は、何を期待し得るであらうか、若しもカントが「吾人は、理性が物を認識する能力を疑がはねばならぬ」と云ふ其の論拠に忠実ならんと欲するならば、其の理性を用ゐては、一般に何んな事でも研究してはならぬ筈である。何となれば疑はしき理性が吾人に示す事は、凡て疑はしくあらねばならぬからである。故にカントの所論は、恰かも立派な家を建造して、其の家の土台を除き去ると同じく、又た樹木に上りて仕事するに当り、自から其の身を支へる枝を伐り取ると同じであるから結局、家も身をも支へることが出来ぬ訳である。だからカントは、恐らく何等の眞理をも認識し

能はざる理性を用ゐて、理性は、眞理を認識し得るや否やを研究したのである。而して其の矛盾が尙ほ十分でないかのやうに「理性は一般に何等の眞理をも認識することが出来ぬ」と云ふ理性の判断を付け加へたのである。故にカント哲学は、眞正の哲学ではない。矛盾に矛盾を重ねてゐる。

カント哲学の基礎は、先天的綜合判断の存在である。而して凡ての先天的判断は必然的にして普遍的価値を有せねばならぬから、悟性に生れながら先天的に具はつて居る思考形式即ち範疇に適合するものであらねばならぬ、と云つてゐる。

カントの説によれば、解析的判断とは、唯だ其の賓辞が主辞の單なる解析に依り、主辞の概念より得らるる断定であるから、此の判断に於て、賓辞は、主辞の中に完全に含まれて居るから、唯だ之を引き出せば可い訳である。又先天的綜合判断とは、其の賓辞が、主辞に結合せられねばならぬ。けれども凡て経験によりて得たる判断は、後天的にして先天的でないから、先天的綜合判断は絶対に存在しない。

カントの云ふ先天的綜合判断なるものは、其が普遍的にして且つ必然的である限りは、其の結合の理由は、判断の中に用ゐられたる概念の外部ではなく、内部に存せねばならぬ。何ぜかと云へば、賓辞が主辞に適合するや否やは、概念の比較によりて定めらるるからである。故にカントが従

來の總ての哲学に反対して、先天的綜合判断と名けたのは、其が必然的、普遍的である限りは、綜合的ではなく、解析的である、必然的でも普遍的でもない判断は、綜合的であるが、先天的ではなく、後天的である。

一般に各々理性的判断は、主辞と賓辞との一致若くは不一致を見るに存する、而して悟性が多くの概念の間に於ける此の關係を認識し得ると云ふことは、カントも之を承認しなければならぬだらう、何ぜかと云へば此の假定は、彼の解析判断の爲に欠くべからざる條件だからである。然るに先天的綜合判断に於ては、主辞と賓辞との一致若くは不一致を見ることは出来ぬ。何ぜなれば悟性は其の一致を概念の比較若くは經驗に依りて認識せねばならぬからである。而して概念の比較に依る時に、其の判断は如何にも先天的ではあるが、解析的である。又之に反して經驗に依る時は、其の判断は成程、綜合的ではあるが、普遍的、必然的でなくなる。何ぜかと云へば經驗は唯だ特別にして偶然なる物のみを示すからである。故に先天的綜合判断は、決して在り得ぬのである。

今試みにカントが先天的綜合判断であると主張した判断の一つ、例へば二点間の最短距離は、直線である、と云ふのを取つて、其の性質を研究して見よう。

此の判断に於て經驗即ち直角を用ゐるならば、單に直線及び最短距離なる概念を、一層良く且つ一層明瞭に覺ることが出来る。けれども經驗は決して此の兩概念を綜合する理由とはならない。何ぜかと云へば二点間を結合する一直線の外に、之と相並んで、此の二点間を結合する無数の曲線があるからである。即ち經驗によりて此の直線が最短であるか、否うかと云ふことを知らんと欲せば吾人は之を無数の線と一々比較して見ねばならぬ。けれども其は不可能の事である。何となれば二点を結合する線は、無数であるから、何時まで遣つても際限がないからである。又どの線が最短であるかを知る爲、是等の線を相互に比較することは到底、出来ないことである。例へば直線に最も接近する曲線は、最早や其の直線と區別することが出来なくなる。故に實際、孰れが直線であるか、と云ふことも決して知ることが出来ない。故に經驗によりては決して何等の結果も得ることは出来ぬ。而して此の判断が概念の比較によりて出来ると云ふことを否む者は、何等の判断をも作ることは出来ぬ。何ぜかと云へば此の兩概念を結合する何等の根拠もなくなつて了ふからである。

更に又カントは、何故斯やうな形式がなければならぬか、と云ふことを証明しないで之を証明したことは、大なる誤りである。然れど思考形式と云ふ事が思考の法則を意味し、之に従つて理性が活動すると云ふならば、吾人も之を承認するが、然し其の場合には理性は、單に之に従ふばかりでなく、又た之を認識して思考の対象となすことを注意せねばならぬ。カントが立てたやうな内容の

空虚な思考形式は、理性の性質に反し、全然不合理なる発明である。何となれば其は唯だ思考活動の條件にして、認識の対象でないからである。

カントに従へば時間及び空間の根本的直覚は、普遍的概念ではなく、一般的時間及び空間の感覺的直覚である。けれども一般的空間則ち際限なき空間及び一般的時間則ち際限なく且つ一定せざる時間の感覺的直覚は不可能である。何となれば感覺的直覚は、常に有限にして且つ一定して居るからである。のみならず時間の概念は、最も六ヶ敷く且つ最も抽象的なる概念の一つで、唯だ悟性のみ能く之を理會し得るものである。

尙ほ又悟性の概念が直覚なしには空虚である。と云ふ事も非眞理である。即ちカントによれば実体、單一因果等の如き悟性の形式は、若し之に感覺的直覚の材料を結合せざれば内容は、空虚なるものとなるであらう。

けれども設令、吾人が物の直覚から全然眼を背けても猶ほ吾人は、実体などの概念に依りて何かを考へる、と云ふことを疑ひなく、認識する、随つて其の内容は、空虚でない。故に悟性の概念は直覚がなくとも、内容を有す、即ち空虚でない悟性の形式である。

カント哲学の認識論は、矛盾だらけである何ぞかと云へば人の理性は、唯だ物の現象を認識し得

るのみで、物自体は、之を認識し得ぬとすればカントは、一個の物自体即ち理性を認識し得ぬのである。何となれば理性が物自体を認識し得ぬ、と云ひ得る爲には、理性の性質、実体を認識せねばならぬからである。此の自家撞着は、更に大きくなる。何となればカントの説によれば人は、決して理性の現象なるものを知り得ぬ。況してや其の性質及び実体は、尙ほ更、之を知り得ぬ。凡て認識せられたる物は、直覚から来る、とは彼れの説だからである。

カント又、曰く、吾人は物が實際ある如くに物を認識し得ぬ。吾人の有する物の実体の表象は、誤謬である、と然れど吾人の表象が誤謬にして、物と實際、一致せぬと、云ひ得るには、物が實際如何やうにあるかを善く知つて居らねばならぬ。否らざれば其の表象が誤謬である事をも分る筈がない。例へば吾人が $2+2=5$ は、誤謬であると主張する時は、 $2+2=5$ は $2+2=4$ なる眞理に一致せぬことを善く知つて居らねばならぬ。と同理である。

故に「人は、物自体を認識し得ぬ」と云ふ命題に於てカントは、次の如き二個の相反対する命題即ち「人は知る。又た人は知らぬ」と云ふ命題を同時に主張した事になるものである。

カントは尙ほ懷疑論に反対して、物の現象の基礎には、一つの客觀的実有即ち一種の物自体が存在することを承認し、且つ其は吾人に影響を及ぼすから、設令、之を認識し得ぬとも、存在するも

のと考へねばならぬ、と云つて之を証明せんと試みた、けれども他の一方に於て、カントの説に従へば、存在は、客観的のものではない、却つて空虚なる、主観的形式であつて、吾人の認識の対象となることは出来ぬ。カントの認識論は徹頭徹尾、論理に合致してゐないから、吾人は之を信ずることは出来ぬ。何となれば彼れ自身自白せる如く、理性は錯覚中に囚はれて之より解脱すること出来ぬと云つた程であるから、吾人は、そんな認識論を信ずることは出来ぬのは当然である。

マルクス資本論の誤謬を匡正す

マルクスの大著「資本論」は、社会主義者の聖典と呼ばれ、社会主義の理論に科学的基礎を供したるものにして、彼れの学説によりて其の派の社会主義は、科学的社會主義とまで称揚さるるに至つた。故に社会主義の歴史に於ては、マルクスの説が最も重要な地位を占むるに至つた、其の資本論は一見極めて科学的に立論せられたるが如しと雖も、其の根底に於ては、誤謬と偏見とに満ちてゐる。

カール、マルクスは、一千八百十八年五月二日トリールに生る。父はユデヤ人、父母共に高等教育を受け、天賦の才能を有するマルクスは、独逸に於ける最高学府たるベルリン大学に学び、父

の意に従つて法律を修めしが、其の好む所の歴史と哲学とに潜心した。当時はヘーゲルの全盛時代にして、マルクスは、其の熱心なる聴講者であつた。一千八百四十一年學業を卒へ、エピキュラス哲学に関する論文を提出してドクトルの学位を得た。始めボンに哲学の教授たらんとせしが、其の友ブルーノー、パウエルに妨げられて果さず、蓋し彼れの革命的氣質は、独逸の学者氣質に相応はしからなかつたからである。のみならず、プロシヤの政治状態も、彼に自由行動を与へなかつた。茲に於て彼は、政府の反対党たる民主主義の「ライン新聞」に入社し、暫時、其の記者たりしが、政府の圧迫により、辞して佛國パリに往き、有名な社会主義者ブルートンと徹宵、議を闘はすこと屢々あつた。当時、最も親交ありしは、独逸から亡命して來たエンゲルスであつた。千八百四十五年佛國政府は、独逸に憚りてマルクスのパリ在住を許さなかつた。彼は、ベルギーのブルツセルに移り、独逸の國籍を脱し、爾後、何國にも歸化しなかつた。マルクスはエンゲルスと共に一千八百四十七年英京ロンドンに往き、萬國社会主義大会に臨み、共産党宣言文を作成した。

其の綱領は、第一、私人の土地所有の嚴禁、及び地代の公共的使用、第二、重き累進率による所得税、第三、相統権の否認、第四、外國移住者及び反乱者の財産沒收、第五、國立銀行、第六、交通機關の國有、第七、國有工場及び産業機關の國有、第八、産業的軍隊の設立、第九、農工の連

結、第十、兒童の公共的教育等であつた。彼れの社会主義は、一方には、國家社会主義によりて採用せられ、他方には、社会民主党によりて傳へられ、現代社会の一大勢力と成り、今は我が國にまで傳はり、共產主義と共に盛んに行はれてゐる。

一千八百六十七年マルクスは、其の不朽の大著「資本論」の第一卷を公にし、其の死後、エンゲルスはマルクスの稿によりて、其の第二卷及び第三卷を出版した。此の他、氏はニウヨーク市トリビュンの寄書家として、常に其の紙上に意見を發表した。一千八百八十三年三月十九日此の世を去つた。

其の大著「資本論」はマルクスの社会主義の全部を代表するものではない。労働問題及び此の書に現はれたる彼れの経済学上の見解は。其の根本に於て誤謬あるにも拘はらず、其の所説は、スミス、リカールド其の他、経済学者の所説を本として構成したものである。マルクスは、資本主義と呼ぼれる現在の経済組織を憎むべきものと見た。故に彼は、資本と云ふものを飽くまでも打撃しやうと思ひ、其の著書に於ても全力を注いで、資本主義の發達を極力攻撃した。即ち、

「資本とは是れ一部の支払はれざる労力なり」と云ふ一句に約めらるる自説を、盛んに主張した若し此の説が眞理だとすれば、既に何も言ふ事はない。約まる所、資本と云ふものは、働く者から

盗み取つた一部の金で、働く者は、即ち損害を受けた者だと云ふ事になる、カール、マルクスの此の持論が如何にも然うだと首肯された場合には、労働に従事する者が如何なる激怒を以て、其の相手方即ち資本家に飛び菟かるかは、智者を俟たずして知ることが出来るであらう。

マルクスが斯の如き結論の基礎は、剰余価格論である。剰余価格は、不払労力である。労働者の労力を、資本家が掠め取つた産物である。資本とは、此の剰余価格、此の不払労力の蓄積である。「資本制度の基礎は、社会民人の共有すべき權利を掠奪するに存す」とは、マルクスの絶叫せし所である。彼れ又、思へらく、古來の歴史は、階級闘争の歴史にして、現代は、正にブルジョアジイとプロレタリアーとの闘争の時代であると。

マルクスが斯る論を抱くやうになつた原因は、労働が生産の源泉なり、と云ふ思想を基礎として剰余価格論を唱ふるに至つたのである。其の原理は是である。

曰く「物の凡ての価格と云ふものは、其処に加へられたる人間の労働より來る」と、之に就てマルクス自身の語つた言葉は、甚だ臆懼たるものであるが、之を引証すれば斯うである。

商品交換の關係に於て表はれ。或は其の物の交換価値に於て現はれる、即ち效用を有する貨物は二種の価格を有す、一は使用価格にして、他は交換価格である。使用価格とは、物の性質上、人間

の必要を満足せしむる效用にして。交換価格とは、其の所有者が之に換へて他の必要物を得るに際して現はるる效用である。此の二種の価格は、常に必ずしも一致するものにあらず、使用価格は、唯だ必要の度に準ずれども、交換価格は、他の物品との關係に依つて変ずるものである。例へば一日間の食物たるパンの一片は、消費者に取つては、一定の価格を有するけれども、其の交換価格は原料たる米麦の收穫高及び其の価によりて変ずるが如く、物は如何に使用価格が大なりと雖も、必ずしも交換価格を有するものではない。例へば空氣及び太陽の光線の如く、各人の自由に使用し得る所のものにして。使用価格と交換価格とは、同じく物の效用なるに、而も全然同様にあらざるは何故であらうか。

是れ後者は、前者の有せざる要素を有せざるが爲である。其の要素とは、即ち之を得るに要する勞力である。古代の社会に於ては、各人は、其の必需品を各自の力によりて取得し、又は産出した。此の時代には殆んど交換なく売買もなかつた。然るに産業の發達と共に分業の行はるるに及び生産は、凡て市場を目的として、産出せられ、各人は其の種々の需要品を市場に於て交換せられるに至つた。故に物品に交換価格を賦与するものは、一に勞力である。生産唯一の源泉は勞力である。

マルクスによれば、交換を目的とせる貨物の価格は、唯だ結晶せる勞力のみ、勞力はれ即ち価格である。従つて物の価格の比較評定は、労働の加量を標準としなければならぬ。勞力の單位は、一日間の平均の仕事である。此の一日間の平均の仕事なるものは國により、時に従つて異なれども、一定の社会に於ては、自から定つて居る、詳かに言へば熟練と勤勉との平均の分量により、一定時に於ける正当なる産業的狀態の下に爲されたる平均なる労働時間を意味すと。

以上述べた如くマルクスは、一切価格の源泉を勞力に置いたが、勞力は、唯一の源泉ではない、物的貨物の效用は、天然的に人間が加工するに由つて生ずるものであることを知らなければならぬ。換言すれば自然と勞力との二要素を含むものである。然るにマルクスは、單に労働を価格の源泉とし之れを本として立論した事は、第一の誤謬である、マルクスは、更に第二の誤謬に陥いつたのは、価格は、勞力に比例するものと爲し、労働時間の長短は即ち価格の大小の標準となせし事はれである。是れ第一の誤謬より來る当然の結果である。けれども価格にして、既に勞力のみならずして又、自然の供給に基づくものとせば、此の断案の誤れる事は、論ずるまでもない。例へば一時間の狩獵の結果として、二羽の小鳥と一頭の虎との価格と同一ではないのを視れば、

「物の凡ての価格は、人間の労働から來る」と云ふマルクスの主張は、全く虚偽である。例へば

練馬や江古田辺りの或る土地は、一反歩五千円を有し、其の側には、同じ面積で、一萬円の価格を有する土地があるとす。斯う云ふ価格の相異は何処から來るか、勿論、一方は土地が肥沃で、他方は砂原であると云ふ原因であらう。然れども夫れは專ら其処に加へられたる人間の労働からばかり來たものではない。又都会の中心地たる銀座や日本橋辺では、一坪一萬円以上もする土地があるのに、市外の大泉辺に往くと、一坪僅か五十円か百円しかの価格をも有たぬ土地がある。此の差は何処から來るか、疑びもなく人間の労働からではない。又何故に甲の馬は、一頭一萬円の価格があり乙の馬は、二萬円の価格があるか、無論、人間の労働に差のあつた爲ではない。何ぜかと云へば其の産出に要する費用は、何方も同額で済むからである、故に物品に交換価格を賦与するものは勞力であると云ふマルクスの論は、誤謬であり、虚偽であるから、こんな論を信じてはならぬ。

而して又カール、マルクスを首めとし、彼れの説を踏襲してゐる社会主義者等は、物の価格を定める他の要素、即ち需要に対する供給の稀少と云ふ事を忘れてゐる。看よ、有名なる画工の報酬はペンキ屋の日当に比べて二十倍三十倍若くは百倍の金額を要すると云ふのは、何故であらうか、市場にたつた一尾きりの魚の価は、其処に山の如くに積み上げられてある魚の価に比べて十倍、二十倍、時として四十倍のの高価を払はねばならぬのは、何故である乎、画工の場合でも、魚の場合

でも、其の高価なのは、慥かに品の稀少なるが爲である。即ち需要に対する供給の不足して居る爲である。

斯う云ふ实例は、際限もなく挙げる事が出来る。然し以上の实例だけでも、物の価格と云ふものは、單に人間の労働ばかりに由るものではないと云ふことは明らかである。従つてカール、マルクス及び彼れ一派の社会主義者等の主張する原則と云ふものは、全く偽りで、且つ不正であると云はねばならぬ。

カールマ、マルクスの非凡なる知識は、此の偽りの原理から、モウ一つの名高い理論を捏ね出した。それは「価格の増加」と云ふことで、其の崇拜者等は、之を利得の天啓と呼び做してゐる。

此の勞力本位の価格論よりマルクスは、資本なるものの起原を觀察した。資本は決して儉約又は禁慾の結果にあらず、又交易の結果にあらず、平等主義に立ちて正当に行はるる交易は、価格と価格との交換である。例へば甲が商略により又は狡猾手段により、百円の品物を、二百円にて乙に売りたりとせば、甲は、百円を利得すべしと雖も、同時に乙は、百円を損失せるが爲に、社会の富は一毫の増減あるなく、新価格は少しも生ぜず、新資本は更に生ずべき筈はない。然るに資本家は、其の金力を以て、先づ機械、器具及び原料を購入し、次に価格の唯一の源泉たる労働力を買ひて、

生産に従事せしめ、其の産出品を生産費よりは遙かに高価を以て売却す、此の生産を超過したる部分は、「増加価格所謂剰余価格」である。剰余価格の集積は、資本である。

金銭は、一時賃銀及び商品に変形せらるると雖も、終に其の原形たる金銭に還り、而も多少増額せられて、資本主の手中に入る、金銭は、子を生み、以て資本は生ずるのである。

資本家が労働者に仕払ふ所は、労働者が其の家族を維持生存せしむる爲に必要な衣食の料金を限度とす、賃銀は、此の限度を過ぐれば、労働者の数を増加するが故に、所謂賃銀の鉄則は、需要の理によりて、其の賃銀を低落せしめ、之に及ばざれば労働者の減少によりて其の賃銀を昂揚せしめて、常に平均の限度を保たせる、然るにマルクスの見解によれば、此の労働者及び其の家族の扶持に必要な価格に担当する物品の生産に、労働者が一日平均六時間の労働を爲すを以て足る「必要なる労力は、六時間の労働のみ」と、然るに労働者は多くは十二時間の労働に従事せしめらる、此の時間の差即ち剰余の六時間の労力は、労働者が資本家の爲に、報酬なくして働かしめらるるものにして「不払労力」である。剰余価格は、不払労力の結晶である。労働者は、若し生産の手段たる土地建物、機械器具等を有して、自から生産に従事せば、此の六時間は、彼等が当然、得べき価格なれども、此の手段を欠くが故に、生活の圧迫は彼等を駆りて、資本家の意の儘に、労働者の不

払労力即ち剰余価格の蓄積こそ、是れ正に資本の本体であると。

更に又、マルクスの説によれば、此の一日間の平均の仕事をして、労力の単位とすると、一日間の仕事なるものは、熟練と勤勉との平均量により、一定時に於ける正当なる産業的狀態の下になされた時間にして、一定してゐると。

斯の如きは、人間を機械視するにあらざれば到底、科学的に精確に定めべきものではない、況んや労働には種類多く、工場にて機械の補助として働く労働者の労働と、監理者が事業を經營する底の精神的労力とは、全く類を異にして、到底比較にならない、故に一日、六時間、働けば自分と家族とを養ふことできると云ふ、労働制の如きは根底なき空論である。

カール、マルクスは、如何にして労働者が一日六時間働けば、其の生活に要するだけの物に相当する生産をなすかを知らなかつた、彼れの弟子の或る者は、三時間であると断言した。何故、六時間か三時間か、マルクス自身も之に就ては、一言も云ひ及ぼさなかつた。彼の説は根本的に偽りと誤謬と偏見とに満ちて居るから、マルクスの資本論は三文の価値もなす。

言論行爲自由に就て

言論行爲の自由は、皆な人の一致合同以て主張する所にして、必ず当然、自由でなければならぬ。蓋し是れ亦、人性の自然的要求だからである。然らざれば人間たるの資格なきものとす、然して如何に自由なればとて、放縱なる言論行爲を以て、自由と云ふにあらざるは、何人も能く知る所である。故に必ずや際限的條件を附して、適度を超過せざるやう爲ねばならぬ。何となれば人類は固より何事を言ひ、何事を行ふも、自から能く自由なるには相違なきも、社会には権利者ありて、社会の秩序を保つ必要上、妄りなる言行を許すものにあらず、乃ち社会の平和を害し、個人の権利を蹂躪する言行の如きは、決して假借する所にあらず、是れ至極、其の当を得たるものである。例へば謀叛者、殺害者等の如きは、嚴罰を以て之を譴責し、世人をして邪悪行爲に赴かしめざるやう能く之に注意しなければならぬ。又た社会平和を害する所の惡の如きは、其の原因を探知すれば、多くは異端邪説の主唱に因るものなるが故に、其の結果たる惡虐を防禦するには、其の邪惡の原因たる言論を撲滅することを、最も肝要なることである。若し然らずして其の結果たる邪惡の行爲のみ

撲滅せんとして、其の原因たる異端邪説の言論を滅盡するに勉めなければ、天下を害毒すること最も多く、是れ智者を待つて知る所ではない。蓋し邪惡行意は、一時圧し得るも、其の種子は、殘留して、又々他の邪惡を茲に發生せしむるものである。要するに言論行爲の自由は、決して放縱亂逸なる者を云ふのではない。其の本性の善に従つて彼の惡思惡風に束縛せられず、言論を以て人を導き、以て人道を世に顯揚する事こそ、是れ即ち直正なる言論行爲の自由である。

法律の淵源に就て

我が國には、法律学者も、法律書も、積んで山を爲すほど、汗牛充棟も言ならざるほど多くあるが、法律の淵源を説明した書籍は一も無い。萬法の出発点とも云ふべき法律の淵源を遡究せんすんば、須臾も休止せざる者こそ、眞正の法律学者と云ふべきである。彼のパンの爲に法を學ばんとするが如き者は、俱に共に語るに足らない。吾人の俱に共に語らんとする者は、人心の要求を終りまで満たさんと欲する志士のみ、法律の大源を睨みつつある高踏の士のみ、果して然りとせば、法律の大源を揚げて、天下の青年学徒に法律学を授くる先生等は、其の國家に負ふや甚大なりと云はねばなるまい。蓋し法律問題は、國運の消長に関する正義公道問題だからである、正義公道問題は、

國民死活の重大問題である。何ぜかと云へば、國家は條文や細則の上に立つものにあらず、一大基礎的正義の原理の上に立つものである。然るに奇なるかな、我が國の法律学者は、東西一貫、萬古不易の基礎を放擲してゐる。殊に裁判官は、前判決を重んじて、之に習はんとする傾僻がある。國家は、前判決の上に立つものにあらず、若し前判決にして間違つて居つたならば、夫れに習つて下す判決は、必ず間違ふべきである。更に又、法律家、政治家等は、法律の條文や細則に重きを置いて、東西一貫、萬古不磨の正義の原理を無視し忘却してゐる。

此の基礎的正義の原理を無視してゐる事に就ては、必ず重大なる理由があるに相違ない、筆者をして正直に之を語らしめよ、蓋し一かどの法律家となるにも、政治家となるにも、此の知識（即ち法令や法文の心得）は、多くの方面から見ても必要だから、先づ第一、法学士の免狀を取らんが爲に、法律博士の肩書を求めんが爲に世間に、幅を利かせんが爲に、社会に地位を得んが爲に、民事訴訟に立ち入りて糊口の道を計らんが爲に、公私の事件を利用して飯の種を作らんが爲に、生存競争の今日、優勝劣敗の現世紀に成るべく多くの名利を博せんが爲には、正義の原理よりも、法律の條文や細則の方が、素人向きだと思ふのだらう。然し法律の淵源を究めんとする学士に取りては法典の如き法令の如き、如何に金科玉條の名ありとするも、到底其の心を満足せしめ得べきもので

はあるまい。彼の條文や判決例の如きは、彼等の法理学研究に於ける志を永く満足繼承せしむるに足るものではあるまい。法律と云び、法理と云ふも是等の條文の事を云ふのではない。斯の如きものを以て満足する者あらば、是れ心なき人間のみ、人心の大なる、法理の大源を溯究せずんば到底、満足すべきものではあるまい。多少法律的概念を有する者に於ては、萬法の出発点とも言ふべきものを認識せざる間は、須臾も休止せざる者こそ、眞正の法律家とは言ふべきである。彼のパンの爲に法を學ばんとするが如き輩は、俱に共に語るに足らない。吾人の俱に共に語らんと欲する者は、人心の要求を終りまで満たさんと欲する愛國憂世の志士のみ、法理の大元を睨みつつある高踏の士のみ世若し斯の如き志士ありとせば、國安民治の繋がる法律の制定改変を見る毎に、必ず先づ法律の大淵源、大基本に着眼しなければならぬ。「法律にして自由自在に改変せらるるものならば、其の本因する所のものは、畢竟、何ものである乎」と問はざるを得まい。

而して彼等は、斯の如き大淵源、大基本となるものは、法の定式に従事する司法官の職權に在りとも思はぬであらう。法の制定を要求する人民の意志に在りとも思ふまい。否な彼の法を發表、強行する君主の權利に在りとも思はぬであらう。彼等の高見に抛る時は、法なるものは、定式、要求發表せられざる以前、既に在つたと云ふ、何処に在つたかと人、問はゞ、精神の裡に在つたと答ふ

夫れ既に精神の裡に在つた、故に其の成文発表せらるるや、直ちに效力を生ずるを得る云々と、蓋し彼等の意には以爲らく、此の時、直ちに法の效力を發する所以は、萬民、其の法の成文を見て、是れ我れ我れの心中に銘刻印託せられある一大公法の發動せられ、若くは応用せられたる者である、と信するが爲であると、此の一大公法は、人生れながらにして其の性に賦与せられたるもの、所謂人性附隨の大法にして、往昔羅馬の賢哲シセロは、之に就き定義を下して曰く。

「茲に記されずして、生れ付きたる法あるなり、吾人は、之を学び得たるものにあらず、傳はり得たるものにもあらず、又た読み習ひたるものにもあらず、天性其のものより攫收したるものなり。吸取したるものなり、搾取したるものなり、吾人は、之に鍛鍊せられたり、教授せられたるにはあらず、浸染したり、訓誨せられたるにはあらず」と、

恐らくは何人と雖も、是よりも深く追求することも、又是よりも遠く遡究する能はざるが故に、茲に停留休止して、日々改変増援せらるる萬法千律の大本源は、是れ即ち一大公法であると云はざるを得ない。此の一大公法は、時勢や場合によりて、改変せらるべきものにあらず、東西一貫、萬古不磨の大法である。

今日の如く、共產主義、民主主義、社会主義等の主義意見、日に月に變動しつつある時勢に当り

て斯る東西一貫、萬古不磨の大法を説く者あらば、多くの人々は、見て以て時勢後れの言、國狀知らずの談なりと云ふかも知れぬが、吾人も亦、之を知らない訳ではない。蓋し今日の時勢は、風車主義、都合主義の世である。人々の思想、言論、行動、一として利慾の觀念に司配せられざるはない。故に昨日の友、今日の敵の如き奇觀は、特別、政治界に於て見受けらるのである。滔々たる天下皆、臨機應變的人々のみ、千歳卓立の大人物は、殆んど一人も見ることには出来ない。宜なるかな、「人物なし、人物なし」と云ふ叫びは、内外四辺に響く、此の悲しき叫び声の由つて以て來る原因は、人に原理なきが爲に來るのではないか、人として原理なくんば、人にあらず、原理なき者に人の名を呈上するは、人の名を恥かしむる者である。人の人たる所以は、正しく茲に在る。何となれば人物の価値は、義と勇とに在り、而して義と勇とを保持するは、勞力を要する。然れども勞力は其の手段のみ、須らく其の目的たる確乎不拔の原理を抱懷しなければならぬ。然らずんば、逐鹿社会の人のみで、人物と云ふことは出来ぬ。吾人の言は、時勢後れかも知れぬ。然れども吾人は、時勢に伴ふて立言するものにあらず、人物を起して時勢を作らしめんことを、少なくとも時勢を挽回して、日本の國家を昔時の状態に復歸せしめんことを欲するのである。故に先づ人物の大要素となるべき原理に就き、斯くは喋々する次第である。

然れども茲に區別すべき事あり、即ち原理と主義と是である。悲しいかな今の世に原理はなし、主義はある、主義の叫ばるる、蓋し今日の如く甚しきはない。百事百物皆、主義の二字を冠す、曰く民主主義、共產主義、社会主義、唯物主義無政府主義と数へ來れば、是れ日も尙ほ足らずである。其の中、最も流行する者は、民主主義、共產主義と利己主義である。此等の主義は、我が國民の精神を支配して、日夕甲論乙駁の渦中に沈没せしめて、彼の大切な原理には、其の思念だも到らしめない、嗚呼亦、悲しむべきではないか、今の世は主義の世である。然れども其の倒るるや、必ず亦、其の主義を以てせん、其の故如何と云へば、請ふ仔細に考察せよ、是等の異主義が政治界に於て争鬭するや、其の結果として一般國民は、無節操となり、風紀は頹敗し、道義は紊亂し、國安民治は日一日に難くなりて、國家の狀は恰かも地震中に立てる築造物の如く、岌々乎として夫れ、危うきかな、如何に堅牢無比なりと雖も、其の屹立する國土の上に異主義の分裂する時は、如何に堅牢なる國家と雖も、到底、轉倒覆滅の災を免かることは出來ぬ。蓋し國家の要員たる法律、政治、道德等は、異主義の上に成立するものではない、之が基礎たるものは、深く広く厚くなければならぬ。吾人は、之を指して基礎的原理と云ふ、是れ日本の國家を愛する義士、政治家、法律家等の第一着に講究すべきものにして、区々なる法令や條文とは、大いに異なり、後者はパンの爲に働く

者の従事するもの、前者は、眞誠愛國的志士の顧慮すべきものである。今日此の基礎的原理を語る者は、幾人もなく、偶々之を語る者あれば、直ちに空言家と見做さる、是れ実に眞誠愛國的志士の乏しき所以である。彼の鎖末の事柄に拘泥して、愛國忠君を叫びつつある徒の如きは、畢竟、飯の種に愛國忠君を叫ぶのみ、眞に國家の事を愛ふるの士は、須らく先づ基礎となるべき原理に着眼しなければならぬ。蓋し國家の進行は、論理的にして、其の奔るや止むべからず、其の倒るるや支ふべからず、原理に於て一步を誤らば、國家の論理的行歩は、刻々危殆に頻して亦、如何ともすること出來なくなるかも知れぬ。今日は既に國家は、新制度を採用して誤つてゐる。爲に國家は、危殆に向つて進行しつつあり、今後、講和を締結し、独立したら如何、然し將來は、現在の結果である、現在の國狀を語らば、將來の事も亦、知るべきである。然らば現在の國狀は如何、一言以て之を蔽へば、民主主義、共產主義等は盛に行はれてゐるが、原理は一も行はれてゐない。今日青年学徒は、未來の國民となり、國土となるべき者なるに、憫れむべき原理なき師に學びて、原理なき人となり徒らに末枝のみに走つてゐる、今や萬事を學び、萬事を聞き、萬事を論じて余蘊なきに至るも、自家心中に一定不變の原理なきが故に、畢竟、何をも學ばざると一般である。此の如き学徒を以て國民を組織せば、浮萍的國民の出づること疑ひない。不安心、不満足の人間の続出すること、鏡に懸

けて見るよりも瞭かである。何となれば個人的の主義意見のみあつて、東西一貫、萬古不変の絶対的原理なき時は、人々の精神は到底、満足して安立し得べきものではない。夫れ人の精神は、眞理を食とし、正義を養とするものである、此の食、此の養なくんば、人飢ゆ、威風凜然、高節秋霜の如く、日月と光を争ふ程の人物に至りては、到底、出づべき見込みは全然無し、怪しむ勿れ、炳焉日星の如き眞理に接し、偶然奪ふべからざる正義を懐にしなかつたならば、五里霧中に彷徨して、優柔不断、猶予狐疑の境界を辿らなければならぬ、今の時勢は、以上述べた如く、原理欠乏して、主義のみ多く、紛然たるが故に、人々皆、懷疑の雲に包まれて、人を疑び、又た己れをも疑ふに至つた。爲に吾人は、安心持立することは出来ぬ。己れ安心するを得ざる時は、人を安心せしむることは出来ぬ。人を安心せしめ得ざる時は、國家を安立せしむるを得ざるは明らかである。嗚呼、是れ実に吾人が時勢に反抗して、絶対的原理の必要を力説する所以である。國を治め、民を安んずるに於ても、身を修め、行ひを正しふするに於ても、斯の如き原理は、一日も無ければならぬ。彼の野心を満たし、私利を営むを以て目的とする紛々たる異主義の如きは、國安民治を企図する道にあらず、自家一身の言動をも規画するを得まい。

然れども、今又た他の一方より考察するに、我が國の法学者達も、勢ひ法律の文面をのみ解説し

なければならぬ状態に遭遇するに至つたのである。何ぜかと云へば、現今学界の状態を見るに、哲学なるものは、全く学界に欠如してゐるからである、適々哲学的論説の如きものありとするも、それすら不明瞭、不精確にして、人にも己れにも満足を与ふるものにあらざるが故に、其の中より萬口、一致する確立不変、萬古不磨の基礎的原理を見出さんとするは、木に縁りて魚を求むるが如き類である。然れども斯の如き確固不拔の基礎的原理なくんば、法規法令等を以て成り立てる法律的築造なるものは、到底、維持せらるべきものにあらざることを記憶しなければならぬ。今日の法學先生方が、確立一定の哲理なき學海に遊泳するが爲に、法律的築造物を安立せしむべき基礎を認むる能はざるは、実に憫れむべきである。彼等先生達自からも区々たる條文や前判決例等の講義を爲すを潔ぎよしとせぬであらう。如何せん哲学なき今日の學問界が、法律の大原理を提供して、公衆の同意を得せしむることを容すまい。今茲に法學者、十人ありとせん、吾人は之れに問ふに「法律は、何故效力あるや」と云ふ極めて單純なる問題を以てせば、彼等十人の中、此の單純なる問題を解説するに当り、同一徹に出づるもの、果して幾人あるべき、恐らくは十人十色にして、法理に徹した解答を爲すもの、一人もないかも知れぬ。頭を回らして、之を我が國、古來の法學者達に質さんか、彼等の間に在りても、議論、紛々、一定の解説を下し得なかつた、今日の法學先生達の言論

も恐らくは、古來學者の言説を列挙する事を知りて、自から之が断案を下し能はざるに至らん、嗚呼、眞正なる哲學的思想なき今日の法学先生なるものは、到底、國安民治の繋がる所の重大問題を解釈することは出来ぬであらう。自身、先づ立脚の原理を欠く位であるから、國家の安定する基礎に就いて論ずることは出来ぬであらう。自から五里霧中に彷徨してゐては、人に光明を与ふることは出来ぬであらう。自から満足せずして、人を満足せしむることは出来まい。數、多き法学先生の中には、眞正哲學の提供する大原理を認むる者ありとするも、今の時勢に当り、同原理の上に「法律有效の理由」を置かんと欲する勇氣は、果して之れあるや否や、筆者は、未だ法律博士達の講義を耳聞したことなきが故に、漫りに人の心を忖度することは出来ぬが、所謂今日法学界の輿論なるものを聞き、更に又法学博士の一般的言動を見る時は、聊か茲に疑ひなきを得ない。何を以て斯く云ふかと云へば、「法律有效問題」を解説するが爲には、須らく先づ合理的、抽象的、形而上的の原理がなければならぬ。何ぞかと云へば法律有效問題は、一の道德的問題であるから、其の效力と云ふものは、目以て見ることは出来ぬ、耳以て聞くこと能はざるものだからである。然れども今日世上、一般の學者は、凡ての形而上學的問題に取つては、如何なる言動をなすや、彼等は、之に對して沈黙主義を取るであらう。蓋し彼等は、形而上學の原理なるものを知らざるが爲であらう。人間

の支那に靈的實體が無ければ、一日も生命を持續すること能はざるが如く、人間社會なるものも亦然り、其の靈性なる形而上の原理なければ、一日、片時も成立、生存し得らるべきものではない。此の原理は、前記せる如く、萬法の大源にして、人性附隨の活ける法である。此の法や東西一貫、萬古同一、國土、氣候、時代、種族等によりて、變易するものでないと云ふことを述べて置いたが、然れども尙ほ一層完全に之を人の性情に適合せしめんと欲せば、須らく之を言語に顯はし、之を文に載せ、口以て之を語り、耳以て之を聞くを得る所謂成文法ならしめんことを要す、蓋し人は、純靈にあらず、肉あり、体あり、故に其の法も亦、一定の形体を要すべきや言を待たない。果して然らば、彼の人性附隨の活ける法にも亦、條文なるものがなければならぬ。幸ひにして之れが間明なる條文あり其の條文は、今や世界到る処に發布せられ、普天の下、率土の浜、之を知らざる者は一人も無し、有名なる社會論者は、曾て此の簡明なる條文に就き左の如く述べて曰く、

「嗚呼、何たる完全無欠の條文なるや、斯の如き禁誡を垂れ、斯の如き法板を刻み得たる者は、如何なる哲學者ぞ、如何なる立法者ぞ、之を大にしては、國民の竭すべき義務、之れを小にしては、個人の竭すべき義務、一として此の條文中に記載せられざるはなし、人あり、若し此の條文に漏れたる義務誠命のあるを挙げ得る者あらば、余は予じめ茲に断言せんとす、曰く其の所謂義務

誠命なるものは、良心以外のもの、不道德なるものなるべし」と、

此の言を吐露したる者は誰であるか、今や世界各国の無政府党より萬古不易の格言とせられつつある「神もなく、主もなく、人靈もなし」と云ふ恐ろしき言を放ちたるフドロン其の人なりと聞かば、驚かざるを得まい。然らば氏の斯くまで賞讃したる條文は、何であるかと云へば、是れ即ち吾人の称する天主の十誡である、氏の斯くまで驚歎したる立法者は、誰ぞ、吾人の所謂、萬物の造者たる神である。此の神は、則ち是れ人性を造り、良心を賦して前記の活ける大法を制定したるものである。世界は、之に依りて統治せられ、萬物、之れに依りて司配せらる。

神は、世界の元、萬物の大主にして、我れ我れ人間に理性と良心との二大燈火を点したる者を、法律の大淵源、大元首と仰ぐのである。蓋し凡ての法律（無論、義なる法律を指す）は、神其の者の理性意志の發顯応用に外ならぬ。其の神の理性意志は、之れを内にしては、良心を以て、之を外にしては、十ヶ條の道德法を以て、我れ我れ人類に立派に發表せられてゐる。

即ち「汝、他人の財産を妄りに望む勿れ、汝、虚言を吐く勿れ、汝、邪淫を犯す勿れ、汝、人を殺す勿れ」と、是れ実に其の禁制である。更に其の誠命を垂れて曰く、

「汝の父母に孝を竭せよ」と、此等の禁命を支撐せしむるが爲に、最も有力なる大黒柱を樹立し

て曰く、

「天に独一無二の至上至尊者の神あり、萬能なり、全智なり、此の禁命を制定して、之を人類に遵奉せしむる者は、乃ち此の神である。

嗚呼、是れよりも簡明なるもの、是れよりも確固たるもの、又た是れよりも雄大崇高なるもの、果して何処にかある。吾人は、人に正義人道を行はしむるに於て、世の倫理説や法律論の遠く之れに及ばざることを、実験せるものである。

然れども世人の多くは、此の公明正大なる十ヶ條の道德法を見て、宛かも中天の太陽に面するが如き感を爲し、出來得るだけ、之を排斥し、無視せんとするのは、何故であるか、其の心中に疼しき所があるが爲である、所謂其の眼力の弱き、之を直視するに堪えざる爲である。然れども生物の中には、赫々たる日光をも恐れざる者あり、此の類の生物は、常に天の高きに翱翔す、例へば鷲鳥の如き即ち是である。鷲は、中天に飛び、日光に面して其の目眩まず、人間の中にも亦た斯の如き人物あり、正義直道の士、即ち是である。彼等は、超然世俗の上に卓立して、日夕、直理の光を觀望して、之を楽しんでゐる、蓋し其の理性は、最高の要求に應ずるからである。斯の如き人に於ては法律を以て、決して生計の器具と見做さず、貨殖の要具とも見做さず、法律を濫用して、口を糊し

利を貧ぼるの器具に供するが如きは、彼等の潔きよしとせざる所である。然らば即ち彼等は、法律を以て、何物と見做すや、正義の発顯、人道の武器と見做すのである。故に之を使用するや、必ず正義と人道を天下に樹立するの目的に出づ、乱臣賊子に対して之を施行する、又た此の目的に出づ故に之を以て私利私慾を営む器具に供するが如きは、決してなさなかつた。

それにも拘はらず茲に一奇怪なる事あり、今日人皆、功名富貴に志すにも拘はらず、正義公道の原理を利用して、天下の一大人物たらんことを欲する者、一人もなきこと是である。世に若し己れ先づ率先して、之を實踐躬行し、次に之を人にも遵奉せしむる者あらば、眞に是れ功名を博する道を知れる者と云ふべきである。大人物たらんと欲する者には、好機逸すべからずである。今日当路の人々にして、其の身、率先して十ヶ條の道德法を守り、公然之を発表して、天下萬衆の師範たらば、中外に其の名声を博し、萬衆の輿望を囑せしむるや必然である。否な一部の人々すらも必ずや之を九天に賞揚して、殆んど神に近き人物として、叫ぶに至らん、彼の民主主義や共產主義、社会主義、利己主義等の如きもの、如何に之に反対を唱ふるも、到底、這般の人の名誉を傷けることは出来ぬであらう。萬愛の焦点とも云ふべき國家は、此の種の大人物を見て、海の内外に誇ることを得べきである。而して其の一挙、一動、一言一默は、國利民福の上にも、文化徳風の上にも尠なかな

らざる影響を及ぼすに至るや明白である。嗚呼、今日の青年学徒に此の志はなきが、抑々此の勇はなき乎、

悠久三千年、神代の時代より大和魂を以て誇れる日本國民にして、忠勇義烈の偉風、東西に類例なしと云はれた國民にして、古來の歴史が殆んど一ページ毎に祖先の赫々たる功業を記録し、隆々たる偉勳を記載しあるを記憶しつつある大和男子にして、敢て一人、此の義勇忠誠の志を懐く者なしと云ふに至つては、愈々益々筆者の解する能はざる所である。惟ふに此の種の人物今日、全く欠如したるにあらず、大平洋戦争で敗北を喫したるが爲にもあらず、祖先の血液が斯くも速かに涸歇したが爲にもあざざるべし、今後は、イザ知らず、今日に在りては、既に斯の如き有様であることは、到底、筆者の信する能はざる所である。

然らば何の爲であらう乎、時勢を憚り、流俗を顧みて、勇往邁進、直行して、其の義勇を發表する能はざる爲である乎、今の時勢は、洵に悲しき時勢である。一方に於ては「世界に正義なし」の語、多くの人々の口より叫ばれ、他の一方に於ては「強者の権利」と云ふ主義が、学者、政治家等の間に於ても唱へられ、而も其の實際に於ては、土地も財産も生命までも日一日に、強者の手に入らんとしてゐる。果して然りとせば、義勇の大運動を試みるは、今や正しく其の時機ではないか

此の時機を逸せば、萬事茲に休止し、天下の事亦た言ふに忍びざるに至らん、愛國憂世の士よ、正義の旗を揚げて起て、個人の義務を規画するものは、正義である。國民の権利を擁護するものも亦、正義である。正義なくんば、常に公安秩序紊乱するのみならず、民人進取の氣象も、自由の精神も皆、雲霧の如く消失し去らんのみ、嗚呼、大和男子よ、今や恐るる時にあらず、憚かる時にあらず、一部の政治家に煽ふられて、同盟罷工を企て、区々たる政權や位置を得んとする時にあらず、世界に義勇の言動を示して、天下第一流の義人たらんことを欲する勇氣なきや、姑息手段を執る勿れ、八方美人主義を学ぶ勿れ、強者の權利に抗して、威風凜凜たれ、嗚呼大和男子よ、郷等は、實に日本國家の提防たれ、眞理の使徒たれ。

王政復古、明治維新當時の政府は「皇上を奉戴し、天理人道を明らかにすべし云々」と云ふ三ヶ條の誓文を掲げて、正義を天下に扶植し、公明正大なる法律を制定し、公平無私に之を施行するを以て、第一の事業とし、社會の安寧秩序を維持し、國民の自由を擁護する等亦、皆な法律の力に基頼するを以て第一義とした。此の時に當りては立法者は皆、其の心に以爲らく、法を布く他なし、義の要求する所を、時運に依じて規画するのみと、是れを以て當時、法律の權なるものは、實に神聖にして犯すべからざるものであつた。何となれば一たび明治政府が正義の名を唱ふるや、國民は肅然

として之を敬畏し、其の之を施行するや設令、刑吏の手を以てするも、人民は深く其の良心に感動したからである。今日に至りては、事大いに之と異なり、法律に就て、正義を云々すれば多数國民は、正義の存在を無視するのみならず、フランス大革命當時の政府の如く、議會萬能主義で、多数決主義で、人間行爲の規矩準繩たる定規なしで、法律を作るから、正義を法律の範圍外の者たらしめてゐる。其の見解、洵に奇々怪々たりである。それ故、法律と云ふも、正義と云ふも、單なる言語の上のみありて、實際には無きも同然である。だから法義を同一に解釈したる時代は、早や既に遠い昔し話となるに至つた。法の学を、義の学と解し、法の人を義の人と稱し、法を案んじて裁判するを、義を公明にすると唱道したる時代は、遠ふの昔に過ぎ去つて、今は民主制を行つてゐるから、政党間の軋轢も、労働者の同盟罷工も絶へない。政治界は、恰かも揖なき船の如く、東に流れ、西に流れ、漂々然として一定してゐない。正義が治者と被治者を支配せざる限りは、國家は極端に移動しつゝあるものである。

國家の事を憂ふる者は、須らく先づ國礎となるべき法律の原理に着眼しなければならぬ。熟々事の実際に就て考ふるも、義と法とは、同一にして、法は、單だ義の發顯に外ならぬ。故に語原の上より論ずるも、法を布くと、義を語るとは、異言同義である。然れども今日の法律学者に取りては

是等の事皆、陳腐かも知れぬ。法律を以て一の強迫力の如く解説するは、進歩的言論であると思ふかも知れない。然るに今日の法律学者が、法律の原理に就き、一向、頓着せざるは、蓋し彼等は深く探り、遠く究め、空想に馳すると看做すが故に、法律の淵源などに就て論ずる時も、世の立法者の意志以上に到達すること出来ぬからである。然れども今日の青年学徒所謂未來の國民たる者の精神に、法律の高等なる原理を吹き込むことが如何に必要なかを知るべきである。今にして之れを爲さずんば、我が國民の品位、日一日に失墜し、其の道德心は、年一年に微ならんとしてゐる。我が國民の將來及び其の光榮幸福隆昌等は、区々たる法令や條文、細則や六法全書等に基づくものにあらず、一に係つて義の觀念にあり、義を人に竭し、人を義に化せしむることは、是れ實に愛國的事業であるから、不肖老ひたりと雖も、粉骨碎身、聊が茲に盡さんと欲する精神があるから八千萬同胞國民に一言呈する次第である、御一読の榮を賜はらば幸榮の至りである。

東大教授横井博士の誤謬を匡正す

東大教授横井博士は、東京裁判を評論した其の末尾に國際公法なるものは如何にして成立つものかを述べた事が一昨年十一月十五日発行の読売新聞紙上に載せてあつた。其の言に「いつた、國

際法といふものは、主として慣習法から成つていて、先例によつて發達するものである、此の先例のうちで、もつとも有力なものは、裁判判決である。ひとたび裁判で決定されれば、それが有力な先例となり、やがて國際法上の規則となることが多い、裁判所が有力であればあるほど、同一の判決が重なれば重なるほど、ますますそうである」と述べてあつた。

若し博士の云ふ通り、國際法なるものが慣習法から成つて、裁判所が有力であればあるほど、それが先例となつて、遂には國際法上の規則となつたならば、國際法は、危険千萬であるから、絶対に信用できぬ。のみならず法とすることは出来ぬ。何ぜかと云へば慣習法所謂習慣と云ふものは、古人は、之を第二の天性として、習ひ性となると云つた。實に然り、吾人の心性は、斯く習慣によつて變化を來すもので、一度其の習慣となれば、惡なる事と雖も、容易に之を改むること出来ぬものである。

例へば古代ギリクのスパルタに於けるが如く、不具に生れた兒を殺すことを、善事と思つて之を殺した。また印度では、夫が死ねば、其の妻は、自殺して夫に殉ずることを善事と見做した。昔し我が國でも主君が歿すれば、其の臣僕は之に殉ずることを善事と見做した。昔でなく最近、明治天皇が崩御した時、野木大將夫妻は、之に殉じた時、日本國民は、之を善事と見做したではないか

また支那では、女子が多く生れれば、之を殺した。是れ其の國に流行した慣習法であつたから、これを善事と見做した。更に又、アフリカのオセア人は、人肉を食ふことを習慣としてゐたから、之を善事と見做した。尙ほ又、彼等は老朽の父母を殺することは、親に孝行する道で、善業であると思つてゐた。これは其の國の慣習法で、老衰した父母を殺して、老ひの苦痛を免かれさせる事を善事と思つてゐるからである。

筆者の生地は、茨城縣猿鳴郡であるが、今を距る七八十年前までは、小供を殺すことを罪惡と思はなかつた。小供の沢山ある家若くは小供を設うくる事を好まない家では、皆な返へして了つた。然らばどうして出來た小供を返したかと云へば、出産のある家では、何れも産婆さんを迎へる、産婆さんに生れた子供を返して呉れると頼めば、産婆さんは、其の膝を生れたばかりの赤子の喉元に押し付けて返して了ふことは随分残酷だが慣習法として居つたから、之を残酷と思ふ者は一人もなかつた。斯の如く我れ我れ人間は、習慣に支配されるれば、悪い事でも善い事だと思ふやうになる。夫れが習慣となると容易に夫れを改めることが出來ないのである。だから慣習法は善惡の標準となるものではない。善惡の標準とならざる慣習法から、善惡を裁判する國際法が成り立つ筈はない。

「國際法と云ふものは、主として慣習法から成つた」と云ふ博士の論は、全く間違つてゐるから

是非之を改めて貰いたい。何ぜかと云へば、博士は、大学の教授で、國民を教授する大任を帯びてゐるから、國民に誤謬を傳へて貰いたくないからである。

而して又博士は、「國際法と云ふものは、主として慣習法から成つて、先例によつて發達する、この先例のうちで、もつとも有力なるものは、裁判判決である。ひとたび裁判で決定されれば、それが有力な先例となり、やがて國際上の規則となり、裁判が有力であればあるほど、同一の判決が重なれば重なるほど、ますますそうである」と云つてゐるが、これは実に危険千萬な話である。若し前判決が間違つて居たら、どうする乎、間違つてゐる判決を御手本として、下す判決は当然、又間違ふに定まつてゐる。國際間の紛擾を裁判するに、人の作つた判決を当にするやうでは、裁判官たるの資格は全然ない。

國際間の紛擾は申すに及ばず、人の善惡を完全に裁判せんとする時は、前判決に倣つてはならぬ自分の有するアタマを働かして、其の凡ての場合仔細を尋究、知悉しなければならぬ。例へば人を殺すことは、一般に概言すれば、法に背くことであるから、罪惡であるが、其の殺し方に依つて罪に輕重ある如く、普通の殺人と、子供及び家族に必要な父を殺すのと、國家に重要な法官吏員などを殺すのとの間には、罪の輕重に於て大なる區別がある、殺す人に就ても亦、區別を立てなけ

ればならぬ。又た其の殺された人に就ても、知つて居つたか、知らぬ人であつたか、敵であつたか、恩人であつたか、若くは其の子であつたかと云ふので、大變に區別がある。罪惡を犯す爲に用ゐる手段によりても區別がある如く、犯罪の方法は人の面の異なる如く異つてゐるから人の作つた判決などを当にすると、悪くすると、重大過失を國家に及ぼす事になるから是非中止して貰いたい。そんな者を当にしないで、人間行爲の規矩準繩たる道德法があるじやないか、之を定規として、人の善惡でも、國際間の紛擾でも、此の道德法に依つて裁判すれば、決して間違ふことは無い。

横田博士の云ふが如く「一たび裁判で決定されれば、それが有力な先例となり、やがて規則となり、裁判が有力であればあるほど、同一の判決が重なれば重なるほど、ますますそうである」として、裁判すれば、日本は暗黒界になりて、思想界と道德界とに一大變化を來し、禽獸界に均しく、乱行汚爲、憚かる所なく、惡行盛んになり、善行衰ふるは、言を俟まず、全く惡世界と變じ、國家の平和安全を期すること出来なくなる。だから「先例の判決に依らず、道德法に依つて裁判するやうにして貰はなければならぬ事を横田博士には勿論、我が國の裁判官にも望むでやまない。

横田博士の云ふが如く、國際法は、慣習法から成つたものでなく、又「有力な裁判判決が、國際法上の法規」となつたものでなく、國際法は、人間行爲の規矩準繩たる正義の原理所謂自然法から

成つたものである。

だから其の土台は、キリスト教の思想である。其の証拠には、キリスト教の無い以前には、國際法と云ふ言葉も思想もなかつた。なるほど萬國の歴史を調べて見ると、時として國と國との條約はあつたが、それは單に一時的の事ばかりに過ぎなかつた。そこで一定した法律の觀念と云ふものはキリスト教から發出したものである。其の以前に在つては、唯だ強い者勝で、弱い者が負ける、所謂弱肉強食主義で、相互に正義と人道とに則して守る所の國際的法律と云ふものも何もなかつた。強い國は、唯だ其の隣國を圧迫して併呑すれば可いと云ふ積りで、國と國は、恰かも狼の群のやうで、所謂群雄割拠であつた。これはキリスト教以前に於ける所の世界の實狀であつた。

抑々國際法に就て、初めて組織的な試みをした者は、一千五百八十三年に生れたオランダ人、グロシウスであつた。なるほど氏は、之に就て種々の法文を集めたが、然し國際法が其の時に始まつたのではない。氏は元來、プロテスタン教即ち新教徒であつた。けれど其の起原を、一千年以前に於ける文明國間に行はれたものは、明らかにカトリック教會の爲であつた事を明言してゐる。勿論其の當時は、今日のやうな條文こそなかつた。けれども其の精神は明らかに在存して居つた。即ち神は、一切人間の造り主であるから、一般人類の公父である、人種や國境は、何等の隔てもない。人

類は、互に兄弟である、如何に人種や言語は、異なつても一たびキリスト教に属すれば、其の精神は、一とならなくてはならぬと云ふのは、國際法の起原である。而して夫れ等の事は、教会史と萬國史とを研究すれば能く分る、羅馬教皇は、常に正義と人道とを提唱して、國と國との接衝に當つた。そして人は、何れも其の裁判に従つたのであつた。従つて侵略的、強慾的な人類の本能は、段々と陶冶されて、戦争も漸々と少なくなつたであつた。爲に學術も文學も自から進歩發達するに至つた。諸種の大学は、何れもカトリック教会の設立に係り、例へば英國のオックスフォード及びケンブリッジ大学の如きは皆、さうであつた。其の頃の學者は、大学から大学に巡回教授をした。之に就き、グロシウス氏は「抑々教皇の御蔭で、何れだけ慘忍苛酷な戦争と云ふものも少なくなつたか知れぬ。教皇は、何時も是等戦争防止の斡旋者である」と述懐して、羅馬教皇の努力に対して感謝の意を表した。

教皇の御盡力に依つて、暗黒時代と呼ばれた中世紀に於て平和を享樂することが出来た。後、不幸にして此の状態は破壊された。西欧諸國政府の慾望と傲慢との爲に平和は攪乱された。当時、或る國の政府は、教皇の勤告に従はずして、他國に対し、正直に國交を継続することを好まぬやうに見えて、彼等國王は、各々其の勝手に従つて行動し、爲に紛擾争鬪は絶へなかつた。

今日我が國などで教へる萬國史の中には、随分突飛な事が書いてある。即ち今より四百余年前ポルトガルとスペインと、兩國の間に不和が生じた。所が抑々当時、文明國と云ふと、此の二國だけであつたから、彼等は、強力な軍艦を派して、世界を征服して歩いた。何れも負けず劣らぬ二大強國であつて、其の間に不和が起つた事だから、事態は、頗る重大であつた。そこで兩國は、教皇の裁断を仰いだ。すると教皇は、世界地図の上を筆で、兩分した。即ち一方はポルトガル、他の一方はスペインに与ふると云ふ意であつた。斯う云ふ事を記した歴史があつた。随分思ひ切つた作り話であるまいか、教皇は、精神界即ち人の靈性上に於ては、權利を有つてゐるが、社会上に於ては、そんな權利のあらう筈のない事は、誰でも知つてゐる。

眞正なキリスト教精神が存して居つたならば、世界の平和は期して望むべく、人類の之より受くる利益は、蓋し大なるものがあるであらう。どうしてもキリスト教精神がなければ、如何に文物隆盛になつても凡ては、空中樓閣に過ぎない。吾人は断言して憚らない、今や幸ひにして世界的第二の戦争も收まつて漸やく平和の曙光を見るに至つた。是れ全く全世界の一大喜悅である。斯く成るに至つたのも、國際法の致す所と云はねばならぬ。

個人と個人が相互に契約を結ぶ時は、互に夫れを忠実に守らなければならぬ如く、國民と國民、

相互に條約を締結した時は、兩國民共に夫れを忠実に守らねばならぬ義務がある。其の中の一方が夫れに背くならば、其の犯した不義は、更に大きくなる、斯やうにして損害が生じて來た時には其の損害が個人ばかりでなく、國民全体に及ぶだけそれだけ、不義も損害も大きくなる訳であるから正式に締結した條約は、如何なる國民に取つても、個人に於けると同じく、反古や紙片ではない。國交の存じてゐる限りは、忠実に守らなければならぬ。それ故に國際法を破るのは、取りも直さず條約を破るのであるから、他の國民を侮辱することである、世界一般の平和を攪乱するのであるから、時々最大なる禍害を起す動機となるものである。何ぜかと云へば國民間に戰爭の原因を作るので、人の最も恐るべき慘禍を惹起するからである。

此の國際法の創設者は、オランダのグロシウスであると述べて置いたが、氏は唯だ國際法を條文にしただけであつた。氏は有名なる法学者で、「戰爭及び平和の法律」と題する書を著した。其の書を、当時の世界外交界の通用語たるラテン語で書いた。是れ即ち國際法の最初の書であつた。然るに著者グロシウスは、プロテスタン教徒で、自由主義者であつたが、それにも拘はらず其の書は、全くカトリック教的精神であつた。

一体プロテスタン教徒は、自由主義者であるから、國際法の精神に背戻するものである。之に反

してカトリック教は、國際法的精神に一致してゐる。其の通りグロシウスは、其の著書の中に公教學者の説を、其の儘、紹介したから、其の書中に左の如く明言してゐる。

「此の國際法は、私の発案したものでなく、私は、唯だ編纂者たるに過ぎない。此の説の發明者は、スペイン國の學者ヴィットリア師とスアレス師である」と。

然らば國際法の始祖であり、發明者たるヴィットリア師とスアレス師とは、如何なる人物であつたかと云へば、兩人共にカトリック教会の修道士であつた。一体スペイン國は、古來よりカトリック教國にして、自然法を研究する學者が多くあつた。

フランシスコ、ヴィットリア師は、ドミニコ会の修道士にして、サラマンカ大学教授で、自然法の大家であつた。当時のスペイン國は、恰かも今日の英米の如く隆盛で、世界第一の強國であつた。コロンブスの米大陸発見以來、世界到る処に其の領土を拡張し、ヒリツピン嶋もスペイン國の領土となるに至つた。

一体スペイン國民は、殊に熱心なるカトリック教國民であつたから、國民挙つて其の殖民地の福音宣傳事業に従事したから、南北米の二大陸を始め、東洋の印度、南洋諸嶋及び日本にまで神の福音を宣傳した。

斯の如くスペイン國は、広く世界に神の福音を宣傳したから、従つて其の領土は廣大なもので、地球の三分の一を管領し、其の領土に太陽は没せずと云はれた程であつた。だから当時の國王カロロ第五世は、スペイン國の探見家等の発見した土地は皆、自分の領土であると主張したのである。所が上來述べた國際法の創設者ヴィットリア師は、自然法上から見れば、「其の土地は、土着の人民が自から努力して、開拓したものであるから、土人の所有物である。故に彼等は、却つて我等を支配する権利を有つてゐる。之を取得する事は、不義にして自然の法則に反する」と力説したので、流石の國王も之に手を下すことが出来なかつた。

スアレス師は、耶蘇会の修道士で、グラナダ大学の教授であつたが、ヴィットリア師と同じく國際法の鼻祖と仰がるに至つた。それ故にゼネバの國際連盟では、此の二人の修道士達を、國際法の守護者と仰いでゐる。

國際法の創設者と呼ばれたヴィットリア師は、第二のソクラテスと云はれた程の大人物で *Reinolds* と題する書に於て、驚くべき新思想を發表した。此の書が抑々國際法の根源となつたのである。

スアレス師は、ヴィットリア師の弟子として知られた人にして、其の師と同一な説を主張し

た。即ち「人は、神の尊前に於ては皆、平等にして同一の権利を有するものであるから、法の前に於ても、権利の差別を受くべきものではない」と云つて、奴隷売買に關し、人間の平等と、自由とを主張して、人が人を売らんとする不法を責め、此の幣風に陥つてゐる者は、速かに自覺して奴隷を解放すべき義務ある事、尙ほ又、捕虜の殺戮は、道徳上、最大なる罪惡であることを力説した。これは今日の思想から見れば、何人も当然だと首肯するけれども、十五六世紀時代に於ける奴隷売買制度の公認せられた當時には、一大驚異の新思想であつた。故に歐洲各國の學者達は、此の兩人を國際法の先驅者とし、オランダのグロシウスを、國際法の敷設者とするに至つた。

故に國際法は、横田博士の云ふが如く、慣習法から成つたものでなく、又た、有力なる裁判判決が先例となつて、國際法上の規則となつたものではないことは明白である。

國際法の精神は、福音書に「敵をも我が身の如く愛せよ」と記してある救世主キリストの教訓より成つたものである。それ以前は所謂強い者勝で、弱い者は負けると云ふ有様、弱肉強食主義で、相互に正義に従ひ、人道を守ると云ふ精神がなかつた。然るにキリスト教が一般に弘布されるやうになつてから段々と博愛的精神が発達し來つて遂に國際間の法律が構成されるに至つたのである。今より五十有余年前、露國皇帝ニコライの發議により、オランダのヘーグに國際裁判所が設置さ

れた事もあつた。其の時などは世界各國の法学者達がヘーグに集まり、種々協議を遂げたが、要は中世紀に於ける教皇の定めた通りのもので、唯だ異なる所は、中世紀に於ては、堅固くるしい條文はなかつたが、道徳的精神はあつた。ヘーグやゼネーブの國際連名會議に於ては、道徳的友好的精神がなく、條文ばかり多く並べられた。其の後、世界的大戦争が二度も起つて、ヘーグの仲裁々判所も國際連盟も、滅茶苦茶になつて、煙りの如くに消え失せて了つたが、今度の大戦争に終止を付ける爲に、独逸に於ても日本に於ても開かれ、平和の曙光を見るに至つた事は、実に喜ばしき極めである。

世界何れの國でも民法が國民の社交をを規定するが如く、國際法は、世界各國の外交を規定するものである。二者の間には、其の範圍広狭の別ありて、其の國狀も亦、おのづから相異つて居るけれども、二者均しく横田博士の云ふが如く、「慣習法」からでなく、道徳法即ち正義の原理から出づるものである。蓋し正義に二致なして、個人と個人との關係に取りても、國民と國民との關係に於ても、正義は一つのみである。

國際法は、先づ第一、自然法の原理たる正義より成り立つてゐる。正義は、世界萬民共通であるから、國民に取りても個人に取りても、压制や暴力暴權は、正義の代りとなるものではない。國民と國民との間に強者が弱者を、侵略屈服すること出来ても、此の侵略屈服は、決して之が爲に正義となるものではない。斯の如き性質の出來事は、其の初めに不義に行はれたならば、境遇形勢の變らざる間は、終りまで不義となつて留存して居るものである。時間や歲月の爲に不義が變じて正義となるものではない。

一國に於て人民皆、其の堵に安んじて居るのは、正義が國內到る所に尊重されて、誰も害を加ふる者が無いからである。世界に於ても同じである、世界各國の人民をして安心なる生活を送りて、孰れも皆、自由を樂んで行くこと出来るやうにするには、正義をして尊重せしめなければならぬ。又た之が爲に各國民相互に不義を犯さずと云ふ國際法を定め、強者弱者に關はらず、之を犯さずと云ふ規定がなければならぬ。四海同胞、萬民自由、世界隆昌と云ふことは、普遍的正義に基いて居るので、暴力や慣習法に基づくものではない。暴力や慣習法は、各國民に兵力軍備をなさしめるのみ、設令、戦争を開始するに至らざるも、早や既に國家を疲弊せしむる原因を養成するものである。

國民と國民が公然、正義を無視し、人道を蹂躪し、毫も約言を重んぜず、武力を有すと云ふが爲に、暴權の外、何等の權利を認めずと断然、躊躇せずして公言するならば、如何にして世界の平和を期待することが出来やうか、又た各國民が相互に斯の如き手本を示すならば、如何にして個人を